

衆議院

厚生労働委員会議録第三号

平成十四年十一月六日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 坂井 隆憲君

理事 熊代 昭彦君 理事 長勢 甚遠君

理事 野田 聖子君 理事 宮腰 光寛君

理事 釘宮 馨君 理事 山井 和則君

理事 福島 豊君 理事 武山百合子君

理事 岩崎 忠夫君 理事 岡下 信子君

理事 奥谷 通君 理事 後藤田正純君

理事 佐藤 勉君 理事 田村 憲久君

理事 高木 毅君 理事 竹下 亘君

理事 棚橋 泰文君 理事 平井 卓也君

理事 増原 義剛君 理事 松島みどり君

理事 三ッ林隆志君 理事 宮澤 洋一君

理事 森 英介君 理事 谷津 義男君

理事 山本 幸三君 理事 吉田 幸弘君

理事 吉野 正芳君 理事 渡辺 具能君

理事 家西 悟君 理事 大島 敦君

理事 加藤 公一君 理事 鍵田 節哉君

理事 金田 誠一君 理事 五島 正規君

理事 土肥 隆一君 理事 中津川博郷君

理事 三井 辨雄君 理事 水島 広子君

理事 白保 台一君 理事 榎屋 敬悟君

理事 佐藤 公治君 理事 小沢 和秋君

理事 山口 富男君 理事 阿部 知子君

理事 中川 智子君 理事 野田 毅君

理事 川田 悦子君

厚生労働大臣 坂口 力君

文部科学副大臣 河村 建夫君

厚生労働副大臣 鴨下 一郎君

厚生労働大臣政務官 渡辺 具能君

(法務省民事局長) 房村 精一君

(政府参考人) 文部科学省大臣官房審議 木谷 雅人君

(政府参考人) 厚生労働省職業安定局長 戸部 利和君

(政府参考人) 厚生労働省雇用均等・児 岩田喜美枝君

(政府参考人) 厚生労働省社会・援護局 河村 博江君

(政府参考人) 国土交通省住宅局長 松野 仁君

(政府参考人) 厚生労働委員会専門員 宮武 太郎君

委員の異動

十一月六日

西川 京子君 補欠選任 高木 毅君

加藤 公一君 補欠選任 中津川博郷君

江田 康幸君 補欠選任 白保 台一君

同日

高木 毅君 補欠選任 増原 義剛君

中津川博郷君 補欠選任 加藤 公一君

白保 台一君 補欠選任 江田 康幸君

同日

増原 義剛君 補欠選任 岩崎 忠夫君

同日

岩崎 忠夫君 補欠選任 西川 京子君

十一月五日

じん肺根絶に関する請願(小沢和秋君紹介(第

四号)

同児玉健次君紹介(第五号)

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同(山口富男君紹介(第六号)

同(植田至紀君紹介(第五八号)

同(原陽子君紹介(第五九号)

同(川田悦子君紹介(第九八号)

同(東門美津子君紹介(第九九号)

同(大島令子君紹介(第一二四号)

同(金子哲夫君紹介(第一三八号)

同(金田誠一君紹介(第一三九号)

同(佐藤公治君紹介(第一四〇号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

同(山口富男君紹介(第五七号)

第一類第七号 厚生労働委員会議録第三号

平成十四年十一月六日

乳幼児医療費無料制度の創設に関する意見書
(神奈川県川崎市議会(第二五九八号))
浜松労災病院と社会保険浜松病院の存続に関する意見書(静岡県浜松市議会(第二五九九号))
ワークシェアリング等新たな雇用対策の充実に関する意見書(静岡県浜松市議会(第二六〇〇号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、第五百五十四回国会閣法第六号)

○坂井委員長 これより会議を開きます。

第百五十四回国会、内閣提出、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として法務省民事局長房村精一君、文部科学省大臣官房審議官木谷雅人君、厚生労働省職業安定局長戸利和君、雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君、社会・援護局長河村博江君及び国土交通省住宅局長松野仁君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡下信子君。

○岡下委員 おはようございます。自由民主党の岡下信子でございます。

きょうは、この法案について私に質問の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

私は、四年前に夫に死別をいたしました。先立たれて、息子二人を残された真正正銘の母子寡婦家庭でございます。死別であれ離婚であれ、母子家庭の母親の心情は、同じ立場の者といいたしましては、痛いほど理解しているつもりでございます。

子供が幼ければ幼いほど、しっかりとその子育てをしていけるのかどうか、あるいは母親一人で就学あるいは進学をさせてやるのかどうかというような非常に不安定な精神状態があることもしばしばでございます。そういう中で、多少なりとも経済的な裏づけがあるということは、非常に心のよりどころとなっております。しかしながら、この法改正においては、一九九八年の時点で母子家庭が九十五万世帯にもなっております。五年前よりは二割もふえている、激増する離婚で財政が逼迫して、そしてこの法改正で抑制しようということとは否めないと思うんです。

その改正でございますけれども、児童扶養手当の全額支給の限度を年収二百四十八千円から百三十万円の一律に下げたということは非常に厳しいものではないかと思っております。それから、世間一般には、そういう財政負担を軽減させるための法案であるというふうにしなされておられませんが、そして、弱い者いじめの感もありません。それで、この法案は、本来、母子家庭の総合的な自立支援を行うことが目的であると思っておりますけれども、そこを大臣にきちんと説明していただきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

○坂口国務大臣 具体的な数字等につきましてはまた局長から答弁をさせたいと思っておりますが、今いろいろ御指摘をいただきましたとおり、母子家庭にとりまして、それが死別であれあるいはまた離婚であれ、その家庭にとりまして一番要求されることは、自立をどうさせるかということだろうというふうに思います。自立ができるかどうかということが最大の課題になるわけでありまして、今までのさまざまな数字を拝見して感じており

ますのは、多くの皆さんが自立はしておみえになるんですけども、しかし、その内容が十分かといえ、十分ではない。これから先、また今後もふえていくであろう離婚、そのことを考えますと、この皆さん方にやはり自立を促して、その自立を支援する社会システムをつくり上げていくということがいかに大事かということを痛切に感じる次第でございます。

そうした意味で、子育ての支援策、勤める就労の支援策、養育費の確保策、そして経済的な支援策、これらを総合的に考えて、そして、どちらかといえ、自立を支援するところ、このウエイトを置いた対策というものが今後必要になるのではないかと今ふうに考えております。

また、児童扶養手当制度につきましてもその一環として行うものでありまして、児童の福祉や自立が困難な者にも配慮を十分にしまして、そして母子家庭の自立が一層促進されますように、またこの制度が、母子家庭が急増し、厳しい財政状況の中におきましても維持できますようにしたいという考え方のもとに、今回この改正を行わせていただく次第でございます。

○岩田政府参考人 先生の御質問の中に、児童扶養手当全額支給の基準を年収二百四十八千円から百三十万に引き下げたということについての問題が……(岡下委員「二百四十八千円じゃないでしょうか、全額、年収、それを百三十万に下げた。それは違うんですか」と呼ぶ)はい。

児童扶養手当制度につきましては、ことしの八月に政令改正で行った改正がございまして、従来は、児童扶養手当の金額が、全額で一月四万二千円程度でございますが、それと部分支給といまして、それは二万八千円程度でございます。その二種類ございまして。

この八月、政令改正で実施いたしましたのは、先生御指摘のとおり、全額支給の所得の上限、これは、母一人子一人で、母親が給与所得のケースでございますが、年収二百万円程度までの方が全額支給できていたのが、百三十万の水準に引き下げ

られたというのは御指摘のとおりでございます。これは、全体として財政事情が大変厳しい中で、そして母子家庭が増加する中で制度を維持しなければいけないといったような財政事情も一方ではございますが、あわせて、就労による収入が一定水準を超えたと、その就労による収入と手当を合算したトータル収入が逆に減るという逆転現象が見られるということがございましたので、就労収入がふえるにつれてトータル収入が必ず増加するようにということで、児童扶養手当の金額を十円刻みでなだらかに、収入がふえるに従って通減させる、そういう仕組みを導入したものでございます。

○岡下委員 今の御説明もさることながら、十円刻みとかそういう、引き下げる、そういうことははっきりと説明されているのかどうか。余り知られていないんじゃないかなと。ただこの法改正によつて自分たちの収入、扶養手当が減るということだけしか一般の人たちには受け入れられていないということ、もう少し、この説明というか、そういうことを詳しくやっていただきたいなと思うのが一点でございます。よろしくお願いいたします。

それから、大臣が先ほど自立支援ということをおっしゃっていただきましたけれども、母子家庭の経済の安定のためには、家庭の母親がかなり高収入、安定した職につくことができるように就労支援を行うことが極めて重要であると思うんですけれども、このたびの法改正において、就労支援について、どのような点に重点を置かれていらっしゃるんでしょうか。

○鴨下副大臣 今先生おっしゃるように、最終的には、先ほど大臣の答弁の中にもございましたように、自立を促進していくというのは非常に重要なことでございまして、そのために、母子家庭の母は生計の主たる担い手でもありますから、母子家庭の経済的な自立を図る上で、就労支援策というのが極めて重要だということを我々も考えております。

こういうような観点から、就労支援策については、一つは、就労相談の実施ということで、さまざまな相談に乗っていただくということ、それから二番目に、よりよい就業に向けた能力の開発、これはそれぞれ母子家庭のお母さん方にも勉強をさせていただかなければいけないわけでありまして、三番目に、母子家庭の母の状況に応じた就業あっせんをして、そして四番目に、所得の増大に結びつくような雇用機会の創出のための支援、こういうようなものを大きな柱に展開をまいりたい、このように考えているわけでござい

○岡下委員 ありがとうございます。

母子家庭の母親というのは就労意欲が非常に高い。就労意欲が高いのは、働かざるを得ないということもあるかと思うんです。その母親の八割は就労しているんですけれども、本当に、収入というか、一般世帯の収入の三分の一、大体年収で二百三十万円程度にすぎないんですね。

既に就労している年収が低い母子の母に対して、今先生がおっしゃるような、これは地域との連携もあるんでしょうけれども、カウセンシングとかそういうこともやっていくし、特別な能力をつけさせるといふことも考えられているんですけれども、今、この非常に不況下にあつて、まともにお勤めしている男性であつてもリストラされる時代でございますが、そういうときに効果のある就労支援策というのは具体的にどのようなものがあるんでしょうか。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○岩田政府参考人 今おっしゃいましたとおり、母子家庭の母はいろいろな意味で就職の困難さを持つております。女性であるということからくる不利、そして、しばらく職業経験が中断していた、あるいは本格的な職業経験を持つていないということからくる不利、そしてもう年齢的に若くないというところからくる不利。お子さんを育てながら仕事をしないといけない、その両立の負担。こういうようなものから、大変難しい問題がある

いうふうに思います。

就労支援策といたしましては、こういう困難さを除去するというのが大事かというふうに思いますが、やはり最も重視したいと思っておりますのは、母子家庭のお母さんたち御自身の職業能力をいかに高めていただく、高い収入が得られる就業機会にその能力を結びつけていくことができるかということでございます。

具体的には、都道府県、政令市、中核市に就労自立支援センター事業を創設したいというふうに思っております。ここで、最初の、初期の就業相談から、職業講習、そして実際の職業情報の提供など、一貫した自立支援の事業を実施していただきたいというふうに思っております。

また、能力開発のための経済的な支援といたしましては、職業能力開発の講座を受講した方に対して自立支援教育訓練給付金制度というものを創設したいと考えております。また、介護福祉士など就職に有利な資格を取得するためには相当の年数がかかるということもありますので、そういった二、三年かけて資格を取得するような場合については特段に手厚い手当などもしたいというふうに思っているところでございます。

こういうようなことを通じて、職業能力開発を中心に、職業相談、情報提供、そして、公共職業安定所と都道府県、あるいは福祉事務所を設置している市などがよく連携をして、自立の支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○岡下委員 今お答えいただいた中に、かなり、能力を身につけるといふことは二、三年かかるとおっしゃいましたよね。そうすると、手当の見直しに、そういう能力をつけるということが先決問題じゃなかったのかなというふうにも思いますが、そういうことで、今おっしゃったように、地域の行政とも連携を図りながら、まず能力を身につけて、高収入を得られるような対策を進めていっていただくことは切にお願いをさせていただきます。

次に参りますけれども、母子家庭の経済的基盤

という意味では、別れた父親、離婚の場合ですけれども、別れた父親から養育費を確保する仕組みづくりが急務であるんじゃないかと思えます。

離婚の際の養育費の支払い状況を見ますと、取り決めている割合が、離婚するときにそういう取り決めている方たちは三五%にすぎない。それで、実際に養育費を受けている方はそのまた二割という、非常に少ないということなのです。例えば離婚する際に、もうとにかく顔を見るのも嫌だわ、お金のことは二の次でというふうな、感情的になつてそういう取り決めのしない方も、まず別れることが先決ということで後に尾を引いているというふうなこともあると思うんですけれども、欧米では、養育費の取り決めがまず離婚の前提条件で、国によると、一部は国が立てかえをしたり、あるいは取り立ての制度もあると言われております。

離婚するのは親の勝手でございますけれども、子供にとっては、ひとしく健やかに育つ権利があると思うんですね。養育費支払いに対する親の義務を法律上明確にすべきと考えておりますけれども、この点について、今回の法改正、この改正案にはどのように盛り込まれているんでしょうか、お尋ねいたします。それと、今国会のこの改正案においては、別れた父親からの養育費を確保するためにどのような施策を講じようとお考えになつていらつしやるのか。これはひとつ大臣にお伺いしたいと思えます。

○坂口国務大臣 御承知のように、これは民法におきまして、親の扶養義務につきましては定められていてございまして、離婚などによりまして児童を監護していない親は、その扶養義務に基づいて養育費を支払う義務を負っている、こういうことでございます。

今回のこの法律におきましてどう書くかということとは、非常に大きな問題だったというふうに思っておりますが、結論から申しますと、この改正案におきましては、いわゆる義務規定になつて

過程で意見を言う機会もあつたわけでございまして、私なんかの立場からいいますと、それはちゃんと法律に書いたらどうかという気もしたわけでございます。しかし、ここはいろいろ議論のあるところだそうでありまして、やはりここを法律にきちつと明記をするということになると離婚の妨げになるという御意見も強いんだそうでございます。ここは意見の分かれるところだろうというふうに思っています。

そういう全体の意見を考慮しながら今進めているわけでございまして、そして、この法律におきましてはこの措置を行う義務を規定するということにとどめておりますが、しかし、ここをできる限りやはり親に義務を果たしてもらうためにはどういうふうにしたらいいかということとは、少しきめ細かくこれから進めていかなければならないというふうに思っております。

この法律ができましたならば、その後、現状等を十分に見ながら、そして扶養義務の履行確保に向けてました施策というものをどう進めていくか。できる限りここはきめ細かく、そしてこれが履行されるようにひとつ努力をしなければならぬ、そんなふうな思っております。

○岡下委員 非常に難しいというふうな大臣のお答えでございましたけれども、義務を規定するということについて、従わなければ支払い命令を出すというふうな制度も一つ考慮に入れていただければありがたいなというふうに思っています。これは一挙にはいかないと思うんですけれども、やはり養育費というものは子供を育てていく上で必ず必要で不可欠なものでございまして、ぜひこのところを法改正のときに十分にお計らいいただきたいなと思えます。

それと、次に参りますが、今回の児童扶養手当法改正案でございまして、児童扶養手当の支給開始から五年か、それから離婚等の受給条件に該当したときから七年を経過すると、最大で二分の一まで児童扶養手当を減額することができるとなつてい

なぜこのような措置を導入することとしたのか。そして、働きたくても働けない方が、非常に難しい方もいるんですけども、そのような人には配慮すべきではないかと思うんです。具体的な減額の割合は政令で定めるとされておりますけれども、この政令は言うたらいづらう定める予定であるのか。

具体的にこのところ、ちよつとわかりにくいので、御説明いただけないでしょうか。

○岡下副大臣 今回の改正案では、児童扶養手当制度について、特に離婚直後の一定期間に重点的に給付しようじゃないか、こういうようなことでありまして、離婚等によりまして生活が激変する一定期間についてはできるだけ手厚くして、こういうようなことで母子家庭の自立を推進する制度に改める、こういうことでございます。

この見直しによりまして、今後増加が予想される、言ってみれば離婚等もふえますから、母子家庭に対して児童扶養手当制度を安定的なものとして、この厳しい財政状況を乗り切っていきたいというようなことも一つ考えるわけであります。

ただ、具体的には、三歳未満の児童を監護している場合や、障害、疾病を有する場合など、いわゆる自立が困難な母子家庭に十分配慮しなければいけない。さらに、手当の受給期間が五年を超える場合には、それ以後手当の一部について支給を停止する、こういうようなことにはなっております。

ただ、この措置の減額の具体的な割合は政令でこれから定めるわけでありまして、この政令は法施行後の、一つには、子育て、生活支援策、それから二番目に就労支援策、三に養育費の確保策、四に経済的支援策の進展状況、五に離婚の状況等を踏まえまして、五年後の適用に当たって、言ってみれば十分な時間的余裕を持って制定しようじゃないか、こういうようなことになっておりますし、改正法案において、減額に当たっては少なくとも従前の手当の半額以上は確保する、こういうようなことでございます。

○岡下委員 ありがとうございます。

それで、扶養手当の見直しの施行時期でございますけれども、現在既に受給開始から五年経過している方もいらっしゃると思うんですけれども、今回の改正案が成立しまして来年の四月一日から施行された場合に、このような受給者はいきなり四月一日からそういうふうな、これを施行されるのかという不安があるんですが、そのところはいかがでしょうか。

○岩田政府参考人 五年の受給期間の計算の仕方ですけれども、これは、改正法案が予定どおり平成十五年四月一日から施行になりますと、その時点からカウントを始めるということにいたしております。したがって、最初の該当者が出る方は平成十五年の四月から五年経過した平成二十年四月ということになりますので、それまでは減額される該当者は出ないということでございます。

○岡下委員 よくわかりましたけれども、このことについては、やはり受給者が、減額されるんじゃないかという不安というが、四月一日から施行されるといういきなりそうなるのであるかという不安がつきまとっていると思ひますので、このところは受給者に対して詳しい説明といいますか、公開というか広報をしていただきたいな、そのように思います。

最後になりますけれども、母子家庭は、母親が家計の主たる担い手であると同時に、子供の養育を一人で行わなければならない状況にあります。ですから、母子家庭の自立支援のためには、安心して子供を育てる、それから仕事を両立できるといことが非常に重要であると思ひます。これは母子家庭だけじゃなくて父子家庭、お父さんが子供を育てているということにも共通すると思ひます。今、今回の見直しにおいて子育て支援策についてどのように充実を図っていくのか。これを最後にお伺いして質問を終わりますけれども、よろしくお願ひいたします。

○坂口国務大臣 最後のお答えをします前に、先

ほど養育費の問題でございますが、ちよつと言ひ忘れたことがございますのでつけ加えさせていただきますが、養育費取得のための費用の支援につきまして、母子福祉資金の貸付金を充実しまして、いわゆる裁判を行ひますようなときの養育費取得のための裁判費用につきましても貸し付けの対象にするといったこともやりたいと思ひます。それから、これは法務省でございますが、法務省におきまして、現在、養育費等少額定期債務の強制執行手続というのがあるんだそうで、その見直しは今検討されておりました。来年の通常国会に出るということでございます。これらのことも大きく変わるだろうというふうに通じております。

それから、母子家庭の自立支援の問題でございますが、まさしくここが一番大事なところだというふうに通じておりますし……(岡下委員)子育て支援、先ほどは自立支援と呼ぶ子育て支援のお話ですね。

それで、子育て支援のところににつきましては、市町村に対しまして保育所の入所に際しまして特別の配慮の義務づけを行う。あるいはまた、働いておみえになる方が残業のこともあると思ひますし、また御病氣になられたりというようなこともあると思ひますので、子供を一時的に預かるショートステイ、あるいはまたトワイライトステイと言われておりますような、そうしたところを充実をする、あるいは優先的にこもお預かりをするようにするといったような、子育て短期支援事業の法定化をしたいというふうに通じております。これは児童福祉法でございますが、そちらの方でやりたいというふうに通じております。

それから、先ほど言ひました、病氣等によりまして家事や保育のサービスが必要となった場合に家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業の推進なども行えるように、ここを進めたいというふうに通じております。

それから、父子家庭の場合にも同様、今度は家庭の問題をどうするかということが大変大

事になりますので、そちらの、家事のことにつきましてもお手伝いができるような体制をつくり上げていきたいというふうに通じているところでございます。

以上のようなことで、考えられるいろいろの問題を整理をいたしまして、そして、子育てに対するバックアップをしていきたいというふうに通じております。

○岡下委員 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、すべて弱者の立場に立つて、弱者の立場をよく理解した上で、厚生労働省として温かい手を差し伸べてあげていただきたいなど、このように要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○坂井委員長 次は、福島豊君。

○福島委員 大臣、副大臣、おはようございます。大変御苦労さまでございます。

本日から母子寡婦福祉法等改正案の質疑がスタートするわけでございますが、昨年の暮れの予算編成に際しまして、母子家庭対策というものをどういうふうに見直していくのかと、さまざまな議論をさせていただきました。

先ほど大臣から御説明ありましたように、自立というものが大切である、私もそうだと思います。今までの母子家庭対策というものが、ややもすると児童扶養手当の部分に重点が置かれてきて、必ずしも、子育て支援でありますとか、そしてまた就労支援でありますとか、幅広い施策の分野においてはその充実というものが図られていなかったということを考えますと、総合的な施策の転換を行うことが必要である、私どももそのように思ひました。

その議論の中で、母子家庭のお母さん方の団体の方々、本日も傍聴にお越しになっておられますけれども、さまざまな意見を聞かせていただきました。母子寡婦も拝見させていただきました。その中で感じましたことは、そうした総合的な施策の転換ということは必要であるけれども、しかしながら、現在の大変厳しい経済状況、そしてまた、

いまだ母子家庭の経済状況というものが一般の世帯に比べると低いという事実を直視しながら政策の転換というものをやっていく必要がある、そのように思いましたし、さまざまな話し合いの中でいただいた御要望が一つでも施策に反映するように、私どもとしても全力で努力をさせていただいたと思っております。

そしてまた今般の改正案でございますけれども、この改正案に盛り込まれております就労支援でありますとかまた子育て支援、養育費の確保といったさまざまな施策が本当に実効性を持って機能していくのかということについて、私自身、見守っていかねばいけないと思っておりますし、この数年間がまさに正念場ではないか、そのような思いもするわけでございます。

さらにもう一つつけ加えますと、この総合的な施策の転換の中で児童扶養手当制度の見直しというものが行われたわけでございます。その見直しによって影響を受ける家庭がございます。その影響に対して、できる限り激変を緩和するような措置というものが同時に必要があるということで、この点についても種々要望をさせていただきました。

こうしたことを振り返りまして、改めて大臣にお尋ねをいたしたいことは、今般の改正案が目指しているものは何なのか。そして、厚生労働省として、母子家庭施策というものをどういうふうに変換しようとしているのか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○坂口国務大臣 今、福島委員からお話ございましたとおり、母子家庭を取り巻きます環境というのは厳しいものがあることは私もよく承知をいたしております。現状を見ましたときにそこをどう改革していくか、それは、今後の自立をどう支援していくかということに尽きるのではないかと考えます。

離婚をされた方であれ、あるいはまた死別をされた方であれ、共通しておりますのは、後に残された方、特に奥さんの場合が多いわけでござい

ますが、奥さんの場合に、お子さんを持ちながらどう自立をしていくかが最大の課題になるだろうというふうに思っております。そして、現在、収入として得ておみえになります年収を見ましても、普通の御家庭のことを思いますと非常に低いというところもあるわけであります。そこに一番の問題点があるわけであります。そこをどう改革していくかということをやらなければ、この母子家庭の問題は私は解決しないというふうな思っております。

したがって、五年後、この減額、まあ減額幅とかいろいろなことはこれから決めるわけでございましてけれども、所得のある方につきましてはしていくというふうなことも起こるわけでございしますから、まさにこの五年間の間にそこをどう改善することができるか、これは厚生労働省に課せられた、あるいは問われている最大の課題だというふうには私は思っております。

したがって、この五年間の間に母子家庭の皆さん方がどのように働いていただくか、そしてまた、子育てと両立をどういうふうにしていただくか、そういう社会システムをどう変えていくかということがどこまでできるかが私は問われることになるだろうというふうな思っております。

したがって、そのことを念頭に置いて、この法律を皆さん方に御審議をお願いするという決意でいる次第でございます。

○福島委員 次に、この中に盛り込まれております一つ一つの施策についてお尋ねをしたいと思

います。

まず初めは、就労支援でございます。先ほど岡下委員からありましたように、母子家庭のお母様方は勤労意欲が非常に高く、約八割の方は就業いたしております。しかしながら、約四割の方は、パート就労で収入が低いという厳しい現実を直面しているわけでございます。この就労状況をどう変えていくのか、その点について具体的な対応というものを御説明いただきたいと思

います。

そしてまた、この点については、厚生省と労働省が一緒に運営できるようにした、その一つの見本ではないかというふうには私は思っているわけでございます。そういう意味でも、この就労支援というものがどのように結果を出していくことができるのか、これも厚生労働省として真価を問われることであると思っております。よろしく願います。

○鴨下副大臣 委員おっしゃるように、言ってみれば母子家庭において就労をいかに支援していくかというのは非常に重要なことであります。ただ、今現在、経済情勢それから雇用情勢ともに大変厳しい状況にあるわけであります。そういった中で、母子家庭の主たる生計の担い手であります母親がいかにきちんとした就労をし、なおかつその後に高収入を得ていくかというふうなことに、厚生労働省としてどういうふうな支援できるかというふうなことであります。

このような観点から、母子家庭に対する総合的な施策を展開することとしておりまして、特に、子育て支援を行うとともに、母子家庭が就労により経済的に自立できるように、一つは、就業相談の実施、二に、よりよい就業に向けた能力の開発、三に、母子家庭の母の状況に応じた就業あっせん、四に、所得の増大に結びつくよう雇用機会創出のための支援、この四つを柱にしております。

具体的に申し上げますと、一つは、都道府県、政令市、中核市における就業相談、就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービス等を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業の創設をしよう、こういうようなことであります。さらに、職業能力開発のための講座を受講した場合の自立支援教育訓練給付金制度の創設、さらに、例えば介護福祉士など就職に有利な資格取得を行う場合の経済的支援、こういうようなことを検討しているところであります。

これによりまして、母子家庭の母の職業能力の

向上を図るとともに、的確な就職相談、求人情報の提供、さらに職業あっせんなどにより、母子家庭の母が高収入を得られるような、さらに安定した職につけるような、こういうようなことを推進しまして、経済的に自立を促していこう、こういうことでございます。

○福島委員 よろしく願います。

次に、養育費の確保の問題でございます。実際に養育費をもらっておられる母子家庭というのは大変少ないわけでございます。先ほど岡下委員からも御指摘がございました。この点については、もう少し強い措置がとれないかというふうな私にも感じております。しかしながら、さまざまな意見があるということも事実だろうと思

います。今回の見直しの中で、この養育費の確保についてどのような対応がなされているのかということについてお聞きしたいのと、私は、ぜひこれは、今後の状況というものをしっかりとフォローしていただいて、より強い措置に進むべきかどうかという点についても、今後の検討課題としてぜひ念頭に置いて進めていただきたいと思います。御説明をお願いいたします。

○岩田政府参考人 民法に直系血族の扶養義務の規定がございまして、これは離婚によっても何ら変わるものではないと。したがって、離婚などで子供を監護していない親の方は、この扶養義務に基づきまして、養育費を支払うという義務をしっかりと負っているわけです。問題は、それが確実に履行されていないというところであらうかというふうに思います。

そういうことで、今回の改正案では、一つは、子供を監護していない方の親については、養育費を支払うという義務を、努力義務ではございますが、母子寡婦福祉法の中で明記したこと。そして、子供を監護する側の親は、相手の、別れた配偶者からこの養育費を確保するように努力してほしいということ。そして、国や地方公共団体は、養育費の支払いというのが一般化するようにさまざま

な取り組みを行うべきであるということ。そういうことを規定したわけでございます。

さらには、今先生御指摘のように、本格的な扶養義務の履行確保のあり方、その仕組みをどうするかということについてはさまざまな観点からの検討が要するかとふうに思いますが、重要な課題である、検討すべきであるということも今回の改正の附則で明記をさせていただいているところでございます。

法の施行後は、実際に養育費の取り決めが進み、実際の支払いが確保されますように、国や地方公共団体ではさまざまなことをやろうというふうにも思っております。まず広報啓発活動、そして、養育費について、様式的モデルですとか標準的な額のガイドライン、そういうものもお示しをしたいと思いますというふうにも思っております。

また、法務省において、養育費を念頭に置きまして少額定期債権の強制執行手続についての見直しが行なわれているというの、先ほどの閣下委員の御質問に対して大臣の方から御答弁があったとおりでございます。

○福島委員 次に、子育て支援でございます。

これは、母子家庭のみならず、父子家庭におきましても大変大切なことでございます。この子育ての支援というものをどれだけ充実させるかが就労支援の実効性が上がるかどうかということの一つのかぎであろう、そのようにも思っているわけでございます。

今般の見直しの中でどのような対応がなされているのかということについて御説明をいただきたいのと、ぜひまた、今検討しておられます看護休業の話、看護休暇の話でございますけれども、そういった一般的な施策の見直しも本当に必要なんだろうというふうにも思っておりますが、両方含め、岩田局長から御説明いただきたいと思っております。

○岩田政府参考人 今回の改正法案では、市町村に對しまして、保育所に優先入所できるようにというところで特別な配慮を義務づけておりました

り、また、親の残業や出張や病気などで子供さんの面倒が見られないというときに児童養護施設などで夜間預かる、あるいは一週間程度預かるというふうな、ショートステイ、トワイライトステイと言っておりますが、これを法定化し、予算的にも思い切つて拡充をしたいというふうにも思っております。

また、親が病気などのときに子育てが十分にできない、家事ができないといったときには家庭生活支援員を派遣する事業がございますが、これも、日常生活支援事業というふうな事業の名称も変えまして、そして質、量とも拡充をしたいというふうにも思っております。

また、今先生からお尋ねがございましたけれども、子育てとの両立支援の問題は、これ以外にも、働き方の問題でもございますので、育児・介護休業法の中でルールをつくっておりますけれども、さらに両立支援ができるような働き方のルールのこれからのあり方について、子供が病気のときの看護休暇制度の問題なども含めてですけれども、引き続き拡充する方向で、ぜひしっかり検討していきたいというふうにも思っております。

○福島委員 本質は、やはりパート労働の処遇のあり方というのが大きき課題なんだと思えますね。それは、所得にしましても、そしてまた今おっしゃられたようなさまざまな、子育てと働き方の両立ということで、休業制度があったとしても、なかなかパート労働の方は使にくいというふうなこともあるだろうと私は思うんですね。そういうことも含めて、ぜひ今後の検討課題として、働き方の問題という大きな枠の中で、どうしたら母子家庭のお母さん方が働きやすい、そしてまた収入もふえるというふうな道があり得るだろうか、そういう面も踏まえてぜひ検討を進めていただきたいなと思っております。

次に、児童扶養手当の見直しについてでございますが、先ほども閣下委員から指摘がございました。受給開始から五年か、離婚等受給要件に該当したときから七年を経過すると、手当の一部を減

類できることになっておりますけれども、この措置を導入した趣旨、そしてまた、自立といいますが、中には病気の方もおられます、さまざまな障害をお持ちされる場合もあるでしょう。なかなか自立が困難であるという場合もあるわけでございます。そうした方々に対して、どのような配慮がなされているのかということについて御説明をいただきたいと思っております。

○閣下副大臣 先ほどから議論になっておりますが、今回の改正案では、特に児童扶養手当制度については、離婚等による生活の激変を一定期間でできるだけ緩和するというようなことで、言ってみれば、重点的に手厚い手当をしていこうじゃないか、こういうようなことでありまして、さらにもう一つの観点は、母子家庭の自立を促進する、こういうようなことで制度を改めていこう、こういうことでございます。

具体的には、先生おっしゃるように、手当受給開始から五年、または離婚などから七年の、いずれかの期間が経過した場合に、手当の一部の支給停止をする、こういうようなことを導入しようというところでございます。他方、この一定期間に集中的に就労支援を講ずるとともに、貸付金制度の充実を図ることなどによって、言ってみれば、母子家庭が経済的にも自立できるように促進しようというところでございます。

もう一つは、先生おっしゃっているように、がしかし、そういうようなことでも自立が困難な方々に対してはどうするんだ、こういうことでありますけれども、一つは、例えば三歳未満の児童を監護している場合には十分配慮しなければいけないとか、障害、疾病を有する場合などは自立といつてもなかなか難しいことでございますので、この場合には減額措置を適用しないなど、こういうようなことで十分に配慮しながら行っていくたい、こういうことでございます。

○福島委員 これは要望でございますけれども、先ほど閣下委員から御質問がありました、減額措置に關しての政令をいつ、どのように定めるのか

という御指摘がありました。御答弁は結構でございますけれども、五年間の間に日本の経済がどういふふうになつていくのかわかりません、本当に私は心配をいたしております。景気回復というものがなされて雇用というものがどれだけふえていくのかという五年間のことを考えますと、減額措置というものの關しての政令を定めるときには、そのときの状況、そしてまた施策の進捗状況というものを本當にしっかりと踏まえて、適切な対応というものをぜひ図っていただきたいと私は強く要望をいたしておきます。

次に、できるだけ激変緩和ということが必要であるということも申しました。

今回の改正案では、母子家庭に対して低利子または無利子で貸し付ける母子福祉資金貸付金についても充実が図られておりますけれども、その一環として一定の母子福祉資金貸付金について償還を減免する、その世帯の状況によって減免をするという旨の規定が設けられております。

今回のことしの見直しで児童扶養手当が減額となつた過程があるわけでございますけれども、それに対して、特例児童扶養資金というものを貸し付けるといふ制度も同時に激変緩和といふことで設けられております。この資金についても、償還に關して減免ができる、その対象とすべきであると私は思っております。この点についてのお考えが第一点。

そしてまた、貸付金の見直しということで、児童本人に貸し付けができるというふうな見直しも同時に行われておりますけれども、その趣旨について御説明をいただきたいと思ひます。

○岩田政府参考人 母子寡婦福祉貸付金の償還の免除でございますが、従来は、死亡ですとか高度障害の場合に、個別ケースごとにその都度、議会の議決で償還の免除ができるということになっておりました。

今回の改正案では、これに加えて、母子家庭の経済状況などに応じて弾力的に対応できるように、その都度議決を経ることなく、あらかじめ

どういう状況であれば免除することができるといったようなことについて条例で定めていただいて、そして、その条例に基づいて償還未済額の一部を免除できるといったような仕組みにしたいというふうな思っているわけでございます。

この減免措置の対象となる貸付金の範囲をどうするかというところは、法律成立後、政令で定めるわけでございますが、今御指摘になりました特例児童扶養資金については、委員御指摘の方向で対象とするよう検討してまいりたいというふうな思っております。

また、もう一つの、母子寡婦福祉貸付金の中で児童本人が借りられるようにするという点での改正も今回予定をいたしております。

従来、母子寡婦資金貸付金の中で、これは金額ベースにしますと九割ぐらいは奨学金関係でございます。関係者のお話を聞きますと、やはり保証人を探し出すのが大変難しいということをよく聞いておりましたので、今回の改正では児童本人にその資金を貸し付けて、母親が保証人になり、そのなることで第三者の保証人は要らないという形で、子供さんが社会人になった後、御自分の責任で返していただくというふうな貸付金の改正も予定しているところでございます。

○福島委員 次に、同じく児童扶養手当の問題でございますが、これまで、離婚後五年を経過すると児童扶養手当の請求ができない、そのような仕組みになっておりました。この点については、大変多くの要望が実はあったわけでございます。

今回、その規定が廃止されることとなつて、私は大変喜んでおりますけれども、その趣旨について御説明をいただきたいと思っております。

○岩田政府参考人 現行では、離婚などの支給要件に該当してから五年以内に限って児童扶養手当の認定請求ができるということになっております。しかしながら、離婚など支給要件に該当したその時点では、例えば十分な所得があったということ、申請をせずに時間が過ぎた。そうこうしているうちに、こういう景況状況ですから、失業

するとか収入が減るということで、請求したいけれどもその時点では五年が経過してしまつていたというようなことが、問題点として指摘されていたところでございます。

今回は、こういったケースを救済するという観点から、認定請求期限の規定を廃止することといたしております。

○福島委員 次に、今回のこの母子家庭施策の見直しの中で、厚生労働大臣が基本方針を定める、また、都道府県、市等の福祉事務所設置自治体は母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定することができるようになっているわけでございます。

この両方の基本方針そしてまた計画、これがどのようにつくられるかということは極めて大切なことだと思つておりますが、この点について、その道筋についてお聞かせいただければと思つております。

○岩田政府参考人 今回の法案で実施、強化したいと考えております子育て支援、就労支援、そして養育費の確保対策、経済的な支援、これらに関係機関が密接な連携を図りながら実際に効果的に実行できるようにという観点から、国は基本方針を、そして都道府県、市、福祉事務所設置町村については自立促進計画を策定することといたしております。

法案成立後、国といたしましては、なるべく早い時期に基本方針を策定したいというふうな思つておりますし、その基本方針の策定を待つて、各自治体でも速やかに策定をしていただきたいというふうな思つております。

これらの基本方針、自立促進計画の策定に当たりますのは、法律改正案の中でも母子福祉団体の他の関係者の意見を反映させるようにということと規定をされておりますので、母子福祉団体やNPOを初めといったしまして、この問題にかかわつておられる方の意見を広く伺つて、その上で策定してまいりたいというふうな考えております。

○福島委員 さまざまな御意見をしっかりと受け

とめて、いい計画をつくつていただきたいと思つてます。

そして、それと関連をいたしますけれども、自治体の取り組みが極めて大切だと思つております。特に職業紹介という点に関しましては、都道府県等、職業紹介の事務というものをぜひやりたいという要望も最近では強くなつてくるようございまして。

現在、厚生労働省におきましては、職業安定法の見直しの中で、こうした職業紹介事務というものをどの程度広げていくのかという検討がなされていると伺つております。ぜひ、この母子家庭のお母さん方の職業紹介ということに関しても、都道府県が主体的に取り組めるような、そういう見直しを進めていただきたいと思います。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○戸田政府参考人 都道府県が行う職業紹介事業についてはありますが、平成十年に地方分権推進計画が定められて、これで国と地方公共団体の役割分担、それから国と地方公共団体の連絡のあり方、これを雇用対策についてもはっきりしようということになったわけでありまして、ここにおきましては、二重行政になるということで、地方公共団体がみずから職業紹介を行うことについては適当でないのじゃないかということでこれまで取り組んでまいっております。

こうした中で、この十月三十日に地方分権改革推進会議から最終報告が示されて、ここにおきましては、「高齢者、障害者などを対象とした地域性の強い施策を展開する上で必要な職業紹介については、国と地方の二重行政となることのないよう配慮をしながら、都道府県も一定の役割が担うことができる方向で検討を行い、平成十四年度中に結論を得る。」という指摘がなされておるところであります。

委員御指摘のとおり、厚生労働省では今、職業安定法の見直し作業を進めております。その中で、これを踏まえまして、地方公共団体が住民に身近な行政施策を実施する上で必要となる職業紹介

介を行う場合にはその範囲で職業紹介を行えるようにしようという方向で、その具体的な範囲ですとか職業紹介を行う場合の要件、こういったものを現在検討を進めているところでございます。

御指摘の、母子家庭の母につきまして、地方公共団体がみずからその福祉施策を展開する上で必要だとして職業紹介を行うことにつきましては、先ほど分権推進会議の中にありました高齢者、障害者と並びまして、母子家庭の母についても十分検討してまいりたいというふうな考えております。

○福島委員 最後に一言申し上げます。

先ほど心配だと申ししたのは、日本の経済が心配だというふうに申しただけでございます。今回のこの見直しの中に盛り込まれている施策が心配だというふうに言つたわけでは決してありませんので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

ただ、そうした厳しい日本の経済情勢であるだけに、今回の見直しの中に盛り込まれた一つ一つの施策というものを本当に実効性あるものように全力で厚生労働省には取り組んでいただきたい、このことを要望いたしまして、質問を終わります。大変ありがとうございました。

○坂井委員長 次に、三井辨雄君。

○三井委員 おはようございます。民主党の三井辨雄でございます。

昨今の経済状況を考えますと、大変厳しい状況下にあるわけでございます。雇用の問題あるいは企業の倒産、またリストラ等の中で、今まさに母子家庭の皆さんにとって、普通の一般家庭の皆さんでも、この経済環境の中で親一人一人あるいは二人、こういう中で生き抜くということは大変なことだと私は思つております。

なぜこの時期に児童扶養手当をこのように見直すのかということ、まず大臣に冒頭にお聞きしたいと思います。

○坂口国務大臣 今、三井議員からお話がありましたとおり、大変厳しい時代を迎えているこ

とは、私も同じように思っている次第でございます。

今までのような右肩上がりの時代から、少なくとも右肩上がりではない、右肩下がりとは申しませんが、右肩上がりにはなかなかかなりにくい時代を迎えていることだけは間違いがございません。人口がやがて減ってまいりますし、そういういたしますと、実質国民所得もそう伸びない、むしろ低下をするという時代を迎えてくるわけでございますから、今後とも、人口動向一つを見ましても、非常に厳しい時代が来るというふうに思わざるを得ません。

そうした中で、弱い立場、例えば高齢者だとか障害者だとか、あるいは母子家庭の皆さんだとか、あるいは慢性の病気を抱えた人だとか、そうした人々をみんな弱いという立場にくくることはできないかもしれません。立派にそこはおやりになっている方もおみえでございますから、すべてが弱い立場とは言えないかもしれませんが、総じて言えば、弱い立場にある皆さん方がおみえになるわけであります。

そうした皆さん方に、やまやまいたしますと、今までは財政的な支援というものを中心にして考えてきた、そのことも私は大事ではあるというふうに思っておりますが、しかし、もう少しこの皆さん方をトータルで支援する社会的システム、いわゆる自立を支援する社会的システムへと軸足を移す必要があるのではないかとこのように思っております。

そうした立場の中から、母子家庭の皆さん方にも、今後生き抜いていただきますために必要なことは何なのか、この際によく見直しを行って、そして子育ての問題、そしてまたいわゆる職業に対する支援の問題、雇用支援の問題等々含めまして、総合的にこの皆さん方を御支援申し上げていくということが今大事な時期ではないか。厳しい時代であるがゆえに、この皆さん方に早くそうしたシステムをつくっておくたえをしていくことが大変大事ではないかと思っている次第でございます。

す。

○三井委員 私のところにも、今回の児童扶養手当につきましては余りにも厳しいんじゃないか、まさにメーメルあるいは連日ファクスが届いておりまされども、命綱がぶつ切り切られたような思いであるというようなファクスやメーメルをいただいております。

今大臣が御答弁されましたように、まさに厳しい環境にある。そして、母子家庭の皆さんにとつてはもとより厳しい環境にある。離婚された母子家庭の中には、平均で二人以上のお子さんを抱えていらっしゃるという統計もございします。そういう中で、今お子さん一人を育てるのでさえ大変だ、二人のお子さんを抱えるということとは、ここで児童扶養手当を切られるということとはまさに本当に命綱を切られる思いだと思っております。

これはやはり私は、五年後の見直しということもおっしゃっていただきますが、今ここで、五年後の見直しだと、先ほど福島議員からお話ございました、五年後の経済はどうなっているかわからない、あるいは雇用の問題もどうなっているかわからない。銀行の金利じゃないですけど、固定金利が変動金利なのか、まさにそういう中で、よりよい方に見直すのであればいいですけども、余りにも具体的なことがなさ過ぎるなどという思いを私は私しております。

そこで、いろいろな理由の中で離婚され、あるいはシングルマザーになられた、その子供たちはやはり健やかに育つ権利があるわけでありまして、親には当然養育の義務を果たす責任があるわけでございますから、将来的な給付対象がふえたからといって手当の減額を図る厚生労働省の考え方は本末転倒ではないか、私自身はそう思っているわけでございます。

まさに、将来の離婚率ももっと高くなるという統計もございします。百万世帯にはなるだろう、あるいは今の予算が平成二十年には四千億までふえる。やはり初めに財政問題ありきというのは、いつも、健保法もそうでしたが、やはりここをもつ

と、財政ありきじゃなくて、本当に弱者にとつて、あるいは負担をする皆さんにとつて、よりよい施策をすることが必要でなからうか、こういうぐあいに私は思うわけでございします。

きょうは就労支援策と経済的な支援策等について総合的に質問させていただきます。

まず、今回の改正による母子家庭の自立を支援するための母子家庭の母等の就労対策の考え方に ついて御説明をいただきたいと思ひます。どのよう に見直しされるのか、趣旨説明をお願い申し上げます。

○岩田政府参考人 母子家庭の母は世帯の主たる家計の維持者でございますから、経済的な自立という課題は大変重要であるというふうに思っております。なかならず、昨今のような経済情勢、雇用情勢のもとでは、就労支援対策は大変重要であるというふうに考えております。

今回の改正案の中では、母子家庭の母が経済的に自立できますように、まず一番目としてしましては、お一人お一人に対するきめの細かい就業相談、これをちゃんとやるということ、そして二番目には、職業能力を高めていただくための講習会、教育訓練の機会をしっかりと持たせていただくこと、そして三番目には、具体的な求人情報や就職のあつせんをお手伝いするということ、そして最後に、四番目は、しっかりと収入が得られるような雇用機会自体を開発する努力をしていくこと、この四つを柱といたしまして、就労支援対策に取り組んでいくことにいたしていただいております。

○三井委員 今局長が御答弁されましたように、今回四本柱という見直しのメニューをお話しいただきました。現状で考えられる手段をやはり網羅して、就労支援策を図ることをより一層やるべきだ。また、母子福祉対策の観点から支援策が整備されるという、評価できる点もあると私は思うんです。

しかし、雇用対策という観点から見ますと、依然として福祉法の中に雇用促進の条文を置くにと

どまっているというところしか理解できないんですね。雇用法制の一つの課題として、母子家庭を明記するところまで行っていない。高齢者や障害者それぞれの雇用就業に関する特別法の制定の例もございします。

この後質問するハローワークの職業相談や雇い入れる事業主への助成作業に取り組むのであれば、当然労働行政としての責任が問われていくわけでございますけれども、さらには幅広い意味で、子育ての支援、育児関連、雇用施策とのかわりも含めて、今後、福祉政策から雇用施策の中でどのように位置づけをしようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○鴨下副大臣 委員御指摘のように、雇用政策そのものは非常に重要な、言ってみれば柱の一つでございますし、それを推進しようというのは、これはもともとのことでございます。

ただ、母子家庭の母の場合には、子供を育てながら就労を行わざるを得ない、こういうような、ある意味で特別な事情もございしますので、単に雇用政策、そして就労支援だけではなかなかうまくいかない。むしろ、子育て、生活支援、それから経済的支援など総合的な対策を推進していく、こういうような観点が必要なのだろうというふうに思ひます。

こういうような観点から、今般の母子及び寡婦福祉法の改正においても、厚生労働大臣が、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を定めることとしておりまして、母子家庭等に対する就労支援についても、総合的な、言ってみれば母子家庭等対策の一環として、この方針に基づきまして講じること、こういうようなことでありまして、今回の改正により拡充される同法等に基づき、今後とも、雇用の促進や職業の安定のための施策を生活支援等の施策と一体的かつ総合的に講じていく、こういうようなことでございます。

○三井委員 わかりました。続きまして、時間も限られておりますので、次々

質問させていただきたいと思ひます。ハローワークの役割についてお伺いしたいと思ひます。

今回の法案では、母子家庭の就業に関するハローワークの役割を明記されておりますが、第二十九条二項としております。現行では母子家庭福祉法第十九条でも規定がございますが、従来からハローワークが母子家庭の母等の雇用促進に努めてきたという経緯がございます。今回の改正では、具体的にどのような改善をなされるのか。省庁再編で厚生労働省が発足したわけでございますけれども、福祉と雇用の連携強化がより求められている中で、ハローワークにおける母子家庭の支援策のあり方について、今後どのように取り組もうとしているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○戸部政府参考人 母子家庭の母の方につきましては、従来から、手厚い就労のための支援が必要だということで、ハローワークに特別に相談員を配置いたしました。あるいは公共職業訓練等を受講する場合の訓練手当を支給したり、それから、母子家庭の母の方を雇い入れた事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給するといった支援を行っております。

本日御審議いただいております母子及び寡婦福祉法の改正に伴いまして、これらの施策に加えまして、さらに母子家庭の母の方の安定的な就業の促進を図りますために、一つは、母子家庭の母の方を試行的に雇用する事業主に対する奨励金の新設ということで、これまで若年者、それから障害者に限って行っておりましたトライアル雇用制度の対象に新たにしようということをご予定しております。

そのほか、母子寡婦団体が無料職業紹介を行うとされた場合に、当方のハローワークで持つております求人情報を提供いたしました。あるいは、職業紹介、職業相談を行ういろいろな技法等に関する研修を行わせていただいたりというふうなことを考えております。

さらに、両立支援ハローワークというのがございまして、これは、家庭生活と職業生活の両立を

図りながら職業生活を送っていきやすいようにということと特別のサービスを行ってハローワークであります。ここでこれまで求人情報の提供なり職業講習の対象といたしておりましたのは、無業者の方が初めて就職しようという場合を対象に、あるいは再就職しようという場合を対象にしていたのでありますが、母子家庭の母の方につきましましては、今パートで働いておられる方が常用雇用に移行を希望するという方についても新たに対象とするといったようなこと、それから、ハローワークの所長により職業訓練の受講推薦の積極的な実施といったようなことを予定しておるところであります。

いずれにいたしましても、厚生労働省というところで省庁を統合したわけでありまして、母子自立支援員の方、あるいは児童家庭支援センター、その他母子の福祉の関係の団体、そういったところとハローワークとの連携をさらに緊密なものとしながら、母子家庭の母の方の就労促進に一層実効が上がるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○三井委員 今の答弁については次でお聞きしようと思つていたんですが、ハローワークとかかわりというのは、私はやはり、情報収集、あるいは雇用とのコーディネートといひましようか、それからそのノウハウを独自に開発できるといふことが重要だと思ふんですね。

私もハローワークへ行つてまいりましたけれども、今まさに、母子家庭でなくても、ハローワーク等に行つても本当にたくさんの方が職を求めていらつちやっています。そういう中で、やはり母子家庭の皆様はある程度優先をしながら、この連携というものはより強化していただきたいということをお願い申し上げたいと思ひます。

次に、母子福祉貸付金の充実についてお伺ひいたします。今まさに母子家庭の自立を支援する経済的支援体制の整備を考えたときに、現在実施されております施策、例えば母子福祉貸付金の制度がありま

すが、今回の改正においてどのように改善されたのか。また、この制度が実際のどのくらい利用されているものか。また、十三種類の資金があります。現在の利用状況についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○岩田政府参考人 まず、現在の利用状況から御説明をさせていただきます。

平成十三年年度の貸付実績でございますが、貸付金の金額が二百八十八億円余になっております。件数では、五万四千件余でございます。十三ある貸付金の中で、大要利用されているものは、多いものから申し上げますと、修学資金が四万五千件、そして就学支度資金が一萬一千五百件、それらに続きまして、転宅資金、生活資金、これらも相当の件数がございます。

また、今回の改正案においてこの母子福祉貸付金がどういう形で強化されるかということについてですが、まず一点目は、子供本人に貸し付けることができるようにしたことでございます。修学資金、就学支度資金などについては、子供が借り、母親が保証人になれば第三者の保証人は不要とするということで、お借りいただきやすくなりました。

二つ目は、母子福祉団体が事業をするケースがあるわけですが、この母子福祉団体の貸し付けの対象となる事業の範囲を拡大したいと考えております。

三つ目は、ことしの八月の児童扶養手当制度の改正によりまして手当額が減額になった、そういうケースについては、特別児童扶養資金という貸付金制度を始めています。けれども、この資金を念頭に置いておられる方が、償還期になつても母子家庭の所得の状況がよくならないというのか、悪くなつていくというようなケースについては一部免除することができるよう、そういう制度についても創設をしたいと考えております。

○三井委員 「母子福祉貸付金制度の概要」を見させていただきました。確かに十三ありますけれども、私を一つ一つ見ても、本当にこれが、例えば母子家庭の皆さんにこの資金をどういうぐあいに貸し付けていた、ただののかというところが、これは全部実際に現場では見られるんでしょ

うかね。これだけのものが小さい字で書いてございますけれども、こういう制度もありますよ、例えば修学資金、あるいは就労、起業に対する資金とか、あるいは自立支援とおっしゃっていますけれども、実際問題として、私は、こういう制度をつくつても、実際に広報活動がもっと足りないんじゃないか。やはり利用者の立場に立つた制度をしっかりと私はつくつていただきたい、こういうぐあいに思うところでございます。

そこで、今回の、今局長から御答弁いただきましたが、この利用状況を見ますと、修学資金、就学支度資金は、確かに私は着目しているところはすばらしいことだと思ひます。しかしながら、この貸付金のうちの、昭和二十八年にこの制度を創設されたとき聞いておりましたが、九〇％近くの利用がありました。事業開始資金あるいは事業継続資金は、昨年の十三年度では、九〇％あったものが、たつた〇・五％程度の利用しかありません。

当時と現在では当然社会背景も違ひましようし、経済状況も違ひましようと思ひますが、一つには、やはり制度がわかりづらひ。そして、二百八十万程度の貸し付けの限度額とか、ほかの中小企業の融資とさほど変わらない償還期限がたつた七年、今、例えば住宅ローンでも二十年とか二十五年とある中で、七年という点が、やはり事業意欲を持った母子家庭のお母さん方にとっては受け入れられなかったのではないかと思ふわけでございます。

こうした点についても、せっかく起業家精神に燃えておられるお母さん方にもっと利用してもらえよう、先ほども申し上げましたように、広報活動なり、こういう制度がありますよということを言つていただきたいと思ひますが、この起業家支援策的な工夫が私は必要だと思ひますが、御答弁をお願いいたします。

今、この制度がいろいろ導入される中で、この院内保育であれ、例えば、これに対する貸付制度

最後に申し上げたいのは、サテライトでございますけれども、今、医療機関でもサテライトというのが非常に普及してきているわけですので、今回の質問の中には私はお話してござい

例えば、先ほども申し上げましたように、お子さんが二人いらつしやる。もしかしたら五年生、六年生あるいは中学生もいらつしやるかもしれない。それで二人を預かりたい。三年生以上になると、これは預かれないということになりますと、お子さんが二人いらつしやるときに、三年生までは預かるけれども、五年生はだめよ、四年生はだめよということになるわけですね。ですから、もう少し僕はここは流動的に、もっと緩和をするべきではないかと。これは全国一律かどうかわかりません。

ありがとうございます。
 ○坂井委員長 次に、水島広子君。
 ○水島委員 水島広子でございます。
 坂口大臣におかれましては、続投されますということ、本当にお疲れさまでございます。ぜひ、

優しい大臣の個性がしっかりと伝わってくるような温かい厚生労働行政に尽力していただければと思っております。

そして、その最初の法案がこの母子寡婦福祉法の改正案ということでございます。まさに象徴的な領域だと思っております。ぜひ大臣の総力を尽くして、母子家庭の方たちが安心して生活しているような体制づくりに努めていただきたいと思います。それがわかるような審議にしていきたいと思います。心よりお願い申し上げます。

まず、法案の審議に先立ちまして、同じく子供が安心して育つ権利ということで、ちよつと別件ではございますけれども、一つ里親のことについてお伺いをしたいと思います。

去る十一月三日に、私の地元でございます宇都宮で、里親の女性が三歳のお子さんを殺つて殺すという痛ましい事件が起こりました。事件についての詳細はもうご存知だと思います。事件についても、かねてから里親に対するサポート体制の不備を感じていた私から見ると、ついにこんな事件が起こったというような印象を持っております。

里親家庭に来る子供はほとんどが精神的な傷を負っております。特に最近では親から虐待されてきた子がふえているわけです。初めて安心できる場所を与えられて、赤ちゃん返りをしたり、さまざまな問題行動を起こしたりいたします。かなり独特な行動パターンがそこにあるわけです。専門家による心のケアが必要なことも少なくはありません。それなのに、里親をサポートする体制は余りにも乏しいと思っております。

まず、現状でのサポート体制はどうなっているのかを教えてくださいたいと思います。

○岩田政府参考人 先生御指摘のように、里親をサポートする体制は必ずしも十分でなかったというふうにも思っております。

今年度から取り組んでおりますのは、一つは研修でございます。おっしゃったような心に傷を負った子供たちを引き受けるということですか

ら、専門的な研修も含めて、里親全員が一年に一回は研修を受けられるように、そして二つ目には、里親自身もなれない子育てに疲れるということもありますので、一時期休息できるように、レスパイトケアと言ってありますが、一時期施設に預けるとか、ほかの里親に少し肩がわりしていただくとか、そういったレスパイトケアの制度も導入をしつづけています。

もちろんですけれども、児童相談所や児童養護施設や地域の主任児童委員などとよくネットワークをつくって、こういう方たちに常に相談に乗っていただけるような相談体制の整備も重要な課題であるというふうにも思っております。

○水島委員 ようやくその必要性を認識して、これから取り組んでいただけるということでございますけれども、ことしから始められておりますその研修にしましても、これは里親自身が、もちろん専門知識を持つことも重要ですが、専門知識があれば一人ですべてやっていけるということはないわけで、常にサポートしてもらえ体制というものが必要だと思っております。

また、これは一般の子育て支援の枠の中でくられがちですけれども、やはり虐待を受けた子供たちというのはかなり独特な特徴がありますので、そういったことに対する特別な専門性のある支援体制が必要だと思っております。

また、精神科医を受診しろと言われても、精神科医を受診してみても、それは専門の精神科医でなければわからない。普通の精神科医は、虐待をされた子供たちに対してどうしたらいいかということをもみながら知っているわけではありませんので、そういうところに相談をして、精神科医に失望をして、もうすべて一人で背負い込んでいくしかないというふうにも思っています。これは特別の方にも私も先日お会いいたしました。これは地方に行けば行くほど、どこを訪ねたらいいかわからないというふうなことは、その傾向は大きくなると思います。私は、きちんとした専門的な、あそこに行けば相談が受けられるというセンター

をつくっていくことが必要だと思っております。で、そのような機能を含めてぜひ前向きに御検討いただければと思っております。

欧米先進国では、ノーマライゼーションの考え方に基づいて、子供の養育を施設から里親や少数のグループホームへと積極的に転換をしていると聞いております。子供の虐待の問題を考える上でも、虐待を防止するというようなところにはよくやく人々の目が向くようになってきましたけれども、虐待を受けた子供たちがその後どうなっているのかというところについては、私はまだまだ世論の目は向いていないと思っております。

その問題を考える上でも、やはり里親が安心して子供を育てられる体制をつくるのが重要だと思っております。この点につきまして、大臣のお考えと心意気をお聞かせいただければと思います。

○坂口国務大臣 確かに痛ましい事故でありまして、私も先日、ニュースを拝見いたしました。本当に心の痛みを感じました。

それで、今局長からも答弁ありましたが、できることは何かということもそのときも考えたわけでございますが、一人の里親だけに任せておくということは大変難しいことですから、それは児童相談所なりあるいは児童委員なり、そうした皆さん方ができるだけ連携プレーをしながらいかなければならないのではないかと今ふうにそのときも思ったわけでございますけれども、今先生からお話のございますとおり、最近の里親に出るお子さんの方が、今までの里親に出るお子さんよりも中が少し質的に違ってきている面もある。

いろいろの虐待を受けた、そういう経験のあるお子さんが里親に出るときに、やはりそれなりの心構えといえますか、あるいは教育姿勢といえますか、あるいはその能力といえますか、そうしたものを持ったところに里親として出された場合はいいですけれども、そういうことを全然考えない、ただ子供を預かればいいという形で預かるといふようなことになりましてそこに問題が生ずる

ことになるわけでありまして、やはり里親制度の自身につきましても、あるいはまたその能力につきましてもこれから問われてくる時代になりますので、十分その点を配慮しながらやっていきたいと思います。

ただ、里親が非常に日本は少ないものですから、やはり里親制度そのものもこれから拡大をしていかなければならない。質、量ともにこれは前進をさせなければならない時代に来ている、そんなふうにも今も思わされていた次第でございます。

○水島委員 ここに、私の地元の下野新聞という新聞の記事がございしますけれども、この中で、「かわいがるはずの里親が子どもを虐待するなんて」と困惑する市民の声が載っております。私も本心にそう思います。本来かわいがるうと思つて引き取った里子を虐待しなければならぬほど追い詰められた人。まあこの事件についてはまだ詳しいことはわかりませんが、やはりこれは、里親にしましても、また一般の親にいたしましても、子供をかわいがつて育てようという気持ちには比較的多くの人が持っているわけですが、サポート体制が余りにも不十分のためにどんどん精神的に追い詰められていくというような現状を改善していくということが子育て全般の政策の根底に求められていると思っております。ぜひ、これから進めてまいります法案審議に関しましても、母子家庭のお母さんを追い詰めないような、そういった姿勢での御答弁をいただきたいと思っております。

それでは、法案の方に入らせていただきます。まず、今回の一連の法改正の目的をここで改めて大臣にお伺いしたいと思います。

○坂口国務大臣 先ほど三井議員にもお答えをさせていただきましたが、全体といたしまして非常に厳しい時代を迎えております。人口減少時代でございます。その中で少子高齢化が進んでまいります。そうした中で、高齢者なり、障害者なり、あるいは母子家庭の皆さんなり、慢性的な疾病を

○坂口国務大臣　これは、相前後したことは間違いない事実でございます。率直に認めなければいけないというふうに思いますが、ことしの三月に母子家庭等自立支援対策大綱を取りまとめおりまして、予定されておつたと申しますか、ス

ケジュールに乗っていただけたいです。前国会でこの法案を提出をさせていただいたところでございますが、諸般の事情によりまして御審議をいただく期間がなかった、そして、この国会にこの法案はすれ込んだということでございます。そういう意味では少し前後いたしましたけれども、大勢に影響はないと考えております。

○水島委員 おかしい説明だなと思いましたが、これも、これが、一連の政策の中で政令改正と今回の法案審議がちよつと前後してしまつたという御説明でよろしいのでしょうか。

そうしますと、この政令を改正するに当たつて、厚生労働省は、児童扶養手当の受給額について、五一%の方は変化なし、四六%が減額、三%は増額というふうに説明されていたと記憶しておりますけれども、つまり、多くの人にとっては減額ということであるわけです。この政令改正だけが先行しまして、そして今回、今こうやって法案が国会で審議されているわけですが、これがちゃんと法律として成立することによって自立支援策が充実することとセットでなければこの児童扶養手当の減額ということは語れないはずだと思ふんですけれども、法案が国会で審議もされないうちに、それとセットである政令改正だけ先行させるというのは、私はちよつと国会軽視ではないかなと思ふんですけれども、いかがなんでしょうか。

○岩田政府参考人 母子家庭対策のあり方については昨年度からいろいろ議論してまいりまして、そして、子育て支援、就労支援なども含めた総合的な支援のあり方について、厚生労働省としては本年三月に、母子家庭等自立支援対策大綱という形で、これからの対策のあり方といましようか、取り組むべき課題をまとめたところでございます。

この大綱に沿ひまして、十四年度の予算で対応できるもの、あるいは十五年度の概算要求をすべきもの、法律改正が必要なものの、政令改正で対応できるもの、いろいろレベルがございましたけれども、二年にわたりますので時間差があるという

ことは御指摘のとおりですけれども、この大綱に沿つて総合的な自立支援に向けての政策のシフトといましようか、財源のシフトをしつつ、対策を前進させていきたい、そういうことで、そのうちの一部はこししの八月から政令レベルで対応させていたいただけでございます。

もちろん、この政令の改正によります児童扶養手当のあり方は、予算に直結いたしておりますので、平成十四年度の予算審議の中で国会でも幾つか御意見をちょうだいしたところでございます。ですから、国会軽視ということはないでございます。全体の中で対応しているということ、そして予算審議という形ではございましたけれども、国会でもしつかりそれを見ていただいたという経緯がございました。

○水島委員 余り納得はできないんですけれども、いずれにしても、自立支援策が充実したから手当を減らすという順番がだれが考えても妥当な順番であるわけですから、こうやって政令改正で最初に児童扶養手当だけを削減しておいて、後から法案の審議をするという順番を一つ見ても、どうも今回私たちがこの法改正に関して感じている疑問というものがますます強まるわけでございます。この点はきちんと指摘をしておきたいと思つておりますけれども。

このときに児童扶養手当の全額支給の年収上限が下げられて、百三十万円とされたわけですが、けれども、この百三十万円という金額はどこから出てきたのか、その根拠をお聞きしたいと思ひます。

○岩田政府参考人 二つございまして、一つは、大変限られた財源の中で、ふえ続ける母子家庭に對して、この児童扶養手当制度を制度として安定的に将来に向けて維持できるような仕組みをどういふふうにも再構築するかという観点でございまして、もう一つは、いかに就労促進型の児童扶養手当にしていくかという観点でございまして、従来はこの児童扶養手当の金額が二種類ということござ

いましたので、所得がある一定水準を超えますと、就労による収入と児童扶養手当と合わせて合算した全体の収入が逆に減少するという逆転現象も見られたところでございまして。

そこで、就労による収入が増加するに従つて児童扶養手当の金額をきめ細かく通減させていって、総収入額がなだらかに増加するように、そういう仕組みに今回改めさせていただいたわけでございます。

それでは、なぜそのスタート時点が百三十万円かということについてでございますけれども、これは母一人子一人で、この母子家庭の母が給与所得を得ているケースですけれども、百三十万を超えると、所得がふえるに従つて手当の金額が通減するようになっております。これは、母子家庭の平均的な所得水準を考慮いたしまして、それ以下の方には全額支給をいたしまして、それを超える収入のある方については、収入がふえるに従つて通減させていくというふうにしたわけでございます。

ちなみに、平成十三年に、この母子家庭対策の見直しのために日本労働研究機構で母子家庭の現状の調査をいたしましたけれども、パート、アルバイトで収入を得ている場合の年間の平均の収入が約百三十万程度、そしてこれに手当額、児童扶養手当ですが、満額の場合には五十一万円に年間なりますけれども、それを加えた額、これが百八十万円程度になりますけれども、お子さん一人のケースですけれども、離別した母子家庭の年収の中央値がそのくらいにあるという状況を踏まえまして、この百三十万円という水準を設定したわけでございます。

○水島委員 済みません、ちよつと確認させていたいただきたいんですが、まず、アルバイトの平均年収が百三十万円という、これは、母子家庭ということではなくてアルバイト全般なんでしょうか。また、母子家庭に関しては、この百三十万円というのは中央値というふうな今伺いましたが、その理解で正しいのでしょうか。

○岩田政府参考人 先ほど申し上げました十三年度の日本労働研究機構の調査は母子家庭だけを対象とした調査でございますので、この調査によりまして、パート、アルバイトで勤務なさつておられる方の収入の平均値、年収ですが、百三十三万円というふうになっております。

それと、別の調査を用いて御説明したので御理解がいただきたかつかたかもしれませんけれども、全国母子家庭調査という調査がございまして、それによりますと、離別の母子家庭でお子さん一人のケースですけれども、年収が百八十万になつております。これが、さつき申し上げましたパート、アルバイトの年間の百三十万程度の収入と、児童扶養手当、これは年間の金額に直しますと五十一万円になりますけれども、それを足した金額にもまた見合つています。

そういう二通りの御説明でわかりにくかつたかもしれません、そういうことで百三十万円という水準にいたしております。

○水島委員 済みません、何かくどいようで申しわけないんですが、後者の方の離別母子家庭の百八十万というのは、今は、今度は平均とおっしゃつたんですけれども、これは平均値ですか、中央値ですか。

○岩田政府参考人 済みません、正確に申し上げますと中央値です。

○水島委員 たしか、この平均値はもうちよつと高かつたように思ふんですけれども、今お持ちでしたら教えていただけますか。

○岩田政府参考人 母子家庭全体の年収の平均値は二百二十九万でございますが、先ほど申し上げました数字は、母一人子一人のケースについて、そしてその母子家庭になつた事由が離婚であつたというケース、そういう代表的なケースについて見たものでございまして、その場合に中央値が百八十万になつております。

○水島委員 まだちよつと答弁にずれがあるんですけれども、今ここで申し上げたいのは、平均値と中央値の使い方が随分厚生労働省はばらばらだ

なと思つてゐるんです。

例えばことしの二月二十七日の厚生労働委員会では、私は、この児童扶養手当の削減がなぜ五年後なのかという、この五の根拠を大臣に伺いましたら、大臣は、これは母子家庭が児童扶養手当を離脱するまでの期間の平均値だといふふうにおつしやうたわけですね。今は、今度、パート、アルバイトの収入の方は平均百三十三万円と平均できたわけですが、今度これが離別の母子家庭になると中央値でくるというのは、何かそれは理由があるんでしようか。

○岩田政府参考人 今議論しておりますこの問題については、特段の理由はございませんで、利用している統計の制約から平均値でしかとれないといふようなこともありまして、日本労働研究機構の調査結果は平均値でしかとりませんでしたけれども、本来であれば中央値を利用したいといふところではございません。

○水島委員 私が使つております安い統計ソフトでも、中央値も平均値も両方とも計算できますので、それがどちらかしかできないなんていうデータがあるようだったら、それをこちらでかわりに計算してもいいくらいだと思いますけれども。

いずれにしても、こういうことを中央値とか平均値とかを基準に決めていられしやうということ、つまり、これから母子家庭の全体の貧困度が高まつて所得が全体に落ちてくると、またこの児童扶養手当の全額支給の年収の上限も下がってくるということになるんですけれども、そういう理解でいいんでしょうか。

○岩田政府参考人 将来の収入の動向あるいは一方では母子家庭のお母さんたちの自立の状況、そのあたりを考へて、将来的にはどういう制度設計にするかといふことでございますが、自動的に、今申し上げましたような数値に連動して、この百三十万という水準を上げたり下げたりということを機械的にやろうというのを考へてゐるわけではございませんで、また状況が変わりましたら総合的に判断をしたいといふふうに思います。

○水島委員 やはり、かなり苦しい答弁なんじゃないかなと思います。本当に平均値や中央値で決めることが正しいと思つてゐるんだつたら、それは、私は、そのときの時代の流れに応じて自動的に変えていくべきだと思つてゐます。

ただ、このことについてはやはり中央値や平均値で考えるべきではないと思うので、そういうふうにも自動的に動かすのはおかしいと思うんですが、自動的、今回そういうことを採用しておきながら、自動的に動かすつもりはない、その状況に応じて考へるというの、ちよつと余りにも一貫性がないといふか、こちらから見て政策の全貌がわからないんですけれども。

○岩田政府参考人 母子家庭は生計を維持しないといけないうわけですが、その生計を維持するに当たつて、基本的には御自分の就労による収入があるといふふうに思ひますし、また、別れた夫から養育費を確実に確保することもあるといふふうに思ひます。

そういうことで、足りない場合について、いかに国が一般財源の中からそれを支援していくか、そういう総合的な視野の中で支援策といふのは考へるべきであるといふふうに思ひますので、今回の、ことしの八月の児童扶養手当制度の所得制限の基準のつくり方については今申し上げましたような御説明をいたしましたけれども、それ以外の要素も当然背景としてはあるといふことはぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○水島委員 余り納得はできないんですが、とにかく、これから母子家庭全体の所得が下がつたらこの上限も下がるわけではないといふことだけは確認させていただきたいと思ひますし、やはり年収の上限、百三十万円というのはかなり厳しい金額ではございますので、これから何つてまいります就労支援、本当に実のあるものにしていただかなければいけないと思ひます。

もう一つ、この八月の政令改正に当たつて、現況届が母子家庭のプライバシーを侵害するおそれについて、私たちは当事者の方たちとともに抗議

行動をしました。その結果、米や野菜までもらつたことを書かせる家計の収支欄が撤回される通知が出されたわけですね。これが撤回されたというのは正しい判断であつたと思ひますけれども、ところが、この撤回決定が七月末であつたため、現況届の八月一日発送に向けて印刷は既に各自自治体で終了してしまつて、自治体では混乱が生じました。養育費欄のみで収支欄を削除した用紙に刷り直した自治体、収支欄にバツをつけて発送した自治体、国の撤回に気づかずそのまま送つてしまつた自治体と、対応に差が出たわけでございます。

自治体もこのように国に振り回されたわけですが、けれども、そんな中で、さらに振り回されて不安を喚起された母子家庭のお母さんたちのことはどう考へてゐるのか。この混乱全体を大臣はどのように総括されてゐるかをここで聞かせたいと思ひます。

○坂口国務大臣 先生から御質問をいただくまで、私、具体的なことを知りませんが、初めて具体的に聞いたわけではございますが、大変混乱をさせたことは申しわけなかつたといふふうに率直にそう思つております。

具体的なことを、国の財源を使ひます以上、ある程度は御家庭のことにつきましても知らなければいけない、しかしそこを余り聞き過ぎてはそこに弊害が出る、そこは大変難しいところだといふふうに思ひますけれども、きょう私も聞きまして、最初の案は非常に聞き過ぎてゐるということだろうといふふうに思ひまして、そこは率直に私たちも認めながら、再度、大阪府等で御提示をいただいたいろいろの案もございまして、そうしたことを参考にさせていただいたといふことでございます。

○水島委員 反省をされてゐるという御答弁でございましたので、ぜひこれを今後の施策にきちんと結びつけていただきたいと思つております。

それでは、母子家庭福祉法の改正案についてまずお伺いをいたしますけれども、第十一条で、厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と

向上のための措置に関する基本方針を定めるとございまして、この基本方針には具体的にどういふことが盛り込まれるのでしょうか。

○岩田政府参考人 厚生労働大臣が定めることとなる基本方針には、まず母子家庭等の家庭生活や職業生活の動向に関する事項、現状をしつかり正確に把握するといふことがまず一点目です。そして二つ目には、母子家庭の生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項といふことで、施策の基本的な方向性ですとか目標を盛り込むことになると思ひます。また、国と地方公共団体との役割分担、連携などについて、あるいは福祉と雇用の連携について、そういった視点も盛り込みたいといふふうに考へております。

扱う領域は、まさにきょう議論しております総合的な母子家庭対策でございますので、子育て支援、住宅支援、就労支援、養育費の確保対策、児童扶養手当、母子寡婦福祉貸付金などの経済的な支援、そしてその総合的な相談支援、こういったようなことを総合的に盛り込みたいといふふうに考へております。

○水島委員 第十二条によりますと、基本方針に基づいて都道府県等の母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定をする際には、当事者の意見を反映させることになつてゐるわけですが、これは必ず担保されると考へてよいのでしょうか。あとは、なぜ、都道府県は当事者の意見を聞かなければならないのに、国は基本方針を定めるときに当事者の意見を聞かなくてよいという仕組みになつてゐるのでしょうか。

○岩田政府参考人 改正法案では、都道府県、市などについて、自立促進計画を策定するときには、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるということが規定されております。母子福祉団体やNPOを初めといたしまして、母子家庭対策に関係しておられる方、広く意見を聞いていただくように地方自治体に対して徹底をしてみたいといふふうに考へております。

国が基本方針を策定するときにも、当然、母子

福祉団体、その他関係者の意見を広く聞いた上で策定をしたいというふうに考えております。

○水島委員 何だかちよつとよく、国は広くその意見を聞くというふうに答弁していただいたと聞かえたんですけれども、よろしかったんでしょうか。なぜそれが条文上には、計画の方には書かれていて基本方針の方には書かれていないのかというのとはどうなっているんでしょうか。

○岩田政府参考人 精神においては、やはり国が基本方針を策定するときも、母子福祉団体、関係のNPO、広く意見を聞くべきだというふうに思っていますし、そういうふうにすることをここでお願いしたいというふうに思いますが、法律でなぜ国はそのことについて書いていないのかということでございますけれども、国が定める基本方針は、政策のあり方についてのまさに基本的な方向を定めるといふこと、そして一方、自治体が定める自立促進計画は、具体的にこの地域ではどういうサービスが要するといったような関係者の具体的なニーズをくみ上げてそれを計画に盛り込むということ、そういう、方針と計画は運動するものではありますけれども若干その性格が違ふということ、法律上そういうふうに分けをしようというふうに考えております。

○水島委員 余り関係がないような気はするんですが、

何でこういうことを伺っているのかといいますと、やはり、今回のこの法改正、また全体の政策転換ということは、私は、当事者のコンセンサスというのは全く得られていないということ、当事者の方たちとの話し合いの中で感じておられる、なぜこんな大きなことを決めるときにきちんと当事者の方たちの意見を聞いていただけないんだらうかというふうに感じております。それをこの国会審議の場で、もちろんあしたも参考人の質疑が行われるということでございますけれども、本当に今ごろになって聞いてどこが変えられるんだらうかというのをちよつと疑問に思っております。

非常に、本当に、こここのこの政府の政策について、当事者ともども、私も本当に不満に思っておりますので、ぜひこの気持ちを受けとめていただけて、きちんとした施策にしていっていただければと思っております。

○岩田政府参考人 恐縮です、一言だけつけ加えたいと思うんですが、今回の改正案を検討するに当たりましては、私もとても精いっぱい関係者の意見は聞いてまいりました。

全国レベルでもお話を伺いましたし、地方レベル、ブロックレベルなどには職員を派遣いたしましたし、そこで関係団体としっかり意見交換をさせていただいたつもりでございます。不十分なことがあったとすればそれは反省しないといけないと思っておりますけれども、我々としては、時間と気持ちと十分割いて関係者の御意見を聞いて改正案をまとめたつもりでございます。

○水島委員 関係者の大部分が児童扶養手当の五年後の一部打ち切りというものを納得しているとは、またそれを望んだとは到底思えないわけですので、恐らく聞き方にむらがあつて、自立支援のところはよく聞きたけれども、児童扶養手当の方ではもう最初から決まっていた、そのような現状だったのではないかなと今お話を伺つて思っております。

また、このような都道府県の自立促進計画に關しては当事者の意見を反映させていただけるといふことなんですけれども、こういった計画をつくるときには、メニューを示すだけではなく、計画の達成度を評価する仕組みも一緒に考えなければいけないと思ひますけれども、この点はどうでしょうか。

○岩田政府参考人 国は国として、厚生労働省も行政評価の仕組みを持っておりますし、地方自治体もそれぞれ行政評価の仕組みを持っております、それにのつとつて政策の評価を進めていくというふうに思っております。

都道府県など地方公共団体がつくつていた、だく自立促進計画については、厚生労働省としても、

そこで何が策定され、どういう効果を上げているかということについては大変関心を持つべきことであるというふうに思っておりますので、地方自治体から、その計画の内容に盛り込んだもの、そしてその進捗状況など十分お話を伺う機会をつくつて、そういう形で進捗状況の把握をしてまいりたいというふうに考えます。

○水島委員 次に、母子家庭の雇用の促進についてお伺いをしたいと思います。

第二十九条には公共的施設における雇入れの促進ということが書かれてあるわけですから、これも、これは具体的にはどのようなことでしょうか。

○岩田政府参考人 現行の母子福祉法では、国、地方公共団体が母子家庭の母などの雇用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるということの規定しております、その例として、職業訓練の実施、そして就職のあっせんが挙げられております。今回の改正案におきましては、それに追加をいたしまして、事業主その他国民一般の理解を高めるということと公共的施設における雇入れの促進ということを追加したわけでございます。

側面もございまして、ここで必要とされているのは、偏見解消ではなくて、病児保育などの充実ではないかと思っておりますので、ちよつと今の御答弁は少し納得できないところがございました。また、こちらが本当に伺いました公共的施設における雇入れの促進ということなんですけれども、具体的にどういう手段で促進をしていくというふうに考えられているんでしょうか。

○岩田政府参考人 それは自治体によつてまちまちかと思ひますけれども、先ほど議論になりました、自治体で作成いたします自立促進計画の中に例えば盛り込んでいただくというようなことで取り組んでいただきたいというふうに思っております。

これまでも事例はいろいろございまして、例えば福祉関係施設ですとか、そういうところで採用されている、そのことを促進するような対策をとつておられる自治体もございまして、好事例を収集いたしましてほかの自治体にそういうことを周知するというのもこの問題の促進に力になるんではないかというふうに思ひます。基本的には、それぞれの自治体が計画を立てて、計画の中で盛り込んでいただければというふうに考えております。

○水島委員 そうしますと、自治体任せということになるんだと思ひますけれども、以前から、国や地方公共団体など公共機関等において母子家庭の母等の一定の雇用率の義務づけですとか、また母子家庭の母に対する事業の優先発注を義務づけるといふような議員立法案があるということでございますけれども、この議員立法について大臣はどのようにお考えになつていらつしやるでしょうか。

○坂口国務大臣 十分に存じ上げておりませんが、私もかつて、母子寡婦雇用促進法というのを議員立法で出したことがございまして、かなり前になりますけれども、そうしたことに私も重大な関心を持っております一人でございます。現在の問題につきましても、先日、これは職

業安定局でございますけれども、とにかくこの法案が出る以上、まずやはり厚生労働省が一体母子家庭のお母さん方をどういうふうにして雇えるのか、まず自分たちがどうするかということを一遍明確にして、そして手本を示すべきだということとを申しまして、今煮詰めをしておりますところでございます。やはり、省庁、国の方はどういうふうにするのかというように示しながら、そして地方に対してもお願いをするということとをしなければ実効性が薄いというふうに思っております。まずどういうふうにするかということとをやはり示さなければいけないというふうに思っている次第でございます。

○水島委員 当然厚生労働省として御検討をいただくのも大変結構でございますけれども、厚生労働省という枠にとどまらずに、やはり公的機関等においての全面的な取り組みが必要ではないかと思えますけれども、今の、そのような母子家庭の母に対する事業の優先注の義務づけですとか、そういったことを規定した法案を提出したとしたら、大臣は御賛成いただけますでしょうか。

○坂口国務大臣 それは法律で決めるべきことなのか、それともこれは行政上行うべきことなのか、その辺の判断はあるというふうに思いますが、けれども、内容そのものにつきましては、ぜひそういうふうになりたいというふうに思っておりますし、しなければならぬと思っております。

○水島委員 ぜひそのように前向きに取り組んでいただけますようお願いいたします。

また、この法律の中で規定されております母子福祉団体なんでも、この母子福祉団体にはNPO法人は含まれていないのでしょうか。

○鴨下副大臣 母子福祉法の第五条に規定されております母子福祉団体の定義の中にNPO団体が含まれるかどうか、こういうようなお話でございますが、母子福祉法における母子福祉団体とは、社会福祉法人及び公益法人と規定されております、各都道府県、指定都市に一つの団体、こ

ういうようなことでございます。

したがって、NPO法人は母子福祉法における母子福祉団体とはされておられません、NPO団体が近年非常に増加しておりますが、本事業に対しても非常に御理解のあるNPO団体も多いわけでございますから、そういう中で、母子家庭対策において一定の役割を果たしていただくというようなことを期待しているところであります。今回の改正案における都道府県等が実施する子育て支援事業の実施に当たっても、NPO団体の活用について検討してまいりたい、このように考えております。

○水島委員 この法律が制定されてから三十九年でございます。その後、NPO法も成立しているわけですから、やはり母子福祉団体についても法改正する必要があるのではないかと私は思っております。それも、特に各都道府県に一つだけを指定するというような形が健全に当事者の声、また当事者の受け皿となっていく仕組みととても思えませんので、本当に自由に、活発に、当事者の立場で活動しているNPO法人が母子福祉団体に含まれるように法改正する必要があると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○鴨下副大臣 それぞれ関係の団体もございまして、よく意見を伺わせていただきたい、このように思っております。

○水島委員 関係というのは何を意味するのかちょっとよくわかりませんが、これも、これは本当に党利党略ではなく、きちんとした、もう健全な市民活動ができるように、この法改正はしっかりと前向きに御検討いただきたいと思っております。

今関係の方たちの意見を伺って検討したいという御答弁をいただきましたので、これは近い将来、法改正していただけるのではないかと期待しておりますので、できましたら、ぜひ今回まとめてお願いできればと思います。

次に、時間が限られてまいりましたけれども、もう一つ、母子福祉法に関連いたしましたして、

今回、母子相談員が母子自立支援員に改まるようでございます。この母子相談員の利用率は約一割というデータがあるわけですが、余りにも利用されていないと思っておりますが、今回、母子自立支援員に改まることを機に、増員を考慮されているのでしょうか。また、増員される場合、こういうところこそ当事者の雇い入れを優先的にすべきだと思いますけれども、そのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○岩田政府参考人 平成十三年度末の母子相談員の総数は千二百二人でございます。その内訳は、常勤が三百六十七人、非常勤職員が八百三十五人というところでございます。

母子相談員は、現在は、都道府県、指定都市、中核市に配置されておりますけれども、今回の改正案では、名称を母子自立支援員として改正いたしまして、一つには、その役割を、日常生活の相談に乗るということばかりではなくて、経済的な自立そのものを支援するというところもやっていただくということ、そして配置の場所も、さき申し上げましたような中核市までにとどまっていたのを、福祉事務所を設置している市等にも拡大するということでございます。

この母子相談員については、その人件費が交付税で措置されておりますので、地方交付税で増員について対応できるよう総務省の方をお願いしているところでございまして、今後、総務省と十分協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

この母子相談員に母子家庭の母自身を優先雇用するということについてどうかということでございます。これも、母子家庭のお母様の中で、こういう相談にしっかりと乗れる、自立支援の支援ができるという方がおられましたら、もちろんそういう方はぜひ母子相談員として活躍していただきたいというふうに考えております。

○水島委員 当事者のことは当事者が一番よくわかるわけですので、おられましたらというよりも、いらっしゃいますので、ぜひよろしく

お願いいたします。

それから、今回新設されました母子家庭自立支援給付金についてもいろいろ伺いたいんですが、時間が限られておりますので、常用雇用転換奨励金についてちょっと伺いたいんです。

これについては、私も以前この委員会でも質問させていただきましたけれども、三千万円ございまして、母子家庭の母をパート雇用からOJTを実施後に常用雇用に転換するなどということは実現性が低いのではないかという指摘がいろいろなところからされているわけでございますけれども、こうして今回堂々と概算要求されているということは、きちんと利用される見通しが立てられたのでしょうか。

○岩田政府参考人 母子家庭のお母さんたちの八五％は就労されておりますけれども、四割はパートや臨時職員として働いておられまして、そういうことが、やはり生活の安定性という観点から見ますと必ずしも十分ではないということだというふうに思います。したがって、できるだけ常用雇用といえましょうか、いわゆる正社員で雇用機会を得ていただきたい、そのことを支援したいというふうに思っているところでございます。

平成十二年の雇用動向調査を見ますと、女性が転職をするときに、パートから常用雇用に転換するというケースも少なからずあるということがわかります。ですから、一般的にそういうことは可能であるわけですが、母子家庭についてはその転換をさらに促進しようということで、今回、常用雇用転換奨励金を設けたわけです。

これは、雇う側に、やはりパートとして雇う場合と正社員として雇う場合には期待の水準が大きく違うということが通常でございますので、まず、パートとして雇っていただいて、働きぶりを見て、そしてその間オン・ザ・ジョブ・トレーニングもしていただいて、そして常用雇用に転換していただくというのは、母子家庭のお母さんたちを正社員の機会に結びつけるための一つの有効なやり方ではないかというふうに考えております。

そういうことで、来年の概算要求にこの奨励金を盛り込ませていただいております。

○水島委員 絵にかいたもちになるのではないかと、いろいろの方が言っているわけですが、それども、これは、きちんと実行された後に、またその成果を検証させていただきたいと思っております。

次に、児童扶養手当の方に行かせていただきます。

今回、この第二条に「児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない」という項目が新たに加わっているわけですが、これをあえて加えたのはなぜなのでしょう。

○坂口国務大臣 局長の方が詳しく答えられるかもしれませんが、先生が御指摘になった御趣旨、十分に私ちよとわかっておりませんけれども、「自ら進んでその自立を図り」というふうに規定しましたのは、これは、現在の母子寡婦福祉法に設けられております規定と同様の規定を設けたものでございます。もちろん、国の方が自立ということを中心にして努力をしなければならないのは当然でございますが、御自身もやはり自立を図るために御努力をいただかなければならないというふうに思っております。

さらにつけ加えるとしたら、国と地方自治体が一体となりまして経済的な支援を行うこの児童扶養手当法と、それから、就業支援策及び子育て支援策、それから、地方公共団体の責務を規定しております母子寡婦福祉法の両法が一体となつて、子育て支援、就業支援、教育費の確保、児童扶養手当も含めまして経済的な支援策を講じていかなければならないというふうに思っております。

その「自ら進んでその自立を図り」というのは、先ほど申しましたように、やはり御自身もそういう自立を図るということに御努力をいただくというところがなければならぬというふうに思っていますし、それに対して、これは国としてはこた

えていかなければならないことは当然でございます。

○水島委員 母子寡婦福祉法と横並びでという御説明は、それはそれでいいんですけれども、そうしますと、今回あえて加わったということは、今までは法の不備だったということなんですか。それとも、母子家庭の母の努力や自立心が足りないもので、今回あえて加えてみたということなんですか。

○岩田政府参考人 大臣から御答弁がありましたとおり、現行の母子寡婦福祉法に「母子家庭の母及び寡婦は、自らすすんでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない」という自立への努力を規定しております。そして、児童扶養手当の仕組み自体も、従来からもちろん自立を促進するという精神においては変わらないうこととでございますけれども、今回さらに、母子家庭対策全体を、従来の児童扶養手当という金銭給付を支給するというところを中心とした対策から、自立支援の方に重点をさらに置くとした対策に見直すということの関係から、この児童扶養手当についても、母子寡婦福祉法と同様に、自立への努力の規定を設けさせていただいたものでございます。

○水島委員 第一条の目的というのは変わっていないわけですが、今の御答弁だと、何だか政策転換があつて法律の趣旨が変わつたかのようにも聞こえるんですが、そういうことではないはずだと思ふんですが、どうでしょうか。

先ほど私が伺いましたのは、今回わざわざ加えたのは、別に加えてもちゃんと機能してはいたはずの法律だったんですけれども、わざわざ加えたということは、今までこれが足りなかつたといううような、法の不備ということなんですか。それとも、わざわざ加えなければならぬほど母子家庭の自立心がないというふうに厚生労働省が判断しているということなんですか。

○岩田政府参考人 母子家庭対策は、子育て支援ですとか就業支援ですとか、養育費の確保対策な

どと合わせて、トータルでその自立を促進していくというのが対策全体を通じた基本的な方向であるというふうに思います。そういった考え方に基きまして、児童扶養手当自体も、自立促進型の児童手当であるべきであるということでございますので、そのことを入念的にいいたまひようか、そういうことで、今回、書かせていただいております。

その考え方は、例えば、あるいはこの後御議論になるのかもしれませんが、支給開始後五年までに自立支援策を集中的にさせていた、なるべくその期間に自立を促した、だいたうような政策をこの児童扶養手当の仕組みの中にも設けた、というふうな思っておりますので、そういうことから、当然のことではあります、入念的に、今回、書いたわけでございます。

○水島委員 まだ答えになっていないんですが、それでは、ちよと別の聞き方で大臣に伺いたいたいです。

大臣は、母子家庭のお母さんたちが自立心がなから児童扶養手当を必要としているというふうな考えでいらつしやるのか、あるいは、本当に苦勞して自立をしようとしているけれども、就労上のハンデですとかいろいろあることがあつて児童扶養手当を必要としているというふうな認識していらつしやるのか、そこだけ、きちんと確認させていただきたいんですが、どうでしょうか。

○坂口国務大臣 それは、今御指摘になりました後者の方だと思います。

○水島委員 極めて明快にお答えいただいたので、そうであれば、わざわざ、義務として書く必要があるんでしょうか。これはちよと大臣の御力で、この部分を、「自ら進んでその自立を図り」というところを削除していただくことはできないんでしょうか。

○坂口国務大臣 みずから進んでその自立のために努力をするということが、それほど私は問題にならないというふうには今考えておりません。そのとおり、そこはそういうふうなごひししていただき

いというふうな思うわけです。

当然、国の方もやらなければなりませんし、そして今回そのウエートを、いわゆる財政的な支援というものからもう少しトータルの自立へのことにウエートを移しているわけでございますので、それは、御自身もやはりそうした御努力をいたしたいというものがそんなに問題になるとは私は今思っておりません。

○水島委員 例えば、よく、うつ病の人に頑張れと励ましてはいけなと言われます。なぜそう言われるのか。大臣はお医者さんですからよく御存じだと思ひますけれども、本人はもう頑張りが過ぎて、燃え尽きてうつ病になつてゐるのに、そこにさらに頑張れと声をかけることがその人を追い詰めることもある、そういうことがだんだんと常識になつてきているわけですね。

今、既にもう本当に頑張つて、限界で暮らしている母子家庭の方たち、私もいろいろな手紙を読ませていただいておりますけれども、こんなに頑張つていて、それでも児童扶養手当をもらつて何とか食べていっている方たちがこういうふうにかれるということは、これが、世間の人、何も知らない人から見たらどう感じるかという、ああ、やはり離婚しているような母親というのは自立心がないのか、だから今回、わざわざ法改正でこれが書き加つたのかなという目で見ますので、これは、私は偏見をおおる以外の何物でもないと思ひますけれども、大臣はそういうふうにお考えにならないですか。

○坂口国務大臣 物は見方でございますから、見る角度によつては、いろいろなり方も、それはあるだろうというふうに思ひます。

母子家庭のほとんどの皆さん方は大変な自立への努力をされていることを私もよく存じております。しかし、どの分野にもそうでない人も中には含まれるわけでありまして、そうしたことを考えましたときに、やはりこうした項目を入れておくということは大変大事なことでないかというふうに私は思ひます。

援策、就労支援策、養育費の確保策、経済的な支援策、こういう政策がどのくらい効果を上げて母子家庭の現状が改善するかということであろうというふうに思います。

何を具体的な判断基準にするかということについてはこれから検討していきたいというふうに思いますが、例えばですが、母子家庭の収入の状況ですとか、就労の状況、何%のお母さんが働いておられて、そのうちでパートタイマーとフルタイマーがどういう割合になっているかということとすとか、何%の方が養育費を別れた夫から確保して、その金額がどのくらいになっているかとか、そういうような状況を見ながら、五年後の削減率については、施行の前の周知期間も要るでしょうから、周知期間を十分とれるようなタイミングで判断をして政令を策定させていただきたいと思っております。

○水島委員 そうしますと、全体的な状況を見て削減率を決める、その削減率は一律、一つの削減率というように理解でよろしいんでしょうか。

○岩田政府参考人 現在のところは、削減率は一律のものを考えております。

○水島委員 このようなことを考えますときには、やはり全体的な視野と同時に、個々のケースに着目する必要もあると思っておりますけれども、個々のケースについてはどのような配慮をさせていただけるんでしょうか。

○岩田政府参考人 まず、お子さんが小さいときにはなかなか仕事と子育ての両立が大変であるという現状がございますので、例えば、今法律案の中でも明らかにしておりますけれども、お子さんが三歳になるまではこの五年ルールをカウントし始めない、一番小さい、下のお子さんが三歳になったときからこの五年というのを計算を始めるということが一つございます。

また、状況に応じて、やはりどうしても自立が困難であろうかというふうに思われるケースもあると思いますので、例えばそれは、母子家庭のお母さん御自身が障害があったり、重い病気だった

り、あるいはお子さんやお年寄りにそういう問題があったりというような状況であれば考慮する必要があるんじゃないかというふうに考えておりまして、どういう場合に配慮を要するかということについての基準も、法律の施行後に検討してまいりたいというふうに考えております。

○水島委員 そうしますと、個々のケース、きちんと見ていただけるということなんですけれども、先ほどの自立を図るための活動をしていなかったときのチェックですとか、今回の個々の自立困難度のチェックというんでしょうか、こういったことについて、一体どうやって生活状況をチェックしていくのか。大臣が、ここの現況届の混乱の総括のところで、きちんと聞かなければいけないけれども、細かく聞き過ぎるのもよくないというふうに、大ざっぱな御答弁を先ほどされていたわけでございますけれども、これを、どうやってプライバシーの侵害について歯止めをかけるのか。

きちんと情報を収集して、その方に合った配慮をしていくとともに、プライバシーの侵害につながらないように一体何が考えられるのかということとを大臣に御答弁いただけますでしょうか。

○坂口国務大臣 それはなかなか一口で言いがたい難しい問いかけだというふうに思いますが、はっきりとした数字でわかるもの、例えば養育費ならば養育費をきちんともらっておみえになる、それがちゃんとわかるとか、そうした問題はわかりやすい問題でありますから、自主申告をしていただければそれはわかることだというふうに思います。

しかし、非常に精神的なものでありますとか、そうしたものはなかなか物差しにはなりにくいわけでありまして、やはり数字できちつと出すことのできるものであればそれは尺度になり得る。ただし、それを調べさせていただきますときに、それを聞くことが甚だプライバシーにかかわるというような問題につきましてもなかなか難しいです。から、それは除外をしなければならぬのではない

かというふうに思っています。

○水島委員 今の自主申告というところなんですけれども、例えばここの現況届のときも、基本的に自主申告なんですけれども、申告にも虚偽の記載があったらということを見つめるために、米や野菜をもらったとか、そんなことまで書かせるんだというような説明を当初厚生労働省の担当の方はされていたわけでございます。自主申告、そういうやり方をとる限り、どうやってその正確さを確保するかというようなことは、必ずこれは役所であれば考えられると思いますので、ある程度プライバシーに配慮するきちんとした歯止めを形としてかけるべきではないかと思っております。

母子家庭の生活状況を丸裸にするような運用をされてしまいますと、就労意欲、生活意欲、また人間的な誇りが奪われてしまうというような、そんなこともございまして、これは、母子家庭の自立という今回目標とされていることに全く逆行する結果になっていってしまうと思います。

何か、このようなチェックをしていくときの歯どめのかけ方について、大臣にお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○坂口国務大臣 今私が具体的に持っているわけではございません。これからその辺は、いろいろの皆さんの御意見も聞きながら煮詰めていかなければならない問題だというふうに思っております。

いずれにいたしましても、トータルでいえば、やはり個々の母子家庭のお母さん方のトータルな支援ができるようにしていかなければならないわけでございますし、とりわけその中で、就業ということ、雇用ということに対して最大限やはり配慮をしていかなきゃならないと思っております。

○水島委員 ぜひきちんと御検討をいただきたいと思っております。

この母子家庭の方たちに対する役所の窓口の対応などの例をいろいろ聞いておりますと、何だかもう、弱者だから何をしてもいいというような、

ずかずかと踏み込むような、そんな対応すら聞いているわけでございます。そういう役所の窓口の対応一つ一つ、それは地方の問題で厚生労働省の問題ではないとおっしゃるのかもしれないけれども、先ほど指摘しましたように、今回の法改正で自立の義務みたいなものを書き込むことによつてまたそういう窓口の対応がぐちゃぐちゃになるのではないかと、そういった心配もしております。

こんな法改正をされるのであれば、せめてその偏見を解消していくために積極的な施策を講じていただかなければ、今の母子家庭の方たちが置かれている状況というのは本当に目に余るものがあるのではないかと思っております。本当に、私のところにもいろいろなお手紙なんかをいただきましたけれども、非常に条件の悪い労働をされていて、手取り十一万五千円、毎日重いブロックを動かして、腰は痛いし手首も痛い、これ以上どう働けばいいのか、こういうような方がこれから児童扶養手当を減額されていくことに直面をされていて、今、本当に大きな不安に見舞われているわけでございます。

また、これは母子家庭の、子育てをしているそのときだけではなくて、今度は逆に、子育てを終えた方たち、五十代後半ぐらいになりまして、子供を育てるために借金もして、もうすべてを使い果たしてしまつた女性がちょうど年代としては一番リストラされやすいようなところに来てしまふ。そういった方たちの自立について、そういった方たちが安心して年をとれるように、その施策もこの際きちんと強化をしていただきたいと思っております。

これは本当に全体的な、大切な領域だと思っておりますので、最後に一言だけ大臣の、今回、続投に当たつてぜひ温かい施策をと最初に御要望申し上げましたけれども、その温かみが伝わるような一言だけいただいて、質問を終わらせていただきます。

○坂口国務大臣 今回のこの法案を御審議いただくにつまじましているの難しい点があるとい

うふうに思っておりますが、今後、五年間という一つの区切りがあります。この間にやはり一番我々が努力をしなければならぬことは、その雇用をいかにして確立していくか、そして、現在一番問題になっているのは何かということであらゆる角度から見ましたときに、やはり一番問題になるのは、現在の母子家庭の皆さん方の所得というもののが非常に低い、このことをどう上げていくか、これをどう上げるかということが最も大事なことであって、そのことに注目をして、これを上げるということが、どこまで、目標値というものはなかなか難しいですけれども、ここが上げられる体制をどう確立するかということがこの五年間に課せられた最大の課題であると思っております。

○水島委員 ありがとうございます。

○坂井委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時一分開議

○坂井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。土肥隆一君。

○土肥委員 民主党の土肥隆一でございます。私も、水島さんが大体総ざらいしていただきましたから、あとは私の多少読み込みも含めて、考えてみたいところを御質問したいと思っております。

もともと、母子家庭というのは離婚が圧倒的に多いわけです。大体離婚件数の七割八割と、皆さんの、厚生労働省が出した資料に出ております。毎年二十九万件離婚がある。そのうちお子さんがいるのが約六割ということでございます。今、母子世帯は九十五万世帯。離婚はうち七割、死別は二割。そして、母子家庭の八割は就労している。収入からいえば、母子世帯の平均が二百二十九万、一般世帯が六百五十八万、こうなっております。そもそも、死別は別にいたしまして、離婚する

というのは、男であれ女であれ、父であれ母であれ、その人のやむを得ない決断で決めたこととございいます。したがって、母子家庭に対する福祉というのは一体何だろうかということを考えるときに、離婚の理由を問うていたらいろいろございまいしょうけれども、要するに一緒に暮らしていけないということですから、その後の生活も想定しているはずでございます。しかし実際は、母子家庭というのは主に経済的なハンディキャップが生じてしまうということとございいます。

ですから、福祉と一般的にいいますと、あるいは障害者でありますとか高齢者でありますとかというのは福祉という言葉が当てはまりますけれども、母子家庭の場合の福祉は、福祉ではなくていかに経済的に独立するかということが最大の課題だろうと思っております。

今度、この八月に、百八十一万から三百七十七万という厳しい数字をお出しになったわけでございますけれども、母子世帯の平均収入が二百二十九万だとなっておりまして、やはり早く三百万から四百万台の収入が得られるような方法をみんなで応援するというのが一番大事じゃないかと思うのであります。

そういう視点で見ますと、どうも寡婦母子福祉法というところ、何か福祉的なイメージで離婚した母子を見てしまう。私は、母子家庭の八割は就労しているということ、いろいろな形態はあるようで、パートが四割だということになっておりますけれども、働く意欲はあるんだろうと思うんですね。また、あると認識していいと思うのであります。

労働意欲はあるけれども、その労働意欲を酌み取ってくる社会に、子育てをしながら女性が働かなきゃならない社会的なハンディキャップ、これがあるんだということですね。

ですから、今回、子育て、就業支援策とか、養育費の確保とか、いろいろな相談員であるとか、メニューを挙げているのは、実は当たり前の話なんです、初めからそうなきゃならない。児童福

祉手当を与えておたらそれで済むというふうに考えたところに何かすごい誤解があるんじゃないかと思うのであります。そういうふうな視点で見ますと、法案の中にいろいろとおかしな文言が出てまいります。

例えば、児童手当法でいいますと、十四条の四号に、先ほどもさんざん議論がありました「自立を図るための活動」、こう言いますね。これは努力しているんです。だけれども、社会的ハンディキャップで自立がなかなかうまくいかない。せめて三百万、四百万の年収を得たいと思っても、それが達成されないことが問題なんであって、そういう社会が問題なんであって、それを、先ほどの、親からもらったネギが大量の量まで書けとか、そういうことを言うこと自体が、そもそもの母子福祉あるいは寡婦も入れてもいいでしょう、この考え方に沿わない。そして、相当なブライバシーを侵してまでも、認定するときに家族の中身に入っていきます。そういうものを拒否したときに、例えば行政手続法などでこういうものは耐えられないと訴えを受けたときに、それでもやるんでしょとか。その辺の、今の認定とか調査の実態をお知らせいただきたいと思っております。

○岩田政府参考人 母子家庭対策は就業、自立の努力を促進することにその本旨があるべきであるという御指摘については、そのとおりであるというふうに思っております。

今先生が御指摘になりました条文は、通常の母子家庭の方を念頭に置いているわけではございませんで、極めて例外的なまれなケースであるというふうに思いますけれども、本人に能力があり、求職活動をしり能力開発をするための機会があるのに、そういうことを活用せず一切努力をしないような、そういうケースでございしますので、これは本場に例外的な事例であるというふうに思っております。

その状況は、例えば、毎年一回現況調査ということで調査をさせていただきますが、そのときに御本人からお話を伺うといったような形で調査を

することになろうかと思っております。御指摘のとおり、ブライバシーの侵害にわたることがないよう、最低限のお尋ねでないといけないというふうに思いますが、そういったことがないよう、関係の自治体には重ねて周知をしたいというふうに思っています。そういう業務を通じて知り得た情報については、秘密の保持については、地方公務員として当然のこととさせていただきますので、そのこともまたさらに徹底をしたいというふうに思っております。

○土肥委員 論理のつなぎからいってちよつと飛ばしますが、皆さんの手元には問いの六というふうになっていると思いますが、先ほどの、子供を持つ女性が生きていくための十分な社会的な資源がなく、あるいは聞かされて、そして思うような収入が上げられないというわけであります。それで、どんな仕事があるんですかということがあって、おもしろい事例といったら表現は悪うございませけれども、噴き出したくなるような項目が挙げられます。

二十五条です、寡婦母子福祉法の二十五条、そこには、母親が物品販売や接客、美容、二十六条では、たばこ販売の許可。それから、もうちよつと別なところでは、例えば、介護福祉士だとか、ホームヘルパーだとか、幼稚園の先生になつたらどうというようなメニューもあるわけでございます。なぜこんなに、駅の売店とか、市役所、区役所の売店などにも出していたら、それは母子家庭のお母さんにやつてもらったらどうですかとか、なぜ接客、美容なんですか。なぜたばこ販売の許可を与えろというのでしょうか。

私は、どうもこの現代の女性、特に今日のひとり立ちしている女性、一人前の女性、それが仮に離婚し、子供を抱えて、生活的な困窮を覚えながらも、その人たちは立派に生きていくわけでございます。ただ十分収入を得る機会がないというところでございいます。もつと女性に、あるいは、ハローワークに行つて探さずともこんなこと聞くんではどうか。駅の売店はどう、キヨスクの売店

はどうとか聞くんでしょうか。

そうじゃなくて、本当にその人が持っている能力を最大限に生かして、自分で何か事業を起こすとかいうのもいいじゃないですか、あるいは、すごい才能を持って、それがなかなか生かされていない人もいるかもしれない。そういう視点で立たないと、何かかわいそうな女性たちというふうな見方で見ると、これは福祉というときにいつも出てくるステイグマなんです、ステイグマ。ですから、こういうことを挙げるのは、そういう働く母親にとっても、これはステイグマとして映らないだろうか。

そんなふうになぜ法文に「一々書かなきゃいけないのか、御答弁をお願いします。」

○岩田政府参考人 御指摘の条文は、この法律が制定された昭和三十九年当時のものからでございます。ある意味では、その法律制定当時の我が国の状況、そのときの女性の働く機会のかなり限定された状況、そういうことを反映しているものではないかというふうに思います。

私も、今の仕事をするようになりまして初めて、この現在の十六条ですが、それを読んだときには、先生とは別の意味で非常に印象を強く持ちまして、当時の政策立案者は本当にこういうレベルのところまで思いを及ぼして雇用機会の創出に努力されたんだなというふうに思っております。

現状でも、たばこの売店については数はさほどございませぬけれども、公共的な施設での売店や理美容についてはそれなりの雇用の就業機会に引き続きましたので、今回の法律の見直しに当たりまして、この条文は引き続き存続させることとしたところでございます。

あわせて、今先生おっしゃいましたとおり、現代という新しい時代で就業の機会はさまざま広がっておりますし、また母子家庭のお母さんたちの能力も、高い能力をお持ちの方もたくさんおられますので、そういう意味で、新しく改正法の二十九条では、もう少し全般的に雇用の促進をする、そのための職業の相談や教育訓練や就職の

あつせんや、それから売店や理美容以外の公的な施設での雇用機会の創出なども広く規定をさせていただきまして、そういう条文に基づいて、さまざまな分野での母子家庭のお母さんたちの活躍ができるように支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○土肥委員 ベースになった法案が昭和三十九年、昭和三十九年というどんな時代でしょうか。そして、まさにキャリアウーマンなどというのはいない時代、ちよつと言葉は古いけれども戦争未亡人などという人がまだ現役で、壮年でいらつしやる時代だと思ふのであります。それがベースだということですが、もう少し書きぶりがあつていいんじゃないかなと思いますね。

こうやって一々挙げると、それは人助けになっているようで、それはそういう職場に入つて構わないんですけれども、一々取り上げて、では本当に何人の人が理容、美容の資格を取ることができたのかとか、たばこ販売業、どれだけ母子家庭の母親が就職しているのかとか、一々聞いていつたらこれは陳腐なものになる。そういう就労の場もありまされども、もつと希望を持って、ダイナミックに、子供を抱えながらも頑張るといふうな、希望の持てるような書き方をしたいだかないと、何か私なんか読むと母子家庭に対して気の毒ではないか。

最近では、離婚して母子で住むということがそんなに異常には映らなくなつたこととはとてもいいことだと思ふんです。ですから、あとは社会的な認識の変化に伴うのでしようから、やはり母子家庭の母親も元気に、そして社会的な活動でばりばりやつていただく、その結果、収入が上がつて、児童扶養手当はもう要りませんというくらいになきやならないわけでありまふ。そういう観点から見ますと、やはり世界大に働く女たち、女性たちの姿がこの福祉法ということで浮かび上がつてこないということ是非常に残念に思います。

ですから、先ほど言いましたように、児童扶養手当が幾らついたか、どこでカットされるかと

か、五年とか七年とかという議論は切実な問題として残りますけれども、もつと根本的には、この社会を、母親が子供を育てながら生きていく社会とは何なのかということとを積極的に打ち出さないと、この法律はいわば後ろ向きな法律なんじゃないかというふうに思ふわけでありまふ。

それで、私はこの第五条の「扶養義務の履行」というところが一番腹が立つところだ。別れた男が妻や子供のために扶養義務を放棄する、しないということ、行使しないということ、これはもう社会的にも制裁を加えなきゃいけないんじゃないかと思つておりました、こういう現状、それから手切れ金というか、離婚のときに渡す金がたしか百万か二百万の間だつたと思ひますね。それで女性の方ももう顔も見たくないというので手を打つのかも知れませんが、この文章は私は非常に不満なんです。

先ほど法務省の方が来て、民事執行法といひましようか、法制審議会で強制執行の手続をするというところをおつしやつていますが、このところはおかきやならないと思ふのでありますけれども、例えば、「扶養義務を履行するように努めなければならぬ」という努力義務ですね。努力義務という、努力して、そしてそれを履行するという、履行するといふのも言葉は私どうかなと思ふのでありますけれども、もつときつい表現はできなかったのか。なぜこういうふうな努力義務に終つておるのか。例えば、私の案を言うと、男に對して、扶養義務があることを自覚し、責任を負わねばならぬという書き方をしようではないか。

○岩田政府参考人 先生のお気持ちは本当によく同感できると思ひます。法律の義務としては既に民法の中に直系親族の扶養義務というのがしつかりありますから、それで法律の義務は別れた方の方にあるわけだ。

問題は、実際に金銭を定期的にきちつと支払うということができない、その約束をしているのが

三五%ぐらいで、実際に払っているのはさらに少なく二〇%というのが現状でございますので、これをまず、扶養義務を必ず履行していただく、そういう社会慣行といひましようか、社会の一般常識にしていただくことが必要ではないかというふうに思つております。

今回、こういう規定にいたしましたので、これを受けて、国としましては、社会的な機運の醸成を図つてまいりたいというふうに思つておるところでございますが、養育費というの支払うものであるとか、その養育費の取り決めをするときには、例えばこういうモデル様式をやつたらいとか、こういう金額が参考になりますよといったようなことをガイドラインで示して、そのガイドラインも、例えば児童扶養手当の申請をする窓口で置くとか、離婚の届け出をする市町村の役所の窓口で置くといったようなことで、しつかり周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○土肥委員 大変結構ですけれども、なぜ法文にそうしないんですか。窓口で置く文書などを勘案して、なぜ努力義務なんです。そういう法文にしないで、窓口でいろいろな印刷物を置いていても、あるいは離婚届を出すときにそこに置いていても、ちよつと悪く考えれば、男は別れたつて養育の義務はないんだ、しなくいいんだ、逃げられるんだというふうなのが社会通念なんです。男の通念なんです。それをどうするかということ、今後の母子家庭の保護については非常に重要な問題でしよう。それをきちつと担保してもらわれないと、このままするずつと担保して、努めなさいなんと言つたつて世間の男どもは通じませんよ。どうですか。

○岩田政府参考人 この問題は若干法制的なテクニカルな問題で恐縮ですけれども、既に別の法律で法律上の義務として規定してあるものを、また別の法律で別途二度書きするということは適当ではないという技術的な助言がございましたので、そういうことで養育費の支払いの義務とはいひませんでしたが、必ず履行してもらふよう

にその努力を促す、そのためにさまざまな環境整備を国と地方自治体を取り組むというような法律の体系にしているところがございます。

○土肥委員 非常に不満ですね。法律の技術的な問題だと言われると弱いんですけれども、もう少し積極的な、こんな腰の引けたような文章、文案にしないで、せめて法律上はこうなんだよということを盾に取り立てることができるくらいの根拠を与えてもらいたいものだと思っております。

離婚届を出すときに別に紙を置いておくのではなくて、離婚届の中に記入することはできないんですか。私、離婚届を出したことがないのでわからないんですけど、そういうものを、法文を記入しておくとか印刷しておくというようなことはできませんか。

○岩田政府参考人 それは、私の方の所管ではございませんで、法務省の方で御判断されることだと思っております。この問題については、今御指摘のように、離婚届の様式にそういう欄を設けるべきではないかという御議論もあるというふうに承知しております。また一方では、そういうことになるとなかなか離婚の自由が制約されるので、そういう選択肢をとらない方がいいというふうに主張される方たちもおられます、なかなか御意見が一つの方向でまとまっているというふうな問題ではないというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、この問題、これからどういう形で本格的な仕組みをつくっていくかというの大きな問題でございますので、この法律の附則でも養育費のあり方については今後検討するということをとってまいりますので、法務省、その他関係方面としっかり勉強していきたいというふうに思います。

○土肥委員 ぜひこの法案の審議の中でそういう意見があったということを法務省に詰めて、そして法務省もめる検討してもらって、ぜひともそういう書き加えをしていただきたいと思えますね。どうなんですか。不利になる、離婚ができなくなるなんというのは、男がそれを見て、ではやめ

ますと言つて、区役所の窓口から離婚をしないと云つて帰るんだらうか。やはり離婚に当たつては、そういうものは常識ですね。扶養しない者が扶養手当を出すというところは当たり前の、扶養費を払うということは当たり前のことなので、それが社会通念であつて、今何か離婚してもたて済むような通念は間違つておる、こういうふうな思ひわけでございます。その辺をぜひ詰めていただきたいというふうに思つております。

同じようなことが今法務省との関係でございまして、自分でも、例えば、離婚した母子が一番困るのは、自分で財産を持つていけば、土地や建物を持つていけば別ですけれども、即座に家の問題になるんです。家を探すということが大変な苦勞のようでございます。民間住宅を探索するとき、公営住宅を探索するとき、例えば市営住宅などに通常に申し込んでもなかなか当たらないところ。ところが、この法文は二十七条で、「特別の配慮をしなければならぬ」と書いてあるんです。

公営住宅の話になりますと国土交通省の話です。この法文を、二十七条を制定するときに、厚生労働省としてはどんな話し合いを国土交通省として、この法案の実現についてどんな働きかけをしたのか、お伝えください。

○岩田政府参考人 今般のこの条文自体は実質的な改正はございませんが、今回の改正に先立ちまして、母子寡婦対策、総合的に、全般的にどうあるべきかということを議論し、その結果、対策の大綱という形でことしの三月、盛り込んでおります。

その大綱の一つの柱がやはり住宅の問題でございます。公営住宅の入居に当たつての配慮ですとか、公営住宅が数として足りないということであれば、民間住宅を借り上げていただく、それを公営住宅にして貸していたらどうか、さらには、保証人がなかなか得られないという問題もあるようでございますので、そういった問題にどういうふうに対応するかといったようなことを国土

交通省の方に問題提起させていただいております。

国土交通省もそれなりにお取り組みいただくというふうにお聞きしておりますので、国の基本方針を取りまとめました。自治体の自立促進計画をまとめるときには、ぜひ住宅の問題も重要な課題であるということで対応していきたいというふうに思います。

○土肥委員 最後に大臣にお願いします。

つまり、先ほどスティグマという話をしましたけれども、今度、母子自立支援員というのができるんです。大変これは結構なことだと思いますが、旧法では「身上相談」と書いてあるんですね。この方が支援員というよりは何か身近に感じるんだけれども、今後は、就業からいろいろなるもの職業指導、あるいは自立のための貸し付けだとか、もろもろのことをやるんですが、この人たちが、また私が言っているように先ほど言つたようなスティグマを持つてやると、身上相談に終わると思うんです。

その辺はやはり意識を変えてもらつて、何かかわいそうな人を助けに行くんだみたいな、あるいは、単なる身の上相談ではなくて、相当な指導力と経験を持ち、かつ社会的な支援をよく理解している人でないかと困る。そもそも認識を改めてもらわなければ困るというのが私の主張なんです。大臣の御意見はどうでしょうか。

○坂口国務大臣 先ほどからいろいろの御意見をお聞きいたしております。私個人的には大体先生と同じような考え方でございまして、本当によく見ているなと思ひながら聞かせていただいていたわけでございますが、最後の自立支援員、なるほど言われてみれば名前がどうかという気は率直に言つて私もそう思います。もっと広い範囲で御相談に乗るのももちろんでございますし、就労にいたしましても、その他の住宅の問題にいたしましても、全体的にトータルで御相談に乗つて、皆さん方の生活をバックアップしていくという体制でなければならないというふうに思つておりま

すし、事実そういうふうにしていきたいというふうに思つております。

住宅の問題につきましては、国土交通大臣とも一遍よく話をいたしまして、前進するようにしたいと思つております。

○土肥委員 もう時間が来しましたから終わります。今回の法改正で二十一世紀型の母子福祉になつていくかどうかということを根本的に考えないと、これから先、また手当が幾らになつた、いつカットするなという話ではなくて、たとえシングルになつても頑張るという社会を、あるいはそういうバックアップ体制をつくつていかなきゃならないと改めて申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○坂井委員長 次に、中津川博郷君。

○中津川委員 民主党の中津川博郷でございます。

今回の法改正によりまして、児童扶養手当の手当額の算定法が大きく変わった。現行制度では、手当額が全額支給の四万二千三百七十円と一部支給の二万九千三百五十円、大変シンプルで、二段階でわかりやすい。ところが改正案では、一万円から四万二千三百七十円まで十円刻みという、非常に細かく複雑、ややこしくなつていふんです。どういふ結果が起きるかという、母子世帯では手当が減額されるのではないかと、これが大変不安になつていふわけですね。

今現在の経済情勢、これはどんなに厳しいかというの大臣初め皆さんたちもよく御理解されていると思ひますが、株価は、いつとき八千円を切るんじゃないか、きのうあたりで九千円ちょっと超えて、またきょうも下がつていふというふうなことで、全然資産デフレがとまらない、景気が悪い。失業率も五・四％で高どまり。そして、大卒者や高卒者の就職率は十三年度でそれぞれ九二・一％、八六・三％ですか、高卒者に至つては史上最悪である。ことしの求人倍率も〇・五倍で、かつてない低さだ。

高校生、大学生、こういう人たちの就労支援、自立支援だつてまだ十分でもないのに、一番政治を必要としている、経済的に恵まれないこういう母子家庭に不安を与えるような政策を何で今このタイミングにやるのか、これこそワーストタイミングじゃないのかという率直な疑問を、まづ大臣に察していただきたいと思ひます。

○坂口国務大臣 午前中にも若干触れさせていたいただきましたが、こういう厳しい状況が続いてきたときに、母子家庭にいかなる影響を与えるかということだと思ひます。現状は非常に厳しい状況にございまして、この現状の中でこの経済状況がさらに進んでいくことになれば、さらに私は母子家庭に大きな影響を与えるだろうと思ひます。

先ほど御議論ございましたが、確かに財政的支援をするというのも大事な柱の一つではありますけれども、やはりこれからはそうではなくて、もう少しトータルに、例えば就労支援をどうするかといったようなこと、あるいはまた仕事と家庭が両立するようにどう手当てをするかといったようなこと、そうしたことも含めまして、やはり母子家庭の皆さん方がより活躍をしていただきやすい社会システムをどう確立するかということが、こういう時期であればこそ私は大事だと思ひます。

厳しい状況であることも十分存じておりますけれども、そのときであればこそ、早く現状を改善して、午前中にもございましたとおり、平均して二百二十九万という現状をいかにして打破していくかということに早く始めないといけないと思ひます。

○中津川委員 きようは、この改正案自体に関する多くのことは既に同僚議員が質疑を終えられておりますので、私は、教育とそれから住宅関連、これに絞ってお尋ねをしたいんです。

実は、今申し上げましたようなこの大変厳しい経済状況の中で、こういう限られた税金を母子家庭の一助となるように考えているのが児童扶養手

当の意味だと思ひますが、こういう児童手当、児童扶養手当、私は東京都出身の議員であります。うちのものが本場に必要なのに、必要なところにしっかりと払われているならいいんですが、そうではなくて、この大切な手当というのが、どうも不正にもらっている人というものが結構いるようだという話をよく聞きます。

現代社会では、事実婚というのがあります。実態上は立派な、生活力があつてたくましい男性養育者がいるのに児童扶養手当の支給を受けているという場合があるということですね。そういう場合は、資格がないのに虚偽の申請をしているわけですから、これは言つてみれば税金泥棒、犯罪ですよ。例えば、これは計算しますと大変な額になるんですよ。児童扶養手当ならば年間約五十一万円ですが、十八年間で九百五十万円にもなります。児童手当を含めれば一千万円ものお金が不正支給される可能性もある。そういう話を仕事柄よく聞くのでありますが、これは大問題なんです。

そこで厚生労働省にお伺ひしたいんですが、こういうケースというのはあることを御存じなのか、どのくらいのケース今までそういうのがあつたのか、その辺の把握をお聞きしたいと思ひます。

○岩田政府参考人 御指摘のように、この児童扶養手当の場合は、支給要件が離婚ですとか事実婚の解消、あるいは未婚の母になる、こういったようなことが支給要件になるわけですが、これらの事情を、例えば偽装離婚するとか、事実婚であるのに独身であるというふうに偽るといったように、こういう事情を偽装するということがあり得るわけですね。残念ではございますが、そういうことで、私も地方自治体に対して、事務指導監査ということで、的確に支給事務がなされているかどうかということを定期的に指導監査もいたしておりますし、また、支給に当た

る機関においては、関係機関、関係部局とよく連

携をとりながら情報を集めて、不適正な支給の防止に努めていただきたいというふうに思つております。

私どもの方で把握したものは、例えば平成十二年度についてでございますが、この年度に発生しましたこういった不正受給は、これは単位が延べ月人数、マンマンズですが九千八百五十一、金額として四億強ということでございます。

いづれにいたしましても、不正があつた場合にはもちろん返還させますし、罰則もついておりますので、そういったことがないようにしっかりと認定事務をしてもらうよう、市などに対して監査や指導を引き続きやっていきたいというふうに思ひます。

○中津川委員 今、地方に対してしっかりと監査しているということで、具体的な数字ですね、不正受給者、発表されましたけれども、私、各自治体などへの指導監督はどうも甘いと思ひます。今お答えになったのと、私が受けている感触とはちよつと違います。

生活保護なんかを受ける場合、これは必要以上に細かく調査して、預金通帳を調べたり自宅を訪問したりしてやっていますよね。しかし、このケースの場合は、書類を持つていけばほとんどノーパスである。ちよつと行つて、足を運べば、家の大きさを見たり、近所の人に聞いてみれば、どういう暮らしぶりをしてるのか一目瞭然なんです。

が、その辺のところ、都道府県、市区町村の指導というものが、監督というものが不十分だと思ひます。

ぜひ、今おっしゃられたことをより徹底してもらいたい。必要な人に、本当に一生懸命子供を抱えて生きている人に本場に行き渡る制度ですから。犯罪行為ですよ、これ、犯している人は徹底的に取り締めてもらいたいんです。

そして、大臣、こういった事案が発覚した場合、厳正に取り締まる決意があるのかどうか、ひとつ御所見をお聞きしたいです。

○坂口国務大臣 こういう国からの支援でありま

すから、これは厳正にいかねばならないことは事実でございます。

不正受給に對しましては、受給金額に相当する金額の全部または一部の返還を命じますのは当然であります。三年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処するものとされております。これは、児童手当法の第十四条、同法の第三十一条、それから児童扶養手当法の第二十三条、そして三十五条、そういったところで定めていただいております。

○中津川委員 今の法律、私も調べてみたら確かにそのとおりでありまして、場合によつたら刑法二百四十六条第一項の詐欺罪にも相当する。

そもそも児童扶養手当というのは、児童が父と生計を同じくしているときは同手当は支給しない、こう書いてあるわけですから、この委員会の審議でこういうのはつきり出たということを地方の方にくれぐれもひとつ伝達をして、しっかりとやってもらいたい、こんなふうに思ひます。

次に、教育の問題なんです。子供を持つ親はもう全部、我が子にはいい教育を受けさせたい、とりわけ一人親家庭の場合は、本場に、自分がどんなに苦勞しても教育だけは一人前に身につけさせたいと思ひるのが人情ですよ。

そこで、母子家庭への教育資金、この援助策について、まず文部科学省にお伺ひしたいのですが、三点ほど申し上げます。

今年度の事業費総額は五千六百六十六億円、政府貸付金が三千六百九十八億円ですが、そして、この毎年の事業費というのはどのように算出しているのか、これは希望者実績からの逆算から出しているのかという点。それから、母子家庭にとつて無利子で貸すというのが理想だと思ひますが、この無利子貸与というのは、基準を満たしている者全員にこれは貸し付けられているのか。それから三点目は、今年度の事業費を見ますと、無利子貸し付けが七十二億円減らされているんです。これはどういうわけなんですかね、これは来年度はどういう見通しになるか。簡潔にお願いし

ます。

○木谷政府参考人 お答え申し上げます。

まず第一点、毎年の育英奨学事業費の算出方法ということですが、この財源につきましましては、無利子奨学金については一般会計による政府貸付金と卒業した奨学生からの返還金でございまして、また、有利子奨学金につきましては財政融資資金、日本育英会債券及び返還金となつてございます。したがって、毎年の育英奨学事業費の規模を決定するに当たりましては、概算要求における一般会計等の政府方針を踏まえた上で、学生数と奨学金希望者のニーズ、さらには学生生活費の変化等、諸般の状況を総合的に勘案して決定をしております。

二点目の、無利子奨学金につきまして、基準を満たした者は全員受給できるのかということですが、奨学金の採用につきましては、学力及び家計に関する基準を定めまして、これに照らして選考を行っております。

ただ、予算上の制約もあることから、無利子奨学金について、必ずしも基準を満たしたからといって全員採用することはできないという状況でございますが、無利子奨学金の希望が通らなかった場合には、有利子奨学金を希望する旨、あわせて出願をする併願という制度を設けておるところでございます。できるだけ学生のニーズにこたえるよう配慮しているところでございます。

今後とも、無利子、有利子の奨学金事業全体を通じてより多くの学生に奨学金を貸与すべく、充実に努めてまいりたいと考えております。

三点目、平成十四年度予算において無利子奨学金が減額した理由、また、来年度予算はどうなるのかというお尋ねでございますが、平成十四年度予算では、特殊法人に係る歳出削減という政府全体の方針を踏まえまして、一般会計による政府貸付金を財源とする無利子奨学金を減らしたことも、より多くの学生を採用できるようにするとの観点から有利子奨学金の方の大幅増を図りまして、事業全体では四百三十四億円増、貸与人員にいたし

まして四万五千人増の七十九万八千人の学生生徒に奨学金を貸与することとしております。

また、来年度の、平成十五年度の概算要求におきましては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二におきましても奨学金充実の方策が閣議決定されたことから、無利子奨学金の貸与月額について増額を図るほか、無利子、有利子のいずれの貸与人員についても増員を図りまして、合わせて六万九千人の増員、これによりまして平成十五年度は八十六万七千人に奨学金を貸与することができるとなると考えております。

○中津川委員 大分アップすることですしは安心しましたが、余り有利子じゃなくて、無利子で貸すという方向を大きな柱にしてみたいなというふうに要望しておきます。

そこで、厚生労働省の修学資金貸し付けの中心について同じように質問したいんですが、現在、母子家庭全体は九十五万世帯あつて、児童扶養手当を受けている母子家庭、ゼロ歳から十八歳までですね、これが約七十六万世帯ある。そして、お子さんが二十歳未満で、かつ、高校、高等専門学校、短大、大学等に通っている母子家庭は、平成十年で約三十三万世帯。そうすると、当然該当する子供の数は三十五万以上になるんです。

ここで、お子さんが大学生で二十歳から二十二歳までの母子家庭世帯を含めると、本当に大変な、それ以上の数になるといふことなんです。今厚生省で行っております母子寡婦福祉貸付金というのがありますね。これについてお伺いしたいんですが、これは確かに、先ほどの文科省のと違つて、いい点はあるんですよ。特別な面倒な条件もないし、学力のあれも余りないし、母親が保証人になつて本人が借りると他人の保証人が必要である。

ただ、問題なのは、平成十二年度の実績を見ますと、約四万件で、貸付金額がわずかに百七十八億円、そのうち政府貸し付けが五十五億円ですか。少ないですね。これでは本当に足りないと思いま

すね。対象となる世帯は三十三万世帯もあるんですよ。そうすると、実際に貸与を受けているのは一〇%未満ですよ、一〇%にすぎない。文科省の事業費、これは二千二百億円以上、先ほど話がありましたが大変大きな数字で、四十万人以上が無利子のものを利用している。それに比べて余りにもちよつと貧弱じゃないかという気がしてならないんです。

この母子寡婦福祉貸付事業、これは昭和二十七年に始まつたということで伝統はあるんですが、何か今の状態にそぐわないんじゃないかというふうな気がするんですが、政府のお考えをひとつお聞きしたいと思います。

○岩田政府参考人 母子寡婦福祉貸付金制度の中にございまして奨学金は、今先生おっしゃいましたように、学力要件を課すということはいましておりませんし、また、無利子で、そして返済の条件も大変緩やかなものでお貸しをいたしております。

この財源ですが、基本的には償還された財源が基本ですが、貸し付け需要がさらにあるというこの場合には、追加財源を国と地方自治体で負担をしているということでございます。

利用実績は先ほどおっしゃった数字でございますけれども、これは一つには、第三者の保証人を得ないといけないということで、やはりなかなか借りにくかつたというお声をたくさん聞きました。

そういうことで、今回の改正法案の中で、児童本人が借りられて、母親が保証人になれば第三者の保証人は要らないということ、この改正法案の成立を待って初めてスタートするわけでございまして、そうするとさらに利用者がふえるということも考えられるわけですから、そういったときの貸し付け需要の動向を見ながら、財源の確保には最大限の努力をまいりたいというふうに思っています。

○中津川委員 今改正案の一つの目玉だというふうにおっしゃいまして、そうなつてほしいと思う

んですが、この制度、実は学校の先生も知らない人、結構多いんですよ。細かい話ですけども、この制度の使い勝手にも一つの大きな疑問があるんじゃないかというふうに、私、これやについて感じたんです。

修学貸し付け、この申込用紙がどこにあるか、御存じですよ。当然、市役所とか福祉事務所にあつておのづかこれは当然だと思つてます。学校に置いて、先生がまず理解をする、そして学生たちも目に触れてそれを利用できるようにする。いかがですか。

○岩田政府参考人 これまでは、修学資金貸し付けというのは母親に対してやっております。そういうことで、母子家庭のお母さんたちをいろいろな形でサポートする窓口が市役所だったり福祉事務所であるということで、そういったところに関係のパンフレットなどを置いていたわけですが、先ほど申し上げましたように、今般、この改正法案を通していただきますと、子供さん自身が借りられるということになりますので、お子さんが目につきやすい、例えば大学などに置いていただく、学校の先生によくこの制度を知つていただくというところは大事かというふうに思いますので、文部科学省の方とも御相談しながら、そういう形でさらに利用しやすいように努めてまいりたいと思つています。

○中津川委員 ぜひそういう形でやつていただけたらというふうに思います。

次に、母子家庭の賃貸住宅の入居の厳しさについてお伺いしたいんですが、五月十七日の本会議でも私は指摘しましたけれども、母子家庭の賃貸住宅への入居の厳しさというのは大変なんです。この辺のところを国土交通省、認識されておりますか。

○松野政府参考人 お答えいたします。

母子家庭の居住の安定を図りますことは、議員御指摘のとおり、大変重要な課題と認識しております。

それから、賃貸住宅、特に民間賃貸住宅入居につきましては、母子家庭の入居につきまして、高齢者や外国人ほどはございませんが、一部に一人親の世帯の入居を敬遠するという場合があるといった居住の実態を勘案しながら、母子家庭の居住の安定を図るための必要な施策を講じてまいり所存でございます。

○中津川委員 公営、公団住宅に対する優先入居について御質問したいんですが、一人親世帯の公営住宅、母子世帯向けの優先の枠数を設けたり、それから当選倍率を優遇するなど、公団住宅もそうですけれども、こういういわばポイント制というんですか、こういうのがあるということなんです。

ただし、公営住宅が十二年度末累計で二万二千戸、公団住宅の十三年度実績でわずか八百五十戸です。肝心の母子家庭は九十五万世帯もある。本当に、実績としてはもう微々たるものだなという気がしてなりません。この優先入居枠をもっと拡充すべきではないかという点であります。

住宅というのは、まず離婚して真つ先にこれは必要となるものですよ。自立支援、就業支援、それも結構ですよ。確かにそうですよ。だけれども、住むところがなくて何で自立支援だ、就業支援だつてなりますね。九十五万でわずかこれだけの数で、この人たちがどこに住んでいるのかと、私、腕を組んで考えちゃいました。苦労しているんですよ、きっと。いかがですか。

○松野政府参考人 お答えいたします。

公営住宅は、住宅に困窮いたします低額所得者のための賃貸住宅でございます。入居者の選考に際しましては、高齢者世帯、障害者世帯、多子世帯等、特に住宅困窮度の高い者を対象として、公営住宅の事業主体でございます地方公共団体の判断によって優先的な取り扱いができることとなっております。

母子家庭につきましても、住宅に困窮する状況がありますことから、従来より、入居者の選考に

おきましては、このような優先的な取り扱いを行うことができることとなっているところでござい

ます。母子世帯向けの優先入居枠の設定等につきましては、事業主体でございます地方公共団体がその地域の住宅事情を勘案して決定するものでござい

ますが、母子世帯の住宅困窮度を踏まえながら、今後とも公営住宅の積極的な活用を図られるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、公団賃貸住宅におきまして優遇措置の内容につきましても、募集時におきまして当選率を一般の方の十倍の優遇としております。十三年度の優遇措置状況を見ますと、約三万一千戸の募集をしておりませんが、約一万六千戸がさまざまな優遇措置の方々、五二％になりますが、という方々の優遇措置を図っております。

母子家庭につきましても、その当選する割合四六％ということでございます。一般の方々の当選割合一四％よりもはるかに優遇措置を講じておるところでございます。そして、その効果は大変大きいものと認識しております。

今後とも母子家庭に対する優遇措置について配慮してまいりたいと考えております。

○中津川委員 いや、その効果は大きいじゃなくて、実際、これだけの数字なんです。地方に任せるというんじやなくて、みんないつもそうなんです。国土交通省と厚生労働省、そういう支援をやりますよ、地方の方にもしっかりとその辺のところを指導するという答弁がなきゃだめですよ。

それと、民間住宅における家賃の債務保証、これについて最後にお聞きしたいんです。

この債務保証ですが、これは全国保証株式会社という民間企業が行っているものだそうですが、これについては、時間がないので仕組みについてはきょうは語りませんけれども、家賃の二倍以上の定期的な収入、これは年金でもいいんです、含むこと、こういうふうにあるんですね。ところが、離婚直後、家賃の二倍もあるというふうな人、

しかも定職がなきゃだめですから、これはちょっと不可能じゃないですか。貯金があつてもだめだという感じがしますね。これは何らかの緩和が必要じゃないかという点、これ、一点であります。

それで、これは民間事業者が行っているものであるということで、国家が言うものではないというふうなことでまた答弁もあるかもしれません。が、それだったら、離婚直後の一定期間については政府が母子家庭に対して自立促進の何らかのバックアップをする、そういう姿を見せるということが必要だとは考えているんですが、これについて回答願いたいと思います。

それから最後なんです。高齢者に対する家賃債務保証というふうなものはあるんです。が、こういう民間会社に任せているだけでなく、それで、この実績、保証実績がわずか四千件なんです。母子世帯、比べて、もう微々たるの微にもならない、余りにも実績が足りない。繰り返しますが、家賃債務保証というふうなもの、国として取り組むことが必要なんじゃないですかね。いかがでしょうか。

○松野政府参考人 お答えいたします。

民間賃貸住宅にかかわります家賃の保証につきましては、近年、複数の民間の債務保証会社、委員のおっしゃいました会社も含めまして、債務保証事業を実施しております。また、その保証内容や収入、年齢、保証等、諸条件につきましては、それぞれの保証会社が市場において設定しているところでございます。その推移を引き続き見守つてまいりたいというふうに考えております。

また、高齢者のような家賃の債務保証を実施すべきではないかということでございますが、今申し上げましたように、民間の債務保証が市場におきまして供給されております。複数の会社によって、いわば市場においてそういったものが供給されております。

また、高齢者につきましても、民間賃貸住宅におきまして入居される割合が格段に高いというこ

とから、法律に基づく債務保証制度を設けたところでございますが、母子家庭については、そういった入居敬遠が大変著しく大きい割合というふうなことではございませんので、民間における債務保証の実施状況を見守つてまいりたいというふうに考えております。

○中津川委員 これで質問は終わるんですけども、どうも住宅局長、冷たいね。もつとやはり、今一番政治を必要としているんですよ、この母子家庭は。国土交通省、むだな公共事業にのののらいつていっているんですか。それと比べればわずかなものじゃないの。それを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○坂井委員長 次に、武山百合子君。

○武山委員 まず、大枠で大臣に聞きたいと思ひます。

まず、このたびの法律改正で、児童扶養手当、そしてパート収入なり常用雇用の収入なり、それから文部科学省から奨学金の枠で、それから国土交通省で公営住宅ということで、母子家庭、寡婦家庭の経済的基盤、これはどのくらいの金額を想定してこの母子及び寡婦というものを考えて法律改正をしたんでしょうか。経済的基盤を、どのくらいの金額を頭に想定してこれを考えたのか、ぜひお答えいただきたいと思ひます。

○鴨下副大臣 議員が今御質問の中では、多分、母子家庭もしくは寡婦家庭の一カ月の平均生活費等は一体どのくらいになっているのか、その実態を踏まえて今回の改正に当たっているかどうか、こういうふうなお話だろうというふうに思ひます。

今、母子家庭の一カ月の平均生活費そのものは統計的にはとっていないわけですが、平成十年度の全国母子世帯等実態調査によりますと、母子世帯の平均年収額は二百二十九万円となっております。したがって、一カ月の平均収入にいたしますと約十九万円程度である、こういうことが考えられます。ですから、母子世帯の一カ月の平

均生活費も大体そのくらいであろうというように
ことであります。

ちなみに、一般世帯は平均年収が六百五十八万
円、こういうようなことになっております。

○武山委員 いえ、私の質問は、この法律改正は、
母子及び寡婦という家庭の、いわゆる子供二人と

お母さんの家庭で、いわゆる法律の基盤、この法
律をつくる上に対して、一月どのくらいのお金

があったら生活できるということを想定してこの
法律ができていくのかという質問なんです。今お

答えいただいたのは平均収入ですね、いわゆる母
子家庭の平均収入を聞いたんですが、皆さんが政

府・与党としてこの法律を改正するに当たって、
どのくらいの金額の一月月の平均的な経済基盤を

目安にして考えたのかという質問なんです。

一月月の平均収入の金額を聞いたのではないん
です、その金額は私自身わかってるんです。皆

さんがこの法律をつくるに当たって、どのくらい
の金額がこの家庭に必要なということを想定して

つくったのかということ。そうじゃないと、児童
扶養手当もどのくらいが必要か、奨学金もどのく

らいが必要か、そういう割り振りができないと思
うんです。骨格自体がきちつと決まっていな

かったら、その骨格の全体を、どのくらいの生活
基盤を最低限度の方で考えているのかというもの

がない限りは、ぜひ、その基盤を聞きたいと思
います。

○坂口国務大臣 今先生が御指摘になりました問
題は、これからの自立をどう支援していくかとい

うことの中心的な課題だというふうに思います。
したがって、現在、先ほど申しましたよう

に、二百二十九万円という平均値でありますけ
ども、これをいかにして上げていくか。就労なら

就労に対して支援をし、そしてまた、生活な
らば生活、あるいはまた、お子さんを預けるのな

らば、それに対してどう支援をしていくか。その
ことによって、よりよい職場を求め、そして働

ごいまして、その二百二十九万をどこまで上げ
るという数字はつくっておりませんけれども、少
なくともこれを上げなければならぬ、そのこと
が今課せられた最大の課題であるというのが今回
のこの法律の基盤になっていると私は思っており
ます。

○武山委員 それでは、今のお話ですと、二百二
十九万がほぼ基本的な経済的な基盤の上に立つて
この法律ができていくというふうに解釈してもよ
ろしいのでしょうか。

○坂口国務大臣 いや、それは、現在がそういう
数字になっている。しかし、これではいけないの
で、これを上げていかなければならない。上げて
いくためには何が必要かということになってくる
わけでありまして、そのためには就労支援、ある
いはまた、子供さんがあります場合には保育所
に、優先順位をつけてそこに入っていく。先
ほど住宅のお話も出しましたけれども、そういうこ
とも大事でございまして、そういうトータルな中
で、お母さん方によりよい就労機会を持つていた
だくというふうにしていくことが大事だというこ
とを申し上げているわけでございます。

○武山委員 日本は右肩上がりの高度経済成長を
遂げまして、今大変な状態でございますけれども
も、結局、国民の税金をやはりこういう方々にど
のような形で、どういう金額をどう支援するか、
有効に使ってもらうかということだと思っていま
す。その使ってもらうための国としての最低限
の、いわゆるこのくらいの経済的な基盤が必要だ
ということをややはり言えない政府、言えない国と
いうのは、非常に哲学がない、柱がないと言え
ると思うんです。

ただ平均収入がこれだけという、実際にパート
の収入、それから常用雇用の収入、それを足して、
平均的にこの人たちの収入がこれだけだというも
のを基盤に、今こういうふうにして二百二十九万
円ですということを言っているだけのことであつ
て、議論するのに非常にわかりにくいんですよ。
ね。そこを何か、哲学がどこにあるのか、基盤が

どこにあるのか。

それでいて、今の平均的な収入をただ上げると
いうことになりまして、私は、児童扶養手当も、
それから生活保護も、それから収入も、それぞれ
のパートや常用雇用ということで収入があり、そ
れから自治体で、児童育成手当というのが個々の
自治体で出ているというふうになっております。
そうしますと、どのくらい、どんな形でどうした
らいいかという目安が数字で出てこないわけなん
ですよ。

皆さんの収入の中でやれない、やれないという
から、じゃ、これもあれもつけようという発想な
のか。ある程度の収入は取れているから、じゃ、
もうこれは五年後に少なくともという発想な
のか。骨格が何なのかということをもう少し突っ
込んで聞きたいと思えます。どこを視点に置いて
いるのかということ。

○坂口国務大臣 同じことを申し上げるような気
もいたしますけれども、どことが一番中心かと言
われば、自立支援というところが一番中心であつ
て、今までの財政支援という問題も、これもおろ
そかにできません、大事です。大事ですが、財政
支援だけをしておりまして母子家庭は成り立つ
ていかない。もつと母子家庭が、お子さんの教育
にいたしまして、またふだんの生活にいたしま
しても、そのレベルを上げていたかどうかとすれ
ば、それはより多くの就労機会が得られて、そし
てより適切な就労機会に恵まれて、より多くの賃
金が得られるということが大事でございまして、
そのことをまずやらなければならぬ。

その上の方によって、現在の状況にとどま
るのか、あるいはまたそこが失敗をすれば現状よ
りも下がっていくということだであるわけであ
りまして、それではいけないので、現状を上げる
ように最大限努力をする、その自立支援のシステ
ムをつくり上げていく、こういうふうになつて
いるわけでございます。それによりまして、そ
の結果によって、私は、財政的な支援の値は変わ
っていくというふうに思います。

ですから、これから五年間、一つの期間がある
わけでございますから、その間に最大限、私たち
は、就労機会を中心にしたトータルな支援という
ものをどう構築していくかということが国に対し
て課せられている、そのことをどう果たしてい
くかが一番大事だということを申し上げているわ
けでございます。

○武山委員 そうしますと、政策転換をしたとい
うことになるのでしょうか。今まではどうして、
いわゆる給付の方だけで自立ということを考えな
かったという意味なんですか。それとも政策転換
をしたという意味なんですか。その辺をき
ちつと説明していただきたいと思えます。

○坂口国務大臣 今までも自立支援はしてきたわ
けでございますが、ウエートはどこにあるかとい
えば、財政支援のところが中心であつたというふ
うに思います。これからは財政支援をおろそかに
はしませんけれども、やはり、就労機会なり、あ
るいは仕事と育児の両立ができるようにするとか
といったようなことにウエートを移していく、自
立の方向により移していくことでございま
すから、変わったのかと言われれば、そこはそ
ういうふうなウエートを置いていきたいというこ
とでございますので、ウエートの置き方は変わった
というふうに思っております。

○武山委員 そうしましたら、やはり変わったと
いうことになるかと思えます。

それでは、ウエートが財政支援から自立の方向
に変わる。では、なぜ変わったんですか。軸足を
なぜ置いたんでしょうか。

○坂口国務大臣 これも午前中からいろいろ議論
のあったところでございますが、いずれにいたし
ましても、先ほど先生も御指摘になりましたと
おり、経済の状況は、右肩上がりの時代から、少
なくとも今までのような右肩上がりの時代ではな
くなつてまいりました。人口もこれからだんだんと
減つてまいります。人口減少時代がやってくるわ
けでありまして、しかもその中では少子高齢社会で
ございます。そうした中でありますから、全体とし

て厳しい状況が来ることは覚悟しなければならぬわけでありませう。

そういう時代の中で、どちらかといえば弱い立場、すべてが弱いと言つては失礼でございます、中には立派なおやりになつていらっしゃる方もおみえでございますのでそれは言えませんが、しかし、トータルで見ればどちらかといえば弱い立場に置かれていらっしゃる方に対して、この皆さん方がこれからどう生きていくのかということを考えてみましたときに、やはり自立をしっかりとしたい、ただとくに生きているだけではないのか、この社会、よりよく生きていくだけではないのか、というふうな思つていらっしゃる次第でありまして、こういう厳しい時代であればこそ、私はそうした転換が一日も早く必要だと思つていらっしゃる次第でございます。

○武山委員 経済的基盤の弱い方々には、大いに基盤をしっかりとさせるということは、私もぜひ必要だと思ふんです。

ただ、その中身に対して、先ほどお聞きしておりました、まず、文科省からきよう来ていただいたので、児童の学校に対する授業料のいわゆる免除や、あるいは貸付金、奨学金、いろいろな幅広い活用が行われておると思ひますけれども、まさにこういう方々には優先的に、上限を設けず、自立した考えと責任を持ってやはり使つていただくというような形で、文部科学省が今どのような状況で母子家庭あるいは寡婦の家庭に対応しておるか。中身の状況と、それから奨学金の枠の上限、どのくらいの金額からどのくらいまでを貸し付けておるか。

その辺、先ほど中津川さんがお聞きになつておりましたけれども、上限を開きたいと思ひます。

○河村副大臣 お答えいたします。

奨学金は、文科省は日本育英会の奨学金という形で支給をさせていただいておるわけですが、いづれ優秀な学生生徒に、いわゆる奨学の意味、あるいは経済的理由で修学困難な、そういう

方々にこれを貸与しているわけです。それから、人材の育成と教育の機会均等という理念に基づいているわけですが、当然、経済的な理由、あるいは人材育成も含めて、生活保護家庭、母子家庭、その方々もこの中に入つておるわけでございます。

育英会では、無利子奨学金とそれから有利子奨学金と二種類を持っておるわけですが、まず無利子奨学金の貸与月額でございますが、大學生の場合ですと、学種、通学の形態などにより月額が決まっておりますが、今おつしやるように上限、下限的なことを申し上げますと、低い方で月額四万二千円の年額五十万四千円、これが国立の自宅通学者です。高い方というのか、多くもらえる方は、私立の自宅通学者、下宿等々ですが、年額七十三万二千円、月額は六万一千円となっております。

それから、高等学校が、国立の自宅通学者が年額二十一万六千円、月額一万八千円から、高い方は私立の自宅通学者で月額三万五千円の年額四十二万。これが無利子でございます。

有利子でございますが、有利子奨学金は、在学中は無利子で、卒業後、年三%を上限に、現在〇・三%でやつておりますが、私立大學生の場合を例にいたしますと、これは大學生以上、大学院もそうです。高等学校にはございせんが、大學生は、私立大學生が、貸与月額が三万、五万、八万、十万、こう分かれておるわけですが、年額、低い方は三万だつたら三十六万、十万で百二十万、これを学生が選んで、そして自立して後、返還をいただくということになっております。

○武山委員 その金額、今詳細に御説明いただきましたけれども、母子家庭に、いわゆる有利子、無利子じゃなくて、スカラーシップとして、奨学金として無料で上げるといふことは考えられないのでしょうか。ちよつと文部科学副大臣にお聞きしたいと思ひます。

○河村副大臣 生活保護といふますが、そういう形でのいわゆる給付ということはこれまでもそれ

ぞれあることは承知しておりますが、いわゆる奨学金として全額丸々そういう方々に差し上げるといふことは、今の奨学金制度の中にはこれは入っておりません。

ただ、急に家庭が、今まで通学しておられた方が、保護者が急に亡くなつたとか、こういう緊急の場合には、緊急採用奨学金ということで、これもやはり希望があれば貸与するというところであります。

今、文科省が管轄するこの日本育英会も、組織をまた新たに機構改正をいたすわけでございまして、生活保護家庭とか母子家庭等に対して経済的な理由で修学困難にならないように努力するといふことはこれから努めていくわけでございまして、これも、自助自立といふますが、そういう形で、当面の困難なことについては支援を申し上げるけれども、自立をしていただく、後はお返しをいただきたいというのが現時点になっております。

これまでも、例えば優秀な先生なんかには全額差し上げるような奨学金制度もあつたんですが、今それをやめておまして、むしろ自立をしていただく、後は返していただく、みんな広くそれを使つていただくという方向に転換を既にいたしているような状況下にあるわけでございまして。

○武山委員 別の分野に入るかと思ふんですが、これも、税制上優遇措置という部分ですね。寄附をした場合に、寄附をした方が優遇措置を受ける。これはあくまでも国にどうしても頼らざるを得なくて頼つておる部分です。これは結局税金で賄うわけですから、借りたものは返すという自助努力の分野ですけれども、今度は、そこに民間の発想を入れて、本当に優秀で経済的に大変な家庭に対して、一般の民間とかから寄附を受けた、やはりそれを無償で差し上げる、返さなくてもいい、そういうものも選択肢の一つとして、本当に優秀な家庭のお子さんであれば、そういう選択肢というものも考えるべきではないかと思ふんですよ。

なぜかといふと、今こういう家庭が本当に数が多いので、私はこのたびびっくりしたんです。実際の統計は九十七万件もあり、それで、実際にそこから七十六万件の家庭が本当に何らかの形で給付を受けているということを聞いて、本当にびっくりした状態なんですよ。ですから、それだけ困つておる家庭が実際にあるわけですから、そういうところには本当に温かく、そういう多種多様なことを考えて、あくまでも税金で給付するといふことになる、返していただくかきやといふのが、基本的にそこらもう頭は動かないと思ふんですよ。

民間の活力を入れて、寄附をした、寄附をした方には税制上優遇措置をする。その寄附したお金を無償で差し上げる。それは、大変優秀で本当に経済的に窮している、そういう家庭に対してするといふことも選択肢の一つだと思ひますので、ぜひお考えいただきたいと思ひます。この考えにはいかがでしょうか。

○河村副大臣 武山委員御指摘の点は、私もその気持ちというのには理解をしております。ただ、いわゆる文科省の考える育英奨学金というのは、まさに、いわゆる奨学の意味を含めて、その返還を通じてやはり学生の自立心とか自己責任、社会への還元という形で成り立つておるものでありますから、そうした教育的な効果の面もありまして、極めて優秀な人たちに給費制でそのまますが、これは育英奨学金全体のあり方にもかかわる問題でございますので、もちろん私はこれは検討してみたいと思ひますが、今の現状でいくと、慎重にならざるを得ない状況下でございます。

ただ、民間の財団とか何とか、そういうものにあつて、寄附を集めて、そういう方々に特別奨学給付する、あるいは県単位が、それぞれの県が持つておるか、そういうものは、いわゆる上げきりのものの中にはあるわけでありまして、私は、そういうものも広く探しながらいくべきかな

と。

おっしゃるように、何らかの形でそういう方々には支援をあげたいという気持ちには変わりませんが、事この奨学金ということになりますと、これまでの、今まで考えてきた、積み上げてきた育英会の考え方を根本から変える形のものを入れるということになりますと、これはやはり慎重に考えなきゃいかぬのではないかと、このように思います。

○武山委員 そうしますと、もう一度お尋ねしますけれども、貸し付けた有利子、無利子に対しても、元本は実際に返ってきておるんですか。

○河村副大臣 もちろん、どうしても都合でまた返ってきてない方もありますが、ほとんどいいいますか、九割以上のものはきちつと返ってきているというふうに思っております。私が得たところでは。

○武山委員 それでは、実際は、有利子、無利子にしても元本はきちつと、ほとんど、九割が返ってきているということですね。ぜひまた資料を。それだけ返ってきているということは、将来にわたって、成長してから何らかの形で経済的余裕ができて返しているという状態ですね。そういうふうに解釈できますね。

それから、民間の方でそういうことをするというのは、また民間も選択肢だと思ふんですね。税金ですと、それは私も、税金の分野では、国民の税金ですのでもう返していただきたいというのがありますけれども、寄附をして、民間が、個人が寄附をして、また企業が寄附をして、その寄附したものを集めたものに対して無償で差し上げるといふ、本間に優秀な人に対してはそういうことも考えていいんじゃないかという、選択肢の一つでお話をいたしました。それはぜひ考えていただきたいと思います。

それから、文部科学省で、実際に、母子家庭で経済的にも困って困ったという苦情や、授業料の点で本当にもっと支援してくれという苦情や、あるいは相談事や、こういう特例があった

とか、そういうお話はありましたでしょうか。

○河村副大臣 実は、先ほど無利子奨学金のお話を申し上げましたが、母子家庭の学生生徒は、今、高校、大学、専修学校専門課程も含めて、春の採用の実績では、全体で八万二千二百七十七人の採用者がある中で、そのうちの二一・五割の一万七千二百六十四人が母子家庭の子供たちになっております。

そういうことで、状況が変化したので授業料の減免をお願いしたいというふうな申し出等々はあるようでございますが、この奨学金を、困っているのでも全部ゼロにしてくれという、現時点ではそれはなくて、当面在学中は返さなくていいんですから、大学生であれば就職してからお返しをいただくということにしておりますので、今これが払えないからという話は、私の知る限りでは聞いていないのでありますけれども。

○武山委員 そうしましたら、全体の、母子家庭の、七十六万人ということですが、この家庭の児童あるいは高校生、大学生の奨学金を借りている件数というのは、全体の何%が借りているんでしょうか。

○河村副大臣 今ちよつと早口で申し上げたからあれだったかもしれませんが、無利子奨学金が、高校、大学、専修学校専門課程で全体で八万二千二百七十七人おられるのであります。そのうちの二一・五割の一万七千二百六十四人が母子家庭となっております。ただ、まだその中に、生活保護あるいは寡婦という形での採用ははつきりしていませんが、母子家庭であることは間違いありません。二一・五割であります。

○武山委員 それは先ほど聞いたんですけれども、では、全体はどのくらいいるわけなんです。奨学金に当たってお子さんを持っている件数は、全体がどのくらいあつて八万件というのでしたらわかるんですけれども、ただの八万件だと全体がどのくらいあるかわからないんですね。ですから、たくさん借りているのか、五〇%ぐらい借りているのか、それもちよつとわからないんですね。

ね、全体像がわからないので。

○河村副大臣 今、母子家庭等については無利子の方を差し上げておるわけで、でありましたから今八万と言いましたが、全体では、貸与人員は今、高校でいいますと十二万六千四百五十一、それから大学で五十五万六千五百五十五ございます。これで六十八万になっておりますが、さらに大学の通信教育、大学院、高専、専修学校、これを含めると、今八十六万七千七百七十四名ということになっております。

少なくとも、私もかねてから、奨学金については必要な方には全部差し上げることが原則じゃないかと言っておたのでありますが、今や大体大学の、有利子を含めれば、希望された方は奨学金がいた、だけるといふ状況下にございます。

○武山委員 そうしますと、大体数字を見ますと、ほとんどの方が、高校生、大学生を持っておる母子家庭は、奨学金を有利子、無利子問わず利用しているという現実ですね。はい、ありがとうございます。

それでは、国土交通省の方にお聞きしたいと思ひます。

先ほども公営住宅のお話が出ておりました。この公営住宅というのは、市町村、各自治体で対応しておるといふことなんですけれども、対応した後、どのくらい公営住宅申し込みがあつたか、また、優先的に公営住宅を使えますよというPRですね、それを毎年毎年フォローしていただきたいと思ふんですね。先ほどのお話だと、お話しはしてありますというだけで、その後のフォローで、本間にこういうものを利用しているのかどうか。ぜひ利用していただきたいと、ただ言いつ放しで、その後のことが、自治体との連携ですね、厚生労働省それから国土交通省、それから県、市町村、その連携が足りないと思ふんですね。この公営住宅に対して。

実際に、先ほどお聞きしておりましたら、数が少ないので大変驚きました。実際はいわゆる七十六万件あるんですけれども、公的な住宅を使つて

いる件数というのは今のどのくらいなんでしょうか。

○松野政府参考人 お答えいたします。

公営住宅は住宅に困窮する低所得者のための賃貸住宅でございます。入居者の選考に際しまして、高齢者、障害者、多子世帯等、特に住宅困難度の高い者を対象として、事業主体でございます地方公共団体の判断により、優先的な取り扱いができることとなっておりますが、母子家庭につきましても、住宅に困窮する状況がありますことから、従来から入居者の選考におきまして、このような優先的な取り扱いを行うことができることとなっております。母子世帯向け公営住宅としてこの優先的な取り扱いをしました戸数は、十二年度末時点で二万二千戸ほど管理しているところでございます。

○武山委員 物すごく少ないですね。七十六万件、母子家庭がある中で、二万二千件ということですから、これはやはり国土交通省の努力不足だと思ふんですね。これだけ国民が、こういう方々にやはり何らかの形で手を差し伸べたいというときに、国土交通省の努力不足だと思ひます。

ぜひ、県と市町村と連携いたしまして、優先的にやはりそういうところに、先ほど当選率の、申し込みをして確率のお話を非常にいいと言っておりますけれども、この数字を見ていると、絶対いいとは言えないと思ひます。ただかか七十六万件のうち二万二千件ですから、一割にも満たないわけですから、ぜひ、先ほど言いましたように、市町村、県、また国との連携をとっていただきたいと思ひます。その点に対して、見解を聞きたいと思ひます。

○松野政府参考人 委員御指摘の点は、十分私も今後考えてまいりたいと思ひます。公共団体との連携を密にしていまいたいというふうに考えております。

○武山委員 それで、ことしどういう状況でどれだけの数がいわゆる公営住宅に申し込みがあつた

か、それを、その前に、優先的にそういう方々にどう対応したかということ、来年きつとその結果を見て、その次の年にもきつと対応しないとだめなんですよ。ただ通達だけでは、実際は市町村、市町村で、それぞれの考えでやっておるものですから、実際にこれだけの七十六万件という母子家庭があるわけですから、この方々にきつとそういう対応が、国の対応が隔々までいくように、ぜひフォローしていただきたいと思いま

す。先ほどからお話を聞いていますと、何か、しますとすと言っているだけで、では過去は何してたのかなと思うんですよ。ですから、過去があつて未来があるわけですから、また現在があり未来があるわけですから、この七十六万件というものに対して二万二千というのは、とても努力した数字だと思いませんか。ぜひきつとフォローしていただきたいと思ひます。それで、フォローした結果はやはりぜひ国会に報告していただきたいと思ひます。

それから、この制度のPRですね。実際に国民には、こういう制度がどういう仕組みになっているか、それから制度の中身、いろいろな選択肢、こういうものが、行かないと説明を受けられない、それから聞かないとわからない。行く方は、聞くことの内容すらわからない。これは、国としても自治体としても説明責任が不足していると思ひます。

それで、先に、こういう方々に対しては、こういう制度でこういう仕組みになっております、こういうことを申し込めば即対応できますということ、やはり全部テーブルの上に出すべきだと思うんですよ。

このたび私が実際に厚生労働省にいろいろヒアリングいたしましたけれども、やはり私自身がよくわかつていない部分があるものですから、大体出てくる資料というのはよくわからないんですよ、こちら、それで、こちらが聞いたことしか答えられないわけですよ。そうすると、私自身も全

体像がよくわからないわけですよ。もうそれでいいという、今までの密閉的な行政のその体質でずつと今も来ているわけなんですよ。ですから、その情報というのはきつと出していないだいたいと思ひます。それこそそれは国民のための情報なわけですから。ましてや、そういう対象の方には特に出していただきたいと思ひます。

それで、実際は、やはり政党によって、これはもう本場に現実的な問題として、人数の多いところはいろいろな角度から多種多様な質問も出るわけですから、そこからもいろいろ資料が出てくると思ひますけれども、でも実際は、細かいいろいろな支援策もそれぞれあるわけですよ。でも、細かい部分というのは聞かないと出てこないわけですから、これはやはり説明責任として、国は国民の税金を使って、そして効率のいい使い方をするということを目標に掲げ、実際にそう行動しているわけですから、それはテーブルに出していただいて、きつと説明責任をぜひ果たしていただきたいと思ひます。ほとんどの人が、本場にこういうものが実際にあるのかと、国民の税金を使っているがわからないんですよ。

私、このたび、寡婦という言葉自体も、本場に難しい言葉なんだとびつくりいたしました。こういう言葉自体も、国民全体に本場にわかりやすい言葉で、そしてみずみずしく、印象に残る言葉を使つていただきたいと思ひます。何十年も同じ言葉で、その時代の背景から生まれた言葉をそのまま使っている。実際はもう本場に社会の環境、経済状況、すべて激変しているわけですよ。本場にこの言葉自体が日常的ではありませんし、そういうことを考えて、法律改正をするときはやはりそういうことも考慮していただきたいと思ひます。

ぜひ、言葉や何かに対して、大臣の見解を聞きたいと思ひます。

○坂口国務大臣 いろいろの御説明の問題につきましては、確かに先生おっしゃるように、なかなか、質問をしていただいたことだけでは答ええない

ということはあるのかもしれない。私も小さな政党に属しておりますからわからないではありません。これからは、質問されますこと、されませんこと、一つの法案につきましては、できるだけその中の資料をまとめて御報告をさせていた、できるようにしたいと思ひます。

それから、言葉遣いの問題でございますが、確かに、寡婦といふと、何とまあ古めかしい言葉かといふふうに、私も率直に言つてそう思ふわけでございますが、長くつと続けられてきた言葉でございますので、それなりの意味はあるんだらうといふふうに思つておりますけれども。しかし、今の母子家庭の現状をうまく表現した言葉なのかどうか、漢字も難しゅうございまして、いか、意味するところもそういうことであつたのかどうか、ぼつぼつ考えるときに来ているのではないかと、率直に私もそう思ふ次第でございます。

○武山委員 慣例だとか、本場に法律というのは日本の場合には慣例主義にのつておりますので、この辺で二十一世紀の土台づくりをするという意味で、やはり大きな、ダイナミックな、まさに変換のときでありますので、一つの選択肢として、ましては、時限立法のような、また続けていく、三年、五年でそれは一つの法律として消滅して、またそれを、土台を、いいものを残しながらまた次の三年、五年といふふうに、時限立法的な発想もこれから必要なのではないかと思ひます。

終ります。

○坂井委員長 次に、小沢和秋君。

○小沢(和)委員 この法案では、母子家庭等の自立の促進を図るため、とりわけ就労支援の強化が重視されております。そこで、まず質問したいのは、我が国の母子家庭の就労状態をどう認識しているのかということであります。

一九九八年の調査では、就労している母親は八四・九％に達しております。これは、ドイツ、オランダなどの四〇％など、欧米各国に比べると非常に高い数字です。欧米ではよく福祉から就労へというように言われておりますけれども、

日本では特別の状況にある母親以外はほとんど働いて自立しようとする傾向がある、ここが欧米と違う。高く評価されるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 確かに、前回の検査によりまして八四・九％という非常に高い値でありまして、日本の中の母子家庭の母親の皆さん方がいかに自立を目指して頑張つていただいているかということがよくわかる数字だといふふうに、率直に私もそう思ひます。

○小沢(和)委員 母子家庭の母親が働いているといつても、その内容には重大な問題があります。九八年の調査では、事業主四・九％、常用雇用四三・〇％、臨時、パート三二・六％となつており、臨時、パートの比重が極めて高いのであります。十五年前の一九八三年は、事業主一四・二％、常用五五・一％、臨時、パート二七・六％だったから、事業主でマイナスイ・三％、常用でマイナスイ・一％、臨時、パートでプラス二五・〇％で、そうすると、事業主と常用が大幅に減り、臨時、パートだけが激増しているわけでありまして。それだけ母親の就労条件が悪化し、平均収入は二百二十九万円、一般世帯に比べて三分の一にとどまつております。

ところが、九八年以後さらに雇用情勢が悪化し、失業率は四・一％から五・〇％に上昇し、賃金は年収で実にこの三年間に十八万円も低下しております。母子家庭の母親たちの状態も、そういう中で一層悪化しております。さつきから母親たちの収入が低いということが繰り返して問題になつておりますが、その低い収入がさらにこうして落ち込んでいくのだから深刻だと思ひます。こういう最近の状態を調査しておりますか。

○岩田政府参考人 母子家庭だけに着目した母子世帯等実態調査という大規模な調査がございまして、これは五年に一回実施をいたしておりますので、直近の調査が平成十年、来々、次の調査を予定いたしております。

今回、制度改正を検討するということもござい

ましたので、昨年、特別に日本労働研究機構というところに委託をいたしまして、実態把握のための調査をいたしました。また、全国の母子寡婦団体や各種のグループの皆様方からいろいろ実情を聞かせていただいたりというようなことを通じて、実態把握に努めたところでございます。

○小沢(和)委員 そうすると、私が今問題にしているように、この三、四年の間に全体としての経済情勢がさらに落ち込んでいく中で、母親たちの収入もさらに落ち込んでいくはずだと思うんですが、最近の調査結果ではどうなっておりますか。

○岩田政府参考人 直近の平成十三年の調査は、その前年あるいは数年前との比較ができるような調査ではございませんので、傾向を申し上げることが難しいんですけれども、十三年の調査結果によりまして、仕事を持っておられる母子家庭の母で、仕事からの収入が幾らであったかということについてでございますが、全体の平均では二百四十五万六千円、このうち、正社員、いわゆる正規職員の方は三百四十二万七千円、パート、アルバイトの方が百三十三万三千円というような状況になっております。

また、母子家庭の団体、グループの方々から直接家計簿をお見せいただいたり、あるいはグループの中での調査結果をお知らせいただいたりいたしておりますが、その中では、収入が伸びない、あるいは減っている、そういうお話も聞かせていただいております。

○小沢(和)委員 せっかく調査をするというんだつたら、四年前に比べてどうかということを論じられるような同じベースで調査をしなければおかしいんじゃないですか。今どき、平均の収入が二百四十五万円になった、しかも、二百二十九万と比べたらこの三、四年の間に母子家庭の収入は大幅にふえた、そんなことあり得ないわけでしょう。何でこんな妙な調査をしたんですか。

○岩田政府参考人 数字が連続しませんのは、もちろん調査時点が違うということと調査対象が違

うということがあつたわけですが、平成十年の調査の二百二十九万円という、これは母子世帯全体の中央値でございます。先ほど申し上げました二百四十五万六千円という数値については、現に就労しておられる、仕事をしておられる有業者に限って、その方が仕事から得られる収入の平均値でございます。

今回、従来の設計とは違う設計で調査をいたしましたのは、従来の母子家庭の世帯調査は生活全般のオールラウンドな情報を得る、傾向を見るということと設計されておりましたが、今回は、自立支援策ということに重点を置いた制度改革を検討いたしましたので、特に就労の実態、就労の問題に相当ターゲットを絞って、十三年については調査をしたものでございます。調査項目がそういうことで連続をしておらないということでございます。

○小沢(和)委員 これ以上は言いませんけれども、せっかく就労の状態を調査する、そうしたら、当然、それによつてどういう収入が得られるかという調査をすることになるわけでしょう。そうしたら、前と比較できるような資料にならないと余り意味がないと思うんです。

私がさっきから言っているように、全体として、この間にさらに収入が一般の勤労者でも落ち込んできている。そうすると、母親はもっと落ち込んでいくんじゃないか。そうすると、その比較がきちんとできないと、これからの政策がこれでいいのかどうかということにかかわってくるわけですよ。だから私はそのことを厳しく言っているわけですよ。

それで、数字がそういう最新のものが得られないということなら、四年前のことですらにお尋ねしますけれども、平均収入が二百二十九万円というんですが、これは児童扶養手当も含んでこういう金額になるというふうに聞いたんですが、そうでしょうか。そうすると、実際の母親たちが働いて得た収入というのはどれぐらいになるんでしょうか。

○岩田政府参考人 今おっしゃいました二百二十九万円には、児童扶養手当等が含まれております。

○小沢(和)委員 いや、だからもう一つ聞いています。それを差し引いて、実際に母親たちが働いて得ている収入というのはどれぐらいあるのか。もう一遍お尋ねします。

○岩田政府参考人 手元にあります調査で、平成十年の調査結果をちよつと今見ましたけれども、収入の内訳が見当たりませんので、また後刻御報告させていただきますと思います。

○小沢(和)委員 どうも肝心の数字がないように、残念ですが。

そうすると、手当分というのを引くと、今から四年前は、およそその母親たちの収入というのは一カ月十五万とか六万とか、それぐらいだったんだろと思うんです。そうすると、月に四万二千三百七十円の手当というのは、生活維持のために絶対必要だったということがよくわかる。母親たちが命綱と言つたおそれがあるんです。

そこでお尋ねしたいのは、今回の法案は就労支援を強化するといふんですが、それによつてこんな悲惨な低賃金から本当に抜け出せるのかということでありまして。

この法案の土台となつた自立支援対策大綱の一連の就労支援策の冒頭に、これまで都道府県が実施してきた就労支援講習会を大幅に拡充するとありますが、これまでどのような職種についてどの程度の規模で講習を行ってきたか、また、何人が受講して何人が実際にそれを生かして就職したか、それを今回はどれだけ拡充するのか、お尋ねをします。

○岩田政府参考人 講習会の項目はそれぞれの都道府県で選定をさせていただいておりますが、最も多いコースはホームヘルパーの養成コースだといふふうに聞いております。それ以外に、ソフト関係、パソコン関係ですね、コンピューター関係の科目も最近ふえているといふふうに聞いております。

講習会については、今回、一つは、やはりしっかりと収入に結びつくような講習科目にすべきではないかということで、講習科目のあり方自体もそれぞれの地域で見直しをしていただきたいといふふうに思っております。また、受講できる人数も、従来の規模の二倍以上の人たちが受講できるように、十五年度の概算要求で要求をしているところでございます。

○小沢(和)委員 二倍以上というんですけれども、だから、もともとの規模がわからないから、二倍といつてもわかりませんね。ちよつと具体的にもう少し、数字で示してください。

○岩田政府参考人 事前にちよつと具体的な御質問をいただけていなかったたので手元に数字はないんですけれども、約一万人ぐらいの規模で今実施をいたしております、それを二倍以上にふやすと。

大変大きな記憶で申しわけございません。○小沢(和)委員 次に、母子家庭高等職業訓練促進費というのがあります。月額十万円程度を介護福祉士などを旨とする受講者に一定期間支給するとなつております。介護福祉士というのは一例示に挙がっていたようなんですけれども、ほかにもどんな職種を対象に考えているのか、何名ぐらいに、どれぐらいの期間支給するのか、お尋ねをします。

○岩田政府参考人 資格は特に限定はございませんけれども、基本的には二年以上資格取得にかかるといふようなもので、介護福祉士がその例に出ておりますけれども、保育士その他、二年、三年資格取得に年数がかかるもの、そしてその資格取得が具体的な就業に結びつく可能性が高いもの、そういうものを考えているところでございます。

どの程度の人数かということについては、今予算要求の途中でございますので、具体的な数字をお示しするのは難しいといふふうに思いますけれども、二年、三年かかる研修期間の三分の一ぐらいの期間の生活費を支援するというところで考えて

いるところでございます。

○小沢(和)委員 私が担当者に伺ったところでは、例えば看護師などの場合には三年くらいかかりますよね。そうしたら、二年間は自分で頑張つて行きなさい、そして大体めどがついた人だなどと思つたら最後の一年間は訓練促進費でお金を出してあげましょう、こういうような制度になつていくようなんですけれども、全く余裕がない母子世帯に、二年間自力で行きなさいと。もうそのこと自体が大変な難しい要求じゃないんでしょうか。そういう意味でも、もつと実情に見合うようなものに改善する必要があるんじゃないかと思ひます。

それから、何名くらいというのがわからぬようなお話なんですけれども、予算の要求をするからには積算の基礎というのがあるはずじゃないんですか。こういうのは、大体何人ぐらいの規模で欲しいといつて出すのじゃないんですか。

○岩田政府参考人 確かに、二年、三年、大変長期にわたる教育訓練を受ける場合は、その間の生活の手当てをどうするのか。仕事をしながら教育訓練を受けられるケースはいいですけれども、それが両立しないような教育訓練を受けなければ資格が取得できないという場合には、その生活費の手当ては大変困難を伴うものであるというのはおっしゃるとおりだと思います。

一般的には、母子寡婦福祉貸付金の中にそういった教育訓練を受ける期間の生活費の貸付金がございます。この貸し付けを受けていただいで、少し生活にゆとりが出てくれば返していただくというのがベースにございますので、それにプラスをして、特に今話題になつております高度な職業訓練を受講されるという場合には、そのことをさらに促進するという観点から、通常の貸付金に、プラス、受講期間の三分の一程度ですから、三年かかるところであれば最後の一年分くらいはお返しただかなくてもいい給付金としてお支払いをしようということでございます。

味で概算要求中であるということでございますが、十五年度については、約二千人ということで財務省に今要求をしているところでございます。

○小沢(和)委員 母親の状況にに応じた就職あっせんのため、ハローワーク、母子寡婦団体、都道府県、市などが職業相談や情報提供を行うとありますが、これまでの焼き直しでなく、抜本的な工夫があるんでしょうか。

○岩田政府参考人 就職のあつせんは、基本的にはハローワークにしっかりとついていたと思いますが、それが重要だといふふうに思いますが、特に母子家庭のお母さんについては、通常のハローワークのサービスだけでは必ずしも十分でないというところで、今おっしゃいましたように、都道府県、市町村そして母子福祉団体、これらの間で連携をとるがら対策を強化したいといふふうに思つております。

特徴的なのは、今回の改正法の中にも盛り込んでございますが、都道府県が中心になりまして、就職の相談から職業能力開発、さらには具体的な求人情報の提供や就職のあっせん、こういったものを一貫して責任を持ってやれる、そういう体制を都道府県が母子福祉団体と緊密な連携を図りながらとるといふ新しい仕組みをつくりたいといふふうに思つておられるところでございます。

また、実際の児童扶養手当の支給事務が福祉事務所設置の市レベルにおいておりますけれども、市と最寄りのハローワークがうまく連携できるやうにということで、昨年度からモデル事業を四カ所で行つておりました。福祉事務所の職員とハローワークの職員が一緒に研修を受けたり情報交換したりということで、連携体制の、今モデルをつくつておられるところでございます。

そういう経験を踏まえて、今後、関係機関の連携を密にしなが、先ほど申し上げました都道府県レベルの一貫した新しい自立支援の仕組みを中核にいたしまして、自立の促進のお手伝いをしていきたいと思つております。

(委員長退席、宮腰委員長代理着席)

○小沢(和)委員 一方で、事業主に対する常用雇用の転換奨励金が創設され、パートを常用に転換した場合は三十万円程度を支給するところあります。これについては、母子家庭共和国という当事者団体が既に中小企業家の意見を聞いておりますが、三十万円では魅力がない、長期の奨励金なら採用を考へるが、それよりも保育制度を充実して子供の都合で欠勤しなくてよいような支援をしたらどうかなどという意見が多かつたというのですが、実際にどの程度の効果があるかと考えます。

○岩田政府参考人 この常用雇用転換奨励金、母子家庭については、今回、この改正法に基づきまして予算的な手当てがつけば、初めて実施されるものでございますが、きょう、別の御質問にお答えする中でも申し上げましたけれども、やはり母子家庭の収入が低いというのは、パートで働かれるケースが多いということからきているというふうに思ひます。パートで働かれる方の平均収入は約百三十万です。正社員になれば、女性の正社員の平均収入は三百五、六十万でございますので、ぜひ何とか正社員の就業機会を得ていただきたいということでございます。

しかしながら、今は正社員、常用雇用の就業機会全体が狭まつておりますし、その中で、企業も、正社員として採用する場合の求める資質といひましようか、要求水準が大変高いものになつております。そういうことで、最初から常用雇用ということで就職することが難しい場合であっても、まずパートタイマーとして就職してもらつて、それで働きぶりを見てもらい、OJTを通じて能力をアップしてもらつて、そしてその方を引き続き雇つていただく、しかしながら正社員に転換していただく、こういうことをぜひ促進をしたい。その促進材料となるやう、今回、常用雇用転換奨励金という形で十五年度の概算要求をしているところでございます。

○小沢(和)委員 今、就労支援対策の幾つかの項目について伺つてみました。私も、従来より若干は前進するであろうという印象は持ちましたけれども、これで飛躍的に前進するといふふうにはちよつと考えにくいんじゃないかと思ひます。そこで、大臣にお尋ねしたいと思ひます。これらの就労支援策全体で、約百万人いる母子世帯の母親たちを何人ぐらい新たに就職させ、臨時、パートからどれぐらい常用化できるというふうに見込んでおられるのか。それによつて所得水準をどれぐらい高められるといふふうにお考えなのか。ここで総括的に、大臣にお尋ねします。

○坂口国務大臣 そこは、これからやらないとわかりません。

これから、全体の就労を、先ほど局長からもありましたとおり、いわゆるパートの人たちを常用にだけ上げていくのか、そしてまた常用の皆さん方に対しても、常用でできるような環境をどうつくつてあげるか、それらのことをこれから一生懸命にやらなければならぬ。

そして今、大体、女性で働いておみえになります方の平均値が、現在のところ三百六、七十万のところでございますから、そこまではできるだけ平均値が上がっていくやうに努力をしなければならぬ。そのためには、いかにして常用雇用の人たちをふやしていくかということを中心がなければならないといふことでございすから、そこに焦点を当てて、就労対策、雇用対策というものを進めていきたいと考えております。

○小沢(和)委員 就労支援策の効果がこのやうに漠然としているのに、それと対照的に、この法案では、低所得の母子世帯の命綱である児童扶養手当の大幅削減は極めて明確に打ち出されております。

第十三条の二で、支給開始から五年たつと「その一部を支給しない」とし、そのカット額は二分の一を超えない額とすることになつております。しかも、カットできるでなく、例外なしの強行規定になつております。

この条項は、だれもが五年たてば収入がふえ、この手当を必要としなくなるはずなのに、まだ手当をもらつてゐるのは努力が足りないといふ、現

実を全く無視したような考え方に立った、事実上の罰金ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○岩田政府参考人 二つのことを申し上げたいと思うのですが、五年後の減額の規定がスタートするのは、改正法律が施行して五年後に初めて該当者が出るということでございますので、私も、五年間で、きょういろいろ議論していただいておりますが、さまざまな就労自立支援策、子育てとの両立支援策、別れた方からの養育費の確保策、それらを総合的に、関係機関の力もかりて進めたいというふうに思っておりますので、ぜひその間に多くの方が自立をしていただければ、ぜひ最大の努力をしたいというふうに思っております。

その上で、無条件にこの五年ルールが適用になるということではございませんで、まず、お子さんが小さいうちはなかなか本格的に働くということが難しいケースもありますので、お子さんが三歳になるまでは五年間の年数を数えるのをスタートさせないということにいたしておりますし、どうしても自立できないような事情が、お母様の方にあるケース、あるいはお子さんの方にあるケース、いろいろあると思いますけれども、それはどういうふうにしてその事情を整理できるかということを検討いたしまして、一定の事情に該当する場合については五年経過後も引き続き従来の金額を支給する。

そういうことで、きめ細かな配慮をしながら、なるべく自立していただくということで努力していきたいと思っております。

○小沢(和)委員 先ほども、母親たちの収入が、不況の深刻化の中で、ここ数年下がり続けているというところを指摘いたしました。彼女たちがどんなに頑張っても、一方的にパートの時給を下げられ、仕事がないから来なくてよいなどと言われている状況の中で、なぜ五年たつたら半額に引き下げられなければならないのか。こういう状況について、彼女たちに何か責任があるのか。責任は、

彼女たちの就労意欲を生かし切れない社会や政治の側にあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 そこは少し認識が違ふと思いません。

それは、五年後にそういうふうにするような体制をつくらなければいけないわけでありまして、この五年間、就労問題を中心としながら、いかにして手を差し伸べる事ができるか、全体としての社会システムをどう構築していくかということにかかってくるわけでありまして、それに見合つてと申しますか、それを眺めながら次の手をどうするかということがそのときに考えられることだというふうに思っております。初めから半分にするということを決めてかかっているわけでは、決してございません。

○小沢(和)委員 しかし、五年後に、あなた方がさつきからいろいろ言っているわけである、そういう支援策が功を奏したら、みんな収入がうんとふえる、そうするということ、そもそも所得制限からいって外れてくる仕組みになっているわけですよ。だから、こんなものををつくらなくたって、そつちの方で、ちゃんとあなたの方の思うとおりになつていくんじゃないですか、この施策がうまくいって、その点いかがですか。

○坂口国務大臣 それは先ほども局長が答弁をいたしましたとおり、中にはさまざまな条件の方がおみえでございますから、お子さんが小さい方もあるでしょう、御病氣の方もあって、そういうことがなくてもなかなか就業につけないという立場の方もおみえでございます。そうした方も十分に配慮をしていかないとけない。

全部の人が高い能力をお持ちで、そして常用雇用になつていただけるようであれば、それはそれで、それにこしたことはないわけでございますが、努力目標としてはそうでございますけれども、しかし、そう全部が全部というわけには、これは現実問題としていかないだろうというふう

に思っております。そうしたことも考慮に入れないからこれから対策を立てていくということでございます。

○小沢(和)委員 今の大臣の説明を伺つても、そういう施策がうまくいけば、母親たちの収入がふえて、所得制限の方から、この手当から外れていくという仕組みになっているんですよ。だから、この制度を改めてつくる必要というのは、今の話では私は証明されたというふうには考えられません。

次の質問を申し上げますが、かつて児童扶養手当の支給対象は義務教育終了まででありました。それが母親たちの運動で十八歳未満まで引き上げられ、さらに一九九五年には十八歳の年度未まで改善され、現在は子供が高校を卒業するまで保障されております。これにより、母子世帯の子供も高校まで安心して進学できるようになりました。

それからまだ七年しかたつていないのに、五年たてば例外なく半額に削るとは、これは全く逆で、余りにも整合性が無いと思えます。これにより、児童扶養手当は、母子家庭の生活の安全と向上を継続的に支える制度から、離婚直後の生活を一時的に支える制度へと大きく後退してしまうのではないかと思います。いかがですか。

○岩田政府参考人 私ども、今回制度改正を検討するに当たって、諸外国の例なども勉強させていただいたんですが、やはり多くの国は離婚直後の直後の激変の時期の緩和の措置として対応をとっております。例えば、アメリカは五年、フランスは一年、ドイツは六年、こういうかなり短期の期間に自立の努力をしていただいて、その後は二本足で立つていただくというのが諸外国の政策でございます。

我が国も、母子家庭がふえる中で、そして財政状況の厳しい中で、この制度を安定的に維持するためにどういう姿がいいだろうかということを考えたときに、やはり離婚などの直後の大変困難な時期、生活が一変する時期、その時期に資源を

集中的に投下をして自立支援をし、その結果、早く自立していただく、こういう方向で政策を今回立案させていただいております。

○小沢(和)委員 私のところには、この条項だけは絶対認められない、ぜひ撤回させてほしいという要請が何通も届いております。

その一通、福島市の菅野聖子さんの訴えの一部を紹介したいと思います。

私は小学六年生の息子と二人暮らしです。児童扶養手当の削減と聞き、不安に思っています。

昨年、子どもが高学年になり、また慢性的の病気をもっていることもあり、出費がかさむことになりました。

子どもの病気で仕事を休まなくてはならないことが多く在りました。会社で少しでも迷惑をかけない為に、熱のある子どもを一人で寝かせて、仕事に行き残業をし、家にもどつたら、熱が四十度にもなつていて何度となく涙を流しながら頑張りました。

会社は不景気になり、仕事が少ない日は突然、「午後は帰るなさい。明日は休みになります。」など収入が激減、当然ボーナスもありません。

母子家庭になつて七年目。今まで自立を図るための努力をしなかったことは一日もありません。他の人たちと同じだと思えます。少しでも多く収入を得て、子どもに普通の暮らしをさせるために頑張つてきました。

別にぜいたくを望んでいるわけではありませんが、子どもと二人、ほんのささやかな幸福を望んでいるだけなのです。

私たち親子の命を守つてほしいと思うことは間違いないのでしょうか。

という手紙です。

我が党も、このような条項を削除し、手当を今後十八歳の年度末まで全額原則として支給を続けるということを強く要求しております。

この問題は先ほどから議論が集中しております。その中で、政府は、五年後の状況の変化を見

て二分の一以内の削減幅をどれぐらいにするか結論を出すという趣旨の答弁をされていると思いますが、これは経済情勢がさらに一段と悪化したような場合には実施を先送りするということもあり得ると理解してよいのでしょうか。

また、削減することは強行規定になっておりますが、個々の実情に応じた配慮をする旨の答弁も今もありました。これは、強行規定でも運用は弾力的に行う、こういう趣旨だということに理解してよろしいのでしょうか。これは大臣に答えていただきたい。

○坂口国務大臣 最後のところはそういうことだということふうに理解していただいて結構かと思えます。

○小沢(和)委員 二つ聞いたんです、二つ。

○坂口国務大臣 初めは何でしたかしら。初めの方は何でしたか。

○小沢(和)委員 情勢のさらに一段と悪化したような場合には、五年たつたらこれをもう実施する、二分の一以内というのはどこら辺で実施するということを決めるけれども、だからそういう言い方なら、実際に非常に困難になってきたらこれは延期することでも起こり得るかか聞いています。

〔宮腰委員長代理退席、委員長着席〕

○坂口国務大臣 今そこまで決めるわけにはまいりません。今五年というふうに決めているわけですから、これから先の状況はいろいろ変化するわけでありまして、それはそれで今後見ていかなければならないというふうに思いますけれども、しかし、現在のところは五年というふうに決めているわけですから、現在それを変えるということは今言うわけにはまいりません。

○小沢(和)委員 それを今言うわけにはいかないと言われたけれども、しかし、そのときの経済情勢など、あるいは母親の収入の改善の状況といったようなことによつてはそういうことも含めてやはり検討することが起こるだろう、こういうふう

に私には聞かえるんですけれども、そう理解して

いいでしょうか。

○坂口国務大臣 先ほど申し上げたとおりでございますので、そのように御理解ください。

○小沢(和)委員 それから、母親たちが不安がつているもう一つの条項というのは、次の第十四条四号なんですね。求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図る活動をしなかつたとき、その手当の全部または一部を支給しないことができるという規定が悪用されると、どんどん手当をカットされるということになりかねないんじゃないか、こういうような不安の声も私のところにも何通も届いているんです。省令でどのようなケースを定めるのか、この機会に明確にお答えいただきたい。

○岩田政府参考人 省令の具体的な内容は今後検討することになりますが、自立を図る活動とは、例えば就職活動あるいは職業訓練の受講、そういったことを今念頭に置いておりますので、さらに具体的な内容については今後検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしましても、この規定の趣旨は、本人に能力があり、就職活動の機会や能力開発の機会があるにもかかわらず、そういうものを活用した自立の努力を一切しないという非常にまれなことではあるというふうに思いますが、そういった事例も全然ないとは言いませんので、こういう規定を置いていこうとごさいます。

○小沢(和)委員 ほぼ時間が来たようですので、これで終わります。

○坂井委員長 次に、中川智子君。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。

引き続きまして坂口大臣に質問できるこの幸せをかみしめながら、頑張りたいと思います。また、鴨下副大臣におかれましても、その優しい御性格で、いい御答弁を期待しております。

今回のこの法改正ですが、私も、本心に、結婚したときはだれも別れようと思つて結婚するわけ

ではありません。やはり一生添い遂げたい、そのような努力もし、懸命に結婚生活を続けてきた人たちがほとんどだと思います。非常に離婚がふえているからということ、その予算にも限度がある、このような財政の大変な折に、やはりこのように形で、法改正と私は思いますが、される。離婚がふえているならば、それだけ予算をちゃんととつて、本当に人間としてきつちりとした暮らしが営めるように、そのセーフティーネットを保障していくのが政治の役割だと思っております。

私も、東京の事務所の方にも一人シングルマザー、地元の事務所にも一人シングルマザーがおります。特に地元の事務所の大変素敵なスタッフなんですけれども、去年の暮れに離婚しました。本当に彼女の表情が暗れ暗れとして、これでやつと生き生きと生きていけるというような表情をしておりました。でも、それまでに何年も何年も苦しい、本当に別れることへの不安。そして、子供のことを考えて我慢をしてくるんだけれども、最終的には子供のために別れるという方がとても多いというのが現実です。

毎日毎日、冷たいお父さんとお母さんの関係を見る。ひっきりなしにする夫婦げんか。特に、もう夫婦げんかもせずにメモで、家庭内離婚のような状態の中で、その中で子供たちが生きていく。それは、子供自身の本心に明るい日々の暮らしを奪うことにもなる。それだったら、苦しくてもうはり別れようという選択をする方もとても多いのです。

また、三日前です。私の友人で、ぱたつと連絡が来なくなつて、ずっとこの二年間ほど心配しておりました。そうしたら、DVで、ドメスティック・バイオレンスで、夫の暴力に対して十年余りずっと我慢してきた、でもこのごろはその暴力が子供に向かつてしまふ、そういう状況の中で逃げるように家を出て、そしてあちこちに助けを求め、やつとパートで就職ができた。本当に長い戦いの中でやつと離婚が成立したので電話しましたというところで、元気な声で電話をかけてきまし

た。

昨今の離婚というのは、私は今回の法改正を見ますと、離婚がふえている、わがままに、嫌だったら安易に別れるんじゃないか、本当にその後手当なんて余りないんだ、だからできれば安易に別れることはやめなさいとか、その後の生活がこんなに苦しいということを、何か見せしめのように、今度の裏側というのがかいま見えてしまっています。

それほどみんな悩み苦しむ、そして戦つて、そして、みずからためと同時に、子供のためにやむなく離婚を選択してしまつた人たちにとつて、この年収二百二十九万平均、それで必死で生きています。でも、働き先はパートしかない。また、リストラのときには、やはりそのような弱い部分にリストラが、その矛先が向かつてしまふ。パートの率もこの不況下でふえているというのが現実です。

そこで私は、まず大臣に第一の質問ですが、不幸な結婚を続けることが幸せかどうか、大臣はどのようにお考えでしょう。

○坂口国務大臣 私は、余り答える資格がないように思いますけれども、今のお話を聞いておりますと、結婚しているのが幸せなのか、離婚をした人の方が幸せなのか、よくわからなくなつてきたなというふうに思いながら先生の話を聞かせていただいたわけですが、それがいいとか悪いとかというのはその人の個人の話でございまして、別れた方がよかつたとか先ほど先生がおっしゃつたように言う女性もあるんでしょうし、できることならば別れずにおりたかつたという方もお見えてございましょうし、そこはそれぞれの事情によつて異なるというのが答えでございましょう。

○中川(智)委員 大臣の心の声は届かなかつたのですが、今のお返事では。

やはり、別れることがいいか悪いかとかということじゃなくて、本当にみんな苦しんで、やはり子供のためということを考える方が多いんです

ね。安易な離婚ではない。今のこの社会情勢の中で離婚を選ばざるを得ないという人がこれだけふえている。ですから、やはりそれに対して、甘えるとか、本当に自立するために八五%の人は就労しているわけですから、そのような見解というのが私はかみ見えるということで質問させていただきます。

次に、今お手元に資料を配りました。これは家計簿をピックアップいたしまして、三枚ございいますが、本当にどれだけ児童扶養手当が命綱かという明らかな生活実態だと思います。

一枚目、児童扶養手当三万三千円が入って、そして奨学金も入って、十九万九千円。そして、使っている支出は、どうしても、どれだけ切り詰めても二十三万七千円になってしまう。赤字はボーナスで、年三回で約七十万円、一時金で補ってんしているという実態です。

二枚目のページにいたしましたも、やはり学校に通わせているときにどれだけお金がかかるか。一番やはり教育資金が今高い。先ほど局長の方から海外の方の例もおっしゃいましたけれども、海外はもつと教育費にも配慮をし、そして就労状況が違いますし、パート労働がこれほど安い賃金に抑えられるということはありません。そして、女性であるからといった差別もなくしていつてのことです。その背景の社会状況が違うのに、安易に海外ではこうだからという、そのような御説明は一切説得力を持ちません。この二枚目のページは、本当に教育費が大変だということが如実にあらわれていると思います。この方は、ことしの七月までは四万二千三百七十円あった児童扶養手当が、七千二百円削減されたということです。

三枚目のページは、経理員として一生懸命働いていらつしやる、こどもやはり児童扶養手当、そして児童育成手当が命綱だということが端的にあらわれています。この方の場合、毎月、この八月から八千円減額がされました。そのこ

とをどのようにお考えかというふうに思います。この現実に対して私は、この収入で、憲法二十五条、健康で文化的な最低限度の生活が営めるというのをクリアしているとお思いかどうかを大臣に伺いたいと思います。

○坂口国務大臣 母子家庭の皆さん方の内容もいろいろだろうというふうに思います。特に、常用雇用で働いていらっしゃるお母さんの場合には比較的恵まれているんだらうというふうに思いますけれども、やはりパートで働いておみえになるのときに、非常につらい思いをしておみえになるのではないかとこのように思います。

ほかから何らかの収入があつておやりになっている場合も、それは中にはあるんだらうというふうに思いますけれども、中にはそうでない方もおみえになる。さまざまな方がおみえになるのではないかとこのように思っております。その厳しい中でおやりになっている皆さん方に対しては、何らかの形でその人たちにお報いをするようにしていきたいというふうに思いますし、能力のあつてしかしパートで働いておみえになる皆さん方に対しては、その能力に応じて常用雇用ができるような体制へどう持っていくか、そこを努力しなければこの問題は解決しないというふうに思っております。

○中川(智)委員 それでは、今の大臣の御答弁の中で、パート賃金を、法改正してやはり最低賃金を上げていくということは同時に考えてほしいのか。

○岩田政府参考人 日本の労働市場で、パートタイム労働者が大変ふえているということ、そしてパートタイム労働者が担っている仕事も基幹化して、やっている仕事のレベルにおいては正社員との差が縮小している場合も出てきているということ、その反面、賃金格差は縮小しないという問題がございます。

これについては、専門家によって、時間を随分かけていただきました。パートタイム労働者と通常の労働者の均衡処遇のあり方について、七月に

研究会の報告を出していただきました。これをベースに、ことし九月からですが、労働政策審議会の雇用均等分科会という場で、これからのパートタイムの処遇の改善のあり方、特に正社員との均衡処遇のルールをどういう形でつくっていくかということについて審議を始めていただいております。

○中川(智)委員 私は、まずその部分の法整備をきつちりして、そして就労支援も、今回のこの問題をやった後で具体的な削減策というのがあることが筋だと思えます。全く本末転倒で、まず最初に削減ありきと。

今の、岩田局長、もう一度御答弁いただきたいんですが、では、具体的な法改正、パート賃金に關して、いつごろになる見通しでしょうか。

○岩田政府参考人 パートタイム労働の均衡問題について社会的なルールをつくりたいというふうな厚生労働省としては思っておりますが、それをどういう形でいつ法的な改正にするのかというようになことについては、まさに今、公労使、三者構成の審議会で議論が始まったばかりでございますので、今の時点でどういうスケジュールでというようなことは申し上げられないのでお許しくださいたいと思います。

それから、先ほど減額を先行するというふうにおっしゃいましたけれども、それが実際効果を持つのは五年先でございますので、自立支援策の方はもう今日からスタートしている、十四年度予算でも盛り込めるものは盛り込んでスタートしているところがございますので、この五年間にしっかりと自立支援策を先行して、多くの方が少しでも自立していただけるように万全を尽くしたいというふうに思っております。

○中川(智)委員 それでは局長、もう一度伺いたんですが、この八月から政令で児童扶養手当が削減されました。それもかなり大幅な額でございますよね。それに対してはどのように説明されましたか。

○岩田政府参考人 母子家庭対策全体のあり方

を、現金給付だけに頼る対策ではなくて、さまざまなその自立支援も総合的に講ずることによって自立支援を進めていこう、そういう全体的な対策のあり方を、ことしの三月、大綱という形で厚生労働省としてまとめてございます。その大綱に基づいて、十四年度と十五年度、二年間かかるわけですから、そして十五年度から新たにやるものもたくさんございまして、政令改正でできるものは既にこの八月にやらせていただき、法律改正が必要なのは今御審議していただいている。そういう全体の対策を二年度にまたがって今実施を御検討していただいている最中であるというふうに御理解いただければと思います。

八月の政令改正による減額は二つ目的がございまして、一つは、母子家庭がふえていきまして、受給者がふえてまいりますので、なかなか厳しい財政状況の中で、この制度自体を将来に向けて安定させる、維持するということの検討の中で出てきたということが一つございまして。

それからもう一つは、なるべく早く自分の就労による収入で自立をしていただけたらという、従来は、就労による収入がふえても手当との合計金額がある時点で逆転するというのが、収入がふえても手当との総収入で見ると逆に減少するという逆転現象が起こる仕組みになっておりましたので、そういうことがないように、収入がふえるにしたがつて手当がきめ細かく減減をして、そして収入トータルでは増加が続くように、そういう趣旨からも仕組みを見直したものでございます。

○中川(智)委員 それでも、減額の一方、朝から晩まで一生懸命働いたって賃金が低い、常用雇用じゃない。そして、さまざまな社会保障もない中で、国民年金なんかを払いながら、ことしの八月、本当に何か火事場泥棒的にばつと削減されていく。そういうことは就労支援の今回のこの五年をやつてからやるべきだ。兵糧攻めにしても、もつと働け働け、もつと苦しい生活を強いる、そのような中身になっている。

そういうことによつてどれほどの悲鳴がさまたまな手段によつて皆さんから届けられたかということで、一つお手紙を紹介したいと思ひます。

わたしは、三人の子持ちで、すでに三人とも成人いたしました。

三人が無事成人できたのも、児童扶養手当があつたからで、とてもありがたく思つていま

す。こどもが、十八歳の高校卒業までずっと児童扶養手当を受給してました。十五年間ほど受給してありましたが、それでも、こども達が大きくなるほどに消費は大きく、母親への負担も大きくなる一方でした。育ち盛りのこども達の食欲を満たすだけでも大変なものでした。

そして、この子たちは部活動、スポーツが好きで、一生懸命やっていたけれども、合宿の費用は捻出できなかつた。どれだけ頑張つても合宿の費用が捻出できなかつた。だけれども、高校だけは卒業できた。児童扶養手当がどれだけありがたかつたか、命綱たつたかというお手紙ですが、児童扶養手当を受給できたので、一番大変

だつた高校時代を乗り切ることができました。受給していましたが、わたしは必死に働いていました。

でも、給料は低い。これは努力でどうにかなるものではない、というのが実感です。給料が低いのは母親の責任ではないと思ひます。社会構造が変わらない限り、児童扶養手当は、ほんとうに必要なのです。

今までの児童扶養手当でさえ本当に私は足りな

いと思ひますが、具体的に、児童扶養手当、十八歳まであつて、これだけの金額があつたからや

り助かつたという声がたくさん寄せられていま

す。先ほどの御説明の中で、非常に、それを調整

するための御答弁がありました。まず削減あり

きでスタートしたということに対しては強い怒り

を覚えております。

続きまして、母子自立支援員について伺いたい

第一類第七号 厚生労働委員会議録第三号

平成十四年十一月六日

んですが、けさほど御質問がございましたけれども、現在の雇用人数が千二百二人、常勤が三百人くらいということで、具体的な数に關してはお返事がなかつたのですが、全部の市町村三千三百、それぐらいはきちり確保するのかどうかというところ、先ほどは、当事者としてNPO団体なども入れていくということがございましたが、答弁としては少し弱い、一団体ということをおつしやいましたので、一団体で、何団体かそれに名乗りを上げたときはどうなるのかという不安がございませう。NPO法人、名乗りを上げた場合はきちり入れていくという理解でいいの

か。二つ御答弁いただきます。

○岩田政府参考人 現行の母子相談員を母子自立支援員という形で拡充したいというふうに思つております。そして、従来は、母子対策というのは主として都道府県レベルでやられておりましたけれども、今般、都道府県も引き続き重要な役割を担いますけれども、福祉事務所が設置されている市、町にその大きな主体としての仕事を

おろしていくという構想でございます。したがひまして、今、母子自立支援員の人員費は地方交付税で措置しておりますので、総務省の方にお願ひしているところでございますが、すべての福祉事務所がある市に設置していただくように要望しているところでございます。

それから二番目にお尋ねの母子関係の団体についてでございますが、法律に規定しております公益法人である母子福祉団体でなければできないこととされているのは唯一貸付金の業務だけでございます。それ以外

のさまざまな自立支援のため

の仕事、あるいは母子相談員といひましようか、名前が変わつた後は母子自立支援員ですけれども、その自立支援員に母子寡婦のお母さん御自身が応募されるということも含めてですが、一切、特定の団体でなければならぬということ

はございませう。ぜひ多くの母子家庭の方、母子家庭のお母さんたちに母子家庭の自立支援の事業に参画していただきたいというふうに思つております。

○中川智委員 関連しまして、それは有償で雇用されると思ひますが、毎月の賃金はどれほどを見込んでいらっしゃるのか、現在のをそのままなされるのかどうかということが一点と、研修、やはり相談員というのはメンタルな部分もケアしないといけないと思ひますし、ジェンダーの視点というの

は欠かせません。そして、DVに対してのさまざまなきちりした認識というの

は必要だと思ひますが、研修がどれほど充実して、そのような中で研修されるのかどうかを聞かせてください。

○岩田政府参考人 母子相談員の人員費、地方交付税の算定基礎になつて

いるものについてでございますが、非常勤の場合については月十一万円というところで地方交付税の算定基礎にされております。今回はこの算定基礎の額自体の変更はお願ひして

おりませんで、むしろ、人数をふやして、すべての福祉事務所

にこの自立支援員を置いていただけるように、そちらに重点を置いた折衝を総務省とやつて

三三

聴しながら、そしてそのときの母子家庭の状況等も十分に勘案して決定をするということにしなければならぬというふうな思っております。

○中川(智)委員 私も五年先はここにいらっしゃるかわかりませんが、できればしっかりと、やはりその実態調査、就労支援策の実効を、どれぐらい効果があつたのか、それがどう生活にきつちりはね返っているのか、そこを評価して、ただ政令にゆだねるのではなく、政治の責任としてしっかりと御議論いただきたいということを強く要望しておきます。

続きまして、十四条の求職活動の部分ですが、これも大変に懸念がございます。「受給資格者(母に限る)が、正当な理由がなく、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき」とございます。

私はDVの方のお話とかいろいろ伺いました。そして、やはり離婚というのは結婚するよりエネルギーが要るんです。私はしたことないんですが、そうらしいんです。本当に、結婚するよりも離婚のとき、小泉総理に聞いていただければ実によくわかると思いますし、私は小泉総理に直接、離婚のときがどれだけ大変だったかというのを伺いました。ここでつまびらかにすることはできませんが、やはり物すごく心に傷を負う、そして精も根も尽き果てる、暮らが大変。そんなときに、うつ病になったりする方がいらつしやいます。心の病というのは、外から見てもわかりません。

そして、この十四条の求職活動の部分を超えに事細かに、人権やプライバシーにみづかすかと土足で踏み込むようなことは決してしてはならないと思います。ことしのいわゆる「こちやこちや」があつたときに、先ほどの、お米や野菜を実家からもらったのかというところもございまして、あれども、この部分に関しては、相手に対する配慮、そしてなぜ働けないのかという心の傷などを勘案した形でぜひとも対応していただきたいと思ひますが、これは鴨下副大臣に。

○鴨下副大臣 御指名いただきましたまして、ありがとうございます。母子家庭のお母さん方は、大半は就労しているわけでありまして、この規定に該当するようなケースは非常に少ないだろうというのが今の考え方でありまして。

この規定は、先生がおっしゃるように、外から見えないいろいろな悩みを抱えになつていて実際には働いていないというふうなケースは、これは十分に精査しないといけないわけでありまして、けれども、今、想定されるものとしては、本人が能力があつて求職活動等が可能であるにもかかわらず努力を一切しない場合など、自立を支援しようにも全く意欲がないような極めてまれなケースを想定しているというふうなことでございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○中川(智)委員 やはり、今回は、この条項、そのように例外的なものだったから私は削除すべきだと思つておりますし、多くの方々の思ひは、一生懸命頑張つていられるのに本当にむち打つような文言だということ、私は削除を要求したいと思ひますが、具体的にこれに対して対処するときに、今の副大臣のそのお取り計らい、配慮をぜひともお願いしたいと思ひます。

就業支援、就労支援のところ、やはり高度の技術を身につけるときに、学校に通つたりということでの支援策がございまして、三十万円の上限で、そして一部負担。これに関しまして、修了証明書を見せたらそのお金が返ってくるということとございまして、私は、やはりそのお金がつかれない、結構最近いろいろな学校もお金が高くなつております。これは本当に冷たいのではないかと思ひます。先に負担をして、そして修了証明書は後で持つてきたときにそれによつてきちりカバーするというふうなことでいいんじゃないかと思ひます。

母子家庭は申請したら先にこれを免除するということにはならないでしょうか、局長。

○岩田政府参考人 限られた財源でございまして、本当に母子家庭の自立の支援のために役に立つというケースについて使つていただきたいというふうな思つております。

単にどこかの訓練を、どこかの学校に行つて教育を受けるからというので給付を受けるといふ運用にはしたくないというふうな思つておりまして、職業相談から始まつて、実際に求職活動に至る一連のことについて御相談にあずかりながら、その中で特定の教育訓練を受けていただくというのが、しっかりと就職機会に結びつくと思われ、ケースについて助成金を使つてやつていただくと考えております。

そして、前払いできないかということについて、やはり本当に修了して実績を出してからということはいしたくないというふうな思ひますけれども、あわせて、福祉貸付金の中で訓練受講中の生活の資金はお貸しをいたしておりますので、そういうものも活用していただながら何とか乗り切つていただきたと思つております。

○中川(智)委員 でも、やはりそのお金が、一時的に出すお金がないから勉強することをあきらめるといふことは実際出てくるんじゃないでしょうか。局長いかがでしょうか、もう一度。

○岩田政府参考人 先ほど申し上げましたように、貸付金制度もございまして。貸付金制度は月に、現行では十万、たしか十万四千円程度だったというふうな思ひますが、技能習得のためにはその金額を上げて十四万強にしたいということで概算要求もさせていただいております。

ですから、後でお返しいただくということで大変でございますけれども、貸付金制度で何とか教育訓練の期間は乗り切つていただくというのが原則でございます。それにプラス、特定のケースで、この教育訓練を受ければ本当にいい就業機会に結びつくといったようなケースについて、事後ではございませうけれども、教育訓練にかつた費用を、その一部を助成するというふうにいたしております。

○中川(智)委員 やはり、そこかしこに何か冷たいものを感じるのですが、わかりました。

わかりませんが、わかりましたということで、では次に、もう時間がございませうので、もう一度これを確認したいんですが、この七月に現況調査をされたときに、このような文章があつた自治体となつた自治体があるようですが、本当にこういうことをなぜ書く必要があるのかという文書が配られました。

「児童扶養手当の受給者の皆様へ」ということで、「八月から児童扶養手当制度が変わります」というペーパーがございまして、この最後のところに「注意」ということがありまして、このような文章が書かれております。「万が一、偽りの申告など不正な手段で手当を受給した場合については児童扶養手当法に基づき」ということで、「三年以下の懲役、又は三十万円以下の罰則に処せられることがあります」ということが書かれております。

私は、本当に何千人、何万人のうちに、先ほど中津川議員がおつしやいましたような、悪意でこの制度を利用してということはあるでしょうけれども、それはあくまでも例外だと思ひます。本当にすべてを疑つていて、このようなおどし文句を書かれることがどれほど、ただでさえ母子家庭の皆さんはさまざまなレッテルを張られて、そして子供を抱えて懸命に生きていこうとするときに、こういうふうな、虚偽の申請をしたら三年以下の懲役とか三十万円の罰金とか、おどし文句をわざわざこれに入れなければいけないという必要性を認めることはできません。

ほかの手当の受給やそういう書類のときに、このような御注意というのは当たり前のこととしてあるのかどうか、それを伺いたしたいと思います。

○岩田政府参考人 この児童扶養手当は、母子家庭の状態にあるかどうかということですが、収入が幾らか、そして別れた夫から養育費を幾らもらつていられるかということについて、原則すべて申告主義でございまして。そして、国民の税金である財源を使った手当の支給でございまして、例外的なケースではありますけれども、残念ながら不正な受給は後を絶ちませうので、そういうふうな

ことから、正直に申告をしていた、かくようにという
ことで注意を促したものであるというふうに思
います。

そして、ほかの書類についてすべて今チェック
をしているわけではございませんけれども、何ら
かの形でこういう形の注意喚起を促しているとい
うのはよくあるというふうに理解しております。

○中川(智)委員 今のは、じゃ、その書類を見せ
てください。ほかのものはどのような表現をして
いるのか。不正受給などと、病院の不正請求とか
あんなのと比べれば、本当にどれだけのお金かと
思いますよ。まず疑ってかかる。そして、本当に
つらい思いをしている人にむち打つように、こん
なおどし文句を書く。これは、じゃ、ほかの文書
からも外すべきだと思いますよ。ちゃんと見せて
ください。調べます。

これで終わります。

○坂井委員長 次回は、明七日本曜日午前九時二
十分理事会、午前九時三十分委員会を開会するこ
ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時一分散会

第一類第七号

厚生労働委員会議録第三号

平成十四年十一月六日

平成十四年十一月二十日印刷

平成十四年十一月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K